日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第1回］活動報告

小野徹郎［司法支援建築会議運営委員会委員長／椙山女学園大学教授・名古屋工業大学名誉教授］

はじめに

建築紛争は、医療紛争とともに解決までにかかる時間が長い2大紛争の一つに挙げられる。医療訴訟は、近年解決までの時間が短縮される傾向にあるが、建築紛争は平均しても2年を超えるものも少なくない。特に係争中にその争点、専門領域が拡大し、解決に時間がかかることが多い。結果的に当事者間の感情問題にまで及び、その解決は難しくなっているのが現状です。また、建築紛争の判決例を見ても設計者、施工者のみならず、建築主や建物所有者にまでその責任は及んでおり、建築紛争の争点とその対象範囲の広さを示している。

こうした現状に法曹界も危機感を募らせ、建築の専門知識、およびその専門家集団との関係構築を強く望んでいた。日本建築学会では学会という厳正公正中立的な立場から、こうした社会的要望に応える手だてを模索してきた。その結果、本会は学会活動としての社会貢献の大きな柱として、2000年に司法支援建築会議を設立した。設立から今年で10年が経過しようとしている。その間、司法支援建築会議は、最高裁判所との連携を軸としてさまざまな活動を会員の協力のもと、具体的に行ってきた。その活動は、裁判所・法曹界から高い評価をいただいている。これも歴代の運営委員長をはじめとする司法支援建築会議運営委員会委員、会員各位の努力のお陰で、そのことに対し高い敬意と御礼を申し上げる。

このたび10年の節目を迎えるにあたり、これまでの司法支援建築会議の歩みを総括するとともに、次の10年への新たなステップを踏み出すために『建築雑誌』に連載を組み、建築学会の会員の皆様に司法支援建築会議をより深くご理解いただくとともに、こうした活動に今後ともご支援をいただきますようお願いいたします。

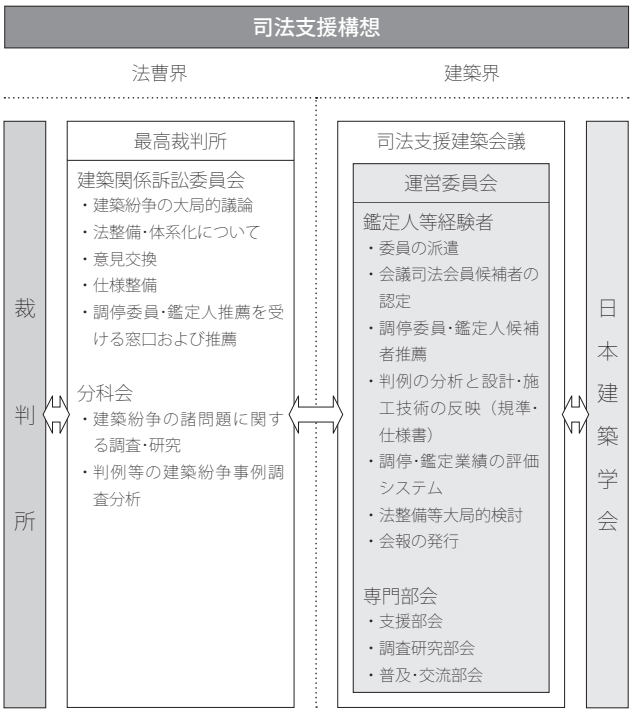

司法支援建築会議の位置付け

司法支援建築会議の組織

第1章　総　則
第1条（名称）
　この会は、社団法人日本建築学会（以下学会とする）が会長直属の会議体として設置するもので、その名称は司法支援建築会議（以下会議とする）と称する。
第2条（目的）
　会議は建築関係訴訟に関して、学会が保持する厳正中立的な立場から裁判所に対する支援ならびに裁判所の協力の下に裁判例等の建築紛争情報の調査・分析を行いその成果の公表を通じて、学会会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらには社会公共に寄与することを目的とする。
第3条（事業）
　会議は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（1）裁判例等の建築紛争情報の調査・研究とその成果の普及・啓発
（2）調停委員・鑑定人候補者の公募ならびに候補者リストの作成
（3）調停委員・鑑定人の業績の評価・顕彰ならびに支援
（4）司法当局との情報交換
（5）司法支援に関係する第三者機関等への代表委員の派遣
（6）会報の発行
（7）その他前条の目的に沿った事業

司法支援建築会議規則の抜粋

司法支援建築会議設置の背景・経緯

耐震偽装問題に端を発して、建築基準法の改正や住宅の品質確保の促進法などの整備が進められていた1998年頃から建築紛争は増加の一途をたどっていた。こうした傾向は現代社会の潮流ではあるが、結果的に建築にかかわる人達が紛争に巻き込まれることが多くなっていた。特に建築紛争は設計から施工、管理に至るまで幅広く、さらに争点が紛争中に拡大する傾向にあり、医療訴訟とともに審理期間が長い訴訟の一つとされていた。しかも建築生産が抱える古くからの慣習は、紛争の場では問題をより一層複雑にしていた。したがってその解決には建築生産に精通し、高度な専門知識が必要とされた。しかし、法曹界にはそれらの専門家が少なく、争点整理すら困難な部分もあった。このため審理が複雑になり、審理期間が長期化することとなっていた。

こうした背景のなか、1999年に最高裁判所の要請を受けて本会の関係者が集まり、非公式な懇談会がもたれた。その後、学会として具体的な検討を行って現在に至っている。この辺の状況については日本建築学会司法支援建築会議運営委員会の初代運営委員長である平山善吉氏の2001年日本建築学会会誌『建築雑誌』10月号「日本建築学会の司法支援／3」に詳しいのでそれを引用する。

平山善吉：「日本建築学会の司法支援／3：司法支援建築会議―設立主旨と支援会議会員（司法会員）の仕事―」より抜粋
（『建築雑誌』2001年10月号 p.68 Vol.116 No.1478）

　この会の主旨は、「裁判所は現在、建築紛争などの専門性の高い裁判に、適切な裁定を下すのに、大変苦慮している。このため建築学会がなんらかのかたちで協力願えないか」とのことであった。

　学会からは、専門家のサポートの必要性は認めるものの、その仕組みをどうするか。鑑定のポイントが裁判所の見方とずれている。指示内容が不明確である。報酬額の割に時間の拘束が大きい。さらには鑑定書に対して厳しい反対尋問が出され、また現状では鑑定が学問的業績につながらない。などの意見があった。

　議論の結果、学会は前向きに検討するとともに、この経過を7月21日（1999年）の企画運営委員会および理事会に報告することとした。また、この結論を受けて、裁判所からは「専門家が協力しやすいように制度を変えることも検討したい」との申し出があり、取りあえず建築界と司法界の間で、情報交換などの接点を持ち続けることで合意した。

　このようなことから、第1回に続いて8月24日、10月15日、11月15日と計4回にわたって懇談会がもたれ、これらの結果を受けて、1999年12月の理事会において、裁判所からの要請を正式に受け入れ、協力することになった。

　これは、本会が学会として保持する厳正・中立の立場から、訴訟の円滑かつ迅速な審理のために、調停制度に専門家が参加し、あるいは、裁判官の判断に寄与する鑑定制度に経験豊かな会員を送り、これと対価に

日本建築学会司法支援建築会議の活動経緯

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
・裁判所との懇談会開始	・会長直属の合議体としての司法支援建築会議を設立 ・司法支援建築会議登録会員134名が就任 ・最高裁判所、東京地方裁判所・大阪地方裁判所・横浜地方裁判所等の要請により鑑定人（12名）、調停委員（45名）、専門委員（30名）推薦 ・第1回講演会「建築紛争の現状と課題」開催 ・司法支援建築会議ホームページの立上げ	・司法支援建築会議から最高裁判所「建築関係訴訟委員会」に委員参画 ・鑑定人（33名）、調停委員（62名）、専門委員（30名）推薦・東京地方裁判所の講師（8名）推薦 ・研究会「最近の建築紛争の事例」開催 ・日本建築学会大会（関東）記念行事「建築紛争は減らせるか―司法支援建築会議の役割」開催 ・司法支援建築会議会報1号発行	・最高裁判所「建築関係訴訟委員会」開催 ・鑑定人（18名）、調停委員（41名）、専門委員（30名）を推薦 ・東京地方裁判所の講師（8名）推薦 ・第2回講演会「建築紛争の現状と課題―鑑定人・調停委員報告と役割」開催 ・第3回講演会「建築紛争の現状と課題―大阪地方裁判所における建築裁判から」（近畿支部共催）開催 ・会報2号発行	・鑑定人（9名）、調停委員（55名：再任含む）、専門委員（30名）推薦 ・東京地方裁判所の講師（8名）推薦 ・第4回講演会「都市居住を巡る建築紛争」開催 ・『建築紛争ハンドブック』刊行 ・会報3号発行	・鑑定人（3名）、（30名）専門委員（11名）を推薦 ・東京地方裁判所へ講師（7名）推薦 ・第5回講演会「建築紛争の現状と課題―戸建住宅を巡る建築訴訟の現状」開催 ・会報4号発行	・「最高裁判所建築関係訴訟委員会答申」 ・鑑定人（8名）、調停委員（47名：再任含む）の推薦 ・東京地方裁判所の講師（6名）推薦	・鑑定人（9名）、調停委員（31名：再任含む）の推薦 ・東京地方裁判所の講師（6名）推薦（6名） ・第7回講演会「建築紛争の現状と課題―失敗の要因と建築紛争の事例」開催 ・『建築士のためのテキスト―戸建住宅を巡る建築紛争』刊行 ・会報5号発行	・鑑定人（2名）、調停委員（55名：の推薦 ・東京地方裁判所」の講師（6名）推薦（6名） ・東京地方裁判所「建築関係訴訟検討会」開催 ・第8回講演会「集合住宅を巡る建築紛争」開催 ・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会土地・住宅部会との意見交換 ・会報6号発行	・鑑定人（1名）、調停委員（29名：再任含む）の推薦 ・東京地方裁判所の講師（3名）推薦 ・東京地方裁判所「建築関係訴訟検討会」開催（第2回） ・第9回講演会「建築紛争の現状と課題（その2）―大阪地方裁判所における建築裁判から」開催（近畿支部共催）（11月） ・『建築士のためのテキスト―集合住宅を巡る建築紛争』刊行 ・会報7号、会報8号発行 ・司法支援建築会議ホームページの「よりよい建築のための失敗の博物館」から「鑑定・調停実績報告書データベース」「論証館」の公開 ・司法支援建築会議登録会員数（323名） ・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会土地・住宅部会との意見交換（5月、9月、11月）	・東京地方裁判所「建築関係訴訟検討会」開催（第3回） ・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会土地・住宅部会との意見交換（1月） ・「最高裁判所右手の会」立ち上げ

裁判所の協力を得て、事例の蓄積を通じて、原因の調査・分析をすることで、本会会員たる設計者・技術者等の関係者に対し、その成果を還元し、また、紛争事例を開示することによって、紛争を減らすことができれば、両者は互いに共存できるはずである。このようなことから、最高裁判所からの依頼について、企画運営委員会で協力体制を具体的に検討することになった。

こうした経緯と結果を受けて本会としては、専門家集団として紛争解決に手を差し伸べることが本会の社会的貢献の大きな柱になりうるし、その役割を積極的に果たすべきと結論付けられた。それを受けて2000年6月の理事会で、会長直属の合議体として司法支援建築会議が設置された。

司法支援建築会議の組織と目的、事業

司法支援建築会議の組織と基本的考え方はその規定に明確に規定されている。

その第1条には、本会のなかの位置付けが記され、本会議が会長の直属の合議体とすることが明記されており、学会の社会貢献の大きな柱として独立して活動できるようになっている。

会議の目的は、その2条に会議は建築関係訴訟に関して、学会が保持する厳正中立的な立場から裁判所に対する支援ならびに裁判所の協力の下に裁判例等の建築紛争情報の調査・分析を行い、その成果の公表を通じて、学会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらには社会的公共に寄与することを目的とすると、明確に規定されている。会議が行う事業についても、目的に即して基本的に裁判所に対する支援を中心に7項目が挙げられている。

司法支援建築会議の10年の歩み

司法支援建築会議が会長の直属の合議体として発足以来、運営委員長のリーダーシップのもと各部会で具体的な活動を行い、その成果は最高裁をはじめとして関係部局から高い評価を得ている。主な活動は、1）最高裁判所をはじめとした裁判所との協力関係の構築、鑑定、調停，専門委員の推薦、2）調査研究に基づく建築紛争解決に資する出版活動、3）建築紛争にかかわる市民に対する広報、普及である。以下に歴代委員長・部会長を記すとともに、主な活動経緯を時代を追って記す。

司法支援建築会議運営委員会委員長

平山善吉（日本大学）2000/6～2005/5

仙田 満（東京工業大学）2005/6～2008/3

小野徹郎（椙山女学園大学）2008/4～現在

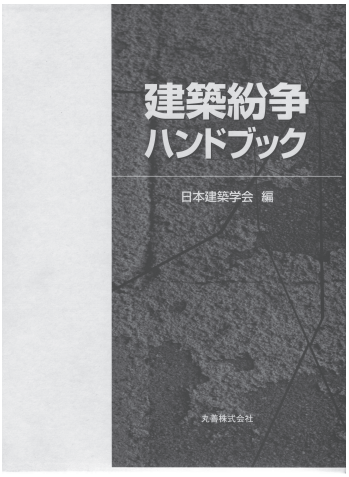

主要出版物

支援部会部会長

山本康弘（東京工芸大学）2000/12～2007/3

田中淳夫（宇都宮大学）2007/4～現在

調査研究部会部会長

山口昭一（東京建築研究所）2000/12～2004/6

松本光平（明海大学）2004/7～現在

交流部会

吉見吉昭（2000/12～2004/4）

柿﨑正義（2004/5～2005/5）

＊2005年6月に教育・普及部会と合流し普及・交流部会

教育・普及部会

関沢勝一（2000/12～2005/5）

＊2005年6月に交流部会と合流し普及・交流部会

普及・交流部会

関沢勝一（2005/6～2008/3）

柿﨑正義（2008/4～現在）

10年の節目を迎えて今後の活動方針

従来の活動の継続と発展

これまでの部会および小委員会活動の継続と活発化をはかる。今年度から始めた建築学会大会での「建築紛争フォーラム」の継続。法曹界との意見交換会を継続的に行う。

地方在住の会員の活用、活動の場の設定

地方在住の会員の意見聴取によっても地方在住会員の活動の場が必要である。各地の高裁、地裁と地方在住会員との交流の場の設定を推進する。また現在、司法支援建築会議としては地方組織を有していないが、現在の最高裁と司法支援建築会議との関係を変更しない範囲で、支部組織の立ち上げを行う。具体的には司法支援建築会議の規約の改定を行うとともに、北海道地区の活動を参考に地方組織の立ち上げを支援する。

司法支援建築会議の活動対外的発信と協力関係

創立以来、司法支援建築会議は先輩会員、現会員の皆様のお陰で大いに成果を上げてきた。しかし、それらの成果はある限られた範囲に対してしか知られていないところがあり、法曹関係の方々との懇談のなかでも十分われわれの成果が発信されているとはいい難い。『建築雑誌』『総合論文誌』等の本会が有している情報発信のツールを有効に使い、専門家のみならず一般市民に対しても有効な情報発信を行う。また、今後、外部のADR（裁判外紛争解決手段）の設置に関連した活動への協力も会議の重要な課題とする。

支援会議会員の若年層への拡大

司法支援建築会議の重要性が増すなかで、その組織の見直しは常に行う必要がある。この10年間司法支援会議会員の構成は発足当時のまま推移してきた。司法支援会議の目的、事業からすれば、経験が大きな力になることは当然で、経験豊かな会員の協力なくして司法支援会議の目的は達成できない。しかし組織が継続的に、健全に発展するにはその若返りが必要である。専門分野と年齢構成のバランスを保ちつつ支援会議の会員の増強と若返りをはかる。

おの・てつろう
1944 年生まれ／名古屋工業大学卒業／同大学院修了／鋼構造／著書に『鋼構造の造形と設計』『地震と建築防災工学』ほか／ 1994 年日本建築学会賞（論文）、2005 年日本鋼構造協会賞（論文）を受賞／ 2005 ～ 2007 日本建築学会副会長

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第2回］司法支援会議と法曹界

平山善吉［司法支援建築会議運営委員会・元委員長／日本大学名誉教授］

はじめに

司法支援会議は、1999年、本会と最高裁判所、および、東京地方裁判所の数次にわたる懇談や、『建築雑誌』の特集「建築と裁判」（1999年4月号）をきっかけに、2000年6月に設立され、本年で10周年を迎えた。

1900年代の後半、世界はグローバリゼイションという大波に洗われ、この大波は、わが国に規制緩和という開国を迫り、建築界も法曹界も、共にこの大波にさらされたといってもよいのではなかろうか。

司法が社会のインフラのひとつとして、真に機能することができるかどうかは、適正な判断を合理的な期間内に、寸分の誤りもなく下すことができるかどうかという一点に絞られているといっても過言ではないだろう。

このような中で建築紛争は、近年増加の傾向にある。これには工事に関わる施工者だけでなく、設計者、工事監理者を含めた人達はもちろんのこと、一般市民をも巻き込まれることが多い。

建築紛争は、東京地裁の例でみると、本会議設立以前には毎月40件位の事件が新たに発生し、この事件の解決には平均2年6カ月もの日数がかかるといわれていた。ちなみに、一般の事件を見てみると、こちらは1年位で解決している。これは、建築紛争がいかに複雑であり、解決に高度の専門性を必要とするかに他ならない。

紛争は互いの約束、あるいは合意に瑕疵が生じたとき、その相違点を求めて争うもので、当事者間での話し合いによる解決が最も望ましいが、これが不可能な時には、裁判所をはじめとする公的処理機関が利用されるが、近年ADR（裁判外紛争処理機関、筆者訳）基本法が成立し、迅速、廉価、安易な紛争処理が裁判所以外でも行われるようにもなった。これは、裁判よりも身近な紛争処理であると同時に、わが国においても規制緩和が進み、基本インフラの整備によって、欧米にならって訴訟社会へと転換されたからである。

しかし、現状は裁判に訴えるのが一般的で、この訴えに対する解決には、判決、調停、和解などがある。

建築紛争の傾向については、正確なデータはないが、従来、設計者や工事監理者の責任を追及するケースはあまりなかった。しかし近年は、特にこれらの事件が増加する傾向にある。また、近隣紛争に関しては、かつて日照問題が多発したこともあったが、近年これは減少傾向にあり、これに代わって室内環境や景観問題が提起されるなど、時代とともに訴えの傾向も変化している。

建築紛争の現状

このような紛争を未然に防ぐ目的から、このところ建築基準法の改正（2000.5）、あるいは住宅の品質確保の促進等の法律の制定（2000.4）など、建築界を取り巻く法的環境の整備が急ピッチで進められてきた。しかし、これらの法的環境の整備によっても、紛争はさらに増加するであろうと予想する人もいる。社会が成熟し、システムが複雑化すればするほど、紛争・訴訟が増加するのは、現代社会の宿命なのかもしれない。

建築関係訴訟の主な争点は、建物などの瑕疵の存在が問題となる場合と、設計契約あるいは工事請負契約などの書類の存否が問題となる場合が多い。前者においては紛争の対象が、施主などの生活の場がある居住区間であり、ここにはすでに多大な資金と労力が投入されている。また後者においては、委任契約や請負契約の合意が大きな要因となるが、書面がまったくなく、口約束などによる場合もある。

当然のことながら事件の解決には、適正にして迅速な解決が強く望まれているが、この紛争の解決には迅速な処理を妨げるいくつかの要因が内在することも明らかである。しかし、いずれの訴訟においても、事件の争点を確認し、この争点に法律を適用するという構図は同一である。このような中で、建築裁判における審理期間の長期化は、当事者に与える心理的、時間的、或いは経済的影響は大きく、社会的にも損失は大きいとの批判が強い。

1102_083-085_10周年記念連載［第２回］.indd 83 2011/01/26 9:39:55

このほか建築裁判では、施主、設計者および施工者など、これら当事者の他、審理にあたる裁判官にとっても、その処理には多大の労力と時間を要し、法曹関係者からは迅速な解決は現行司法制度の枠内では、多くの障害が存在するとの指摘もある。これは、現実の裁判を担当する訴訟代理人および裁判官の両者に対する、共通の問題として、建築分野の基礎的知見の不足をあげることができよう。このようなことから、建築紛争では、審理を複雑にし、困難にし、結果として解決に要する期間を長期化させているのである。

建築紛争の特殊性

社会環境や経済環境の変化に伴って増大しつつある建築紛争の多くは、当事者間の合意自体が明確でないものが相当数あり、この事件は、一般にいう、勝つか負けるかという解決では、適正な解決を得ることはできない。

このような中で、紛争解決法としての調停手続が考えられる。これは、原告、被告の両者が同じ調停の場において、厳正中立・公正な立場から、理論と実際に通暁した専門家調停委員により、利害得失を十分に考慮し、争点についての平易な説明を聞き、当事者自身が争点についての認識を深化し、ここで初めて自主的紛争解決が可能になるのである。

このように、調停による解決は、判決と違って手続の柔軟さに加えて、争点解明のために、必要に応じて当事者が裁判官と専門家を交えて、現地検分等を実施するなどの利点も多い。また、調停は、当事者の納得による合意であるから、合意事項については、判決よりも高い割合で両者に受け入れられていることも事実である。

しかし、現実の裁判の中では、これらの理念と異なる行為も多々ある。これは一般に『私的鑑定』といわれるもので、当事者から依頼を受けた建築専門家が、独自に意見書を提出したり、期日に出頭するなど、訴訟審議を専門に取扱う行為で、なぜかこれらの専門家は増えつつある。

これは一見裁判に協力するようではあるが、これらの建築専門家が作成した意見書が、証拠として提出されたとき、これは一方の当事者からの依頼によって作成されたものであるため、意見書の内容には往々にして客観的適正さや裏付けとなる理論的根拠が存在せず、当事者を惑わせ、かえって紛争の解決を困難にしている事例もしばしば見受けられる。これは、勝訴したいがために、当事者から依頼された私的鑑定で、訴訟の場に登場するこれらの専門家の倫理観、あるいは、高いモラルも現行訴訟に対する課題のひとつではないだろうか。

建築業界には、契約社会としての成熟度が乏しいこともあって、合意内容が書面化されていないことも多々ある。この結果、合意の存否の判断に困難をきたし、これが、訴訟の勝敗にもたらす影響は重大である。このほか、当事者として感情的になりやすいことなどその要因は多々ある。

司法支援会議の設立

紛争を合理的に解決するには、裁判における専門家の協力は不可欠であり、専門家が当該裁判に初期の段階から参加することによって、『より早い段階での争点整理がなされ』『何が真の争点なのか』を明らかにすれば、早期の審理が可能になるのである。

このような中で、最高裁判所の要請を受けて、適切な裁定を下すため、専門家として本会の関与が可能かどうか、1999年7月、最高裁判所民事局長・千葉勝美（現・最高裁判事）氏、第一課長・林道晴（現・民事局長）氏ほかが本会にみえられ、当時、副会長の仙田満氏と私等が対応して懇談会がもたれた。

以来数度の懇談の結果、『なんらかの形で建築学会に協力願えないか』、という裁判所側の強い申し出に対し、本会からは専門家支援の必要性は認めるものの、その仕組みをどうするのか。鑑定のポイントが裁判所の見方と違ったとき、あるいは報酬額のわりに時間の拘束が大きい、などのほか裁判に立ち会ったときの鑑定書に対して厳しい反対尋問が出される等の危惧に加え、本会としては鑑定の結果が学問的業績につながらないなどの意見が出された。

議論の結果、本会は前向きに検討するとともに、裁判所からは、『専門家が協力しやすいように制度を変えることを検討したい』、との申し出があった。このような結果を踏まえて、1999年12月、この要請を正式に受け入れ、ここに司法支援構想の概要が生まれた。本会議は、運営委員会（委員長・平山善吉 → 仙田 満 → 小野徹郎）を設け、その中の支援部会（部会長・山本康弘 → 田中淳夫）、調査・研究部会（部会長・山口昭一 → 松本光平）、教育・普及部会（部会長・関沢勝一 → 柿崎正義）、交流部会（部会長・吉見吉昭、後に教育・普及部会と合流）の四つの部会によって運営されることになった。

ここに学問的には最も遠いところにある建築界と法曹界が、紛争をなくするという大義のもとに、手を取り合うことになったのである。この結果、2000年6月の理事会において、会長（岡田恒男）直属の会議体と

1102_083-085_10周年記念連載［第２回］.indd 84 2011/01/26 9:39:55

して、日本建築学会司法支援建築会議が設立された。

法曹界との相互理解

建築に関する裁判は、その裁判の前提として建築の専門技術的知見を必要とすることが多い。このため当事者の主張を確定するのには困難も多く、裁判は長期化する傾向にある。ここで、現実に直面する調停は円滑かつ迅速な審理のための専門家の参加とともに、裁判官の判断に寄与する鑑定も必要となる。

このため、司法支援建築会議は裁判所の要請によって適任者を推選する代償として、これら調停、鑑定によって得られた事例を公表することにより、この事例が本会の学術、技術の進歩に貢献するとともに、紛争を減らすことになれば両者は共存することができるのである。このようなことから、建築裁判においては、専門的知識の豊富な鑑定人、あるいは調停委員としての本会の参加は不可欠である。

建築紛争における瑕疵の主張・整理の困難性は、技術的事項が争点となることから、使用言語の異質性、内容の専門性、などの各要素が交錯し、その結果、主張書面や書証などの膨大な訴訟記録が形成され、これが調停委員会での解決意欲をも阻害させる現状もあるようである。このような中で、裁判所側の処理体制として、22部に25部が合流し、建築集中部（2001・4）が創設され、さらに集中部が専門部（2008・4）となり事件の集中的処理を通じて専門裁判官を育成するという成果を収めているとも聞いている。加えて、調停・鑑定人は記録の閲覧、評議などが自由にできるようになり、訴訟代理人についても、司法制度改革推進法の成立（2001・6）により、弁護士数の増加に伴い、建築紛争を専門的に取扱う弁護士の増加も期待されている。

このように、紛争の解決には本会が公益法人として社会に奉仕する立場から裁判所の調停制度、あるいは鑑定制度に参加し、訴訟の円滑かつ迅速な審理のための、裁判官の判断に協力しながら、これと対価に判決事例の蓄積を通して、その原因の調査・分析を行い、本会会員たる設計者や技術者等の関係者に対し、その成果を還元し、またこれを開示することによって、一般市民に対しても紛争を未然に防ぐことができれば、両者は互いに共存できると判断したのである。

結び――建築紛争の予防と防止

当初、紛争の解決には30カ月近く要したものが、現在では、この約半分くらいの15カ月位で解決に至っている（最高裁判所、建築関係訴訟委員会、東京地裁の例、2008年）。これは、ひとえに、裁判官を含めた当事者（原告、被告、および代理人としての弁護士と本会会員の専門家）が、事件の解決に向けて、その持てる知識と技術を提供し、解決に協力したからにほかならない。

しかし、紛争は今なお増加の傾向にあり、本会の目指す『紛争を減らす』には至っていない。あらためて紛争を減らすには、本会会員はもとより、広く一般市民をも対象に、紛争防止のための広報・教育に努め、特に教育においては、建築の基礎知識と技術者倫理に関し、大学院および大学の学生はもとより、将来は初等教育にまでこれを広げて、『法教育』の普及を図らなければならない。

このような観点から、2002年私の大学（日本大学）では大学院生を対象に、最高裁判所の協力を得て、『建築と司法』なる講座を開講し、当時、東京地方裁判所、第22部総括判事、田中信義（後、東京高裁判事を経て現・弁護士）先生と斎藤隆（現・札幌地裁所長）先生、それに私と3人でこの講座を担当した。その後、担当講師のご栄転により、講師はかわったが、講義は現在大学生にまで広げて行われている。

このほか、目覚ましい技術革新の中で、複雑化する訴訟に対応するとともに、専門訴訟への対応強化と、さらなる審理期間の短縮等を求めて、本会議発足とともに、最高裁判所には、『建築関係訴訟委員会』が設けられ、また、本会では、本会会員はもとより法曹界と協力し、一般市民を含めて、広く広報を行うなど、啓蒙書の発行、講演会の開催などを行い、毎月行われている裁判所の勉強会には、積極的に講師を派遣するなどの協力を通して建築紛争の予防と防止を願っている。このような考え方の延長として、最近、日本弁護士会との意見交換会、あるいは最高裁との『若手の会』などの懇談会も発足した。

一方、行政においては、新民事訴訟法が平成10年から施行され、さらに平成15年には『改正計画審理』『専門委員制度』『鑑定制度』の改正などが行われている。

建築紛争解決の難しさは、専門性と並んで多くの人間がこれに関係しており、事案が複雑・困難であることと、関係者の倫理欠如に加え、合意書面の少なさといった建築業界の特異性、さらには、原告、被告とも、どちらも被害者を気取る感情的対立もある。このため、本会においては、裁判所とのさらなる連携を深めながら、計画審理の実践、調停委員や専門委員の安定的確保とともに、法曹界とのさらなる協力が必要である。

ひらやま・ぜんきち
1934年生まれ／日本大学卒業／同大学院修了／建築構造力学／工学博士／共著に『建築紛争ハンドブック』ほか／1975年 Antarctic Service Medal of USA、1996年学会賞（業績）受賞ほか

1102_083-085_10周年記念連載［第２回］.indd 85 2011/01/26 9:39:55

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第3回］建築紛争の法的解決

仙田 満［司法支援建築会議運営委員会・前委員長／建築家／放送大学教授］

はじめに

司法支援建築会議が日本建築学会に創設され、その活動は満10年を迎えた。この記念すべきときに、建築家として司法支援建築会議設立の経緯を含めて、建築訴訟の実態について述べ、これまでの10年間の流れを踏まえたうえで、これからの日本建築学会司法支援建築会議の課題と展望について言及したい。

1. 司法支援建築会議の立ち上げ

1999年に最高裁判所、東京地方裁判所と日本建築学会の懇談会が行われたことが、そもそもの司法支援建築会議の設立のきっかけだった。

（1）司法支援建築会議立ち上げの背景

1999年7月15日に最高裁判所の呼びかけにより、建築訴訟に関する問題についての懇談会が開催されたのは、その年の4月に『建築雑誌』において「建築と裁判」という特集が組まれたことがその背景にある。

この特集では、弁護士で建築士の大森文彦氏が「建築紛争の分類」吉野高氏が「裁判の仕組み」里川長生氏が「建築調停の手続と現状」西口元氏と廣瀬和彦氏による「建築瑕疵に関する諸問題」などが寄稿されている。

この懇談会には日本建築学会側から副会長であった平山善吉教授と筆者そして数人の理事が出席した。懇談会の当初は「鑑定書に協力しても、鑑定人として弁護士から自尊心を傷つけられるような質問を受けたり、非難をされたりというように、建築紛争に対して学術研究者として協力する意義が感じられない」などの厳しい意見も出された。しかしこの懇談会は相互の立場と認識の相違を確認し、忌憚のない意見交換の場となって継続的に開かれることとなった。第2回は8月24日、第3回は10月15日と、ほぼ月1回のペースで開かれ、徐々に日本建築学会が司法の場に支援する重要さが全体として認識された。11月15日に学会における支援体制の仙田私案が提出され、12月6日の理事会において学会の司法支援が決定された。その後、具体的な支援体制の骨組みが議論され、2000年4月16日に司法支援建築会議の構想が理事会で説明され、司法支援建築会議会員が登録された後、6月20日に司法支援建築会議が発足した。

同時に日本建築学会と裁判所との公式な会議体、建築関係訴訟委員会がつくられ、ほぼ1年の議論と構想により、全体としての学会の裁判所に対する支援の仕組みが完成した。

（2）司法支援建築会議の意義

筆者は建築家として建築紛争を自らの問題としてとらえ、訴えられる側も訴える側も膨大な時間と経済的な困難さがあることを認識していた。建築訴訟は3年以上かかるケースも多く、争点が多いことと、裁判官、弁護士に建築の専門的な知識がないことが長期化の大きな要因であった。紛争があることはやむを得ないとしても、それが何年も続くということは、精神的にも経済的にもとても負荷が大きい。裁判所にすぐれた専門家の支援が必要なのである。また裁判所においても建築紛争がどのような類型の事件がどのくらいあるかという統計は全くとられていないことなどが、懇談会の議論の過程でわかった。学会としてどのような原因で紛争になったのか、紛争を避けるためにはどうすべきなのかという問題は、きわめて学術的な課題である。裁判所を支援することにより、その問題の解決を設計や生産、あるいは契約の現場にフィードバックすることの意味は大きいと考えられた。また裁判所に専門家としての調停委員や鑑定人を推薦していくのだが、鑑定人の鑑定書というものを学術的に評価して、すなわち学術論文と同等なものとして、制作者の学術的な実績となる形が重要ではないかと議論された。そのように鑑定書を学術的評価対象とすることにより、鑑定書の質とそれを作成する社会貢献的な動機を高めることができると思われた。司法支援建築会議会員はあくまでも裁判所を支援するものであって、原告や被告をサポートするものではない。学会は消費者をこそ支持すべきだという意見もあったが、そのような私的鑑定には学会はふさわしくない、あくまでも中立公正という立場をもつ学術団体の社会貢献として、裁判所の支援のみを行うこととした。従って司法支援建築会議会員は私的鑑定はできないこととしている。

1103_053-057_10周年記念連載［第３回］.indd 53 2011/02/22 8:40:54

(3) 支援会議会員としての社会貢献活動の場

高齢化社会のなかで多くの企業や大学で定年となった経験も能力もある方々が学会活動そのものを辞められていく。学会という学術的な組織からすれば、その能力を生かす場をつくることも学会の役割であると考えられる。設計や生産、研究の現場から離れても、その経験を生かす場として、支援会議という社会貢献の場が議論された。司法支援建築会議はその後、まちづくり支援建築会議、住まいづくり支援建築会議などの社会貢献の場がつくられたがそのさきがけとなった。

2. 設計をとりまく建築訴訟

建築は設計、生産する過程のなかで、時に発注者、設計者、施工者の間で紛争が発生し、裁判に至ってしまう場合がある。2000年代前半に東京地裁の訴訟事案の分析にかかわり、2000年代後半から現在まで最高裁の裁判迅速化の検証に関する検討委員会委員として、裁判の当事者を含めた検討に関わったことより、設計を取り巻く建築訴訟の現状について述べたい。

(1) 東京地裁建築専門部における事例分析

2001年に東京地裁では建築専門部、いわゆる集中部(民事第22部)が発足したが、そこで2003年12月までの建築紛争78件について、その分析を中心に建築訴訟の傾向と問題についてみてみたい。

①建築紛争の現状

【当事者の関係】 施主施工間(38.5%)が最も多く、次に下請元請間(23.1%)である。設計者が関わる紛争は16.6%であった。

【建築種別】 戸建住宅(35.7%)、集合住宅(27.4%)の住宅系が過半を占める。

【工事種別】 新築(57.7%)と改修(21.8%)で、全体の約8割弱を占める。

【構造】 木造(20.3%)、鉄筋コンクリート(15.2%)、鉄骨造(15.2%)、不明(46.8%)である。

②当事者の負担

審理期間に注目すると、全平均で約2年3か月、最も長い事例で約11年9か月の事例もあった。しかし、原告が訴状を提出した期日別に各年で審理期間をみると、平成12年以前の建築紛争は平均で約2年11か月審理していたが、平成14年度になると、平均で約1年4か月になっており、東京地裁の取り組みが一定の成果を挙げていると考える。

③技術面からみた建築紛争

【設計瑕疵】 施主が設計者に対して設計監理業務に瑕疵があると主張して、設計報酬を支払わない紛争である。施主の主な主張は「法規違反」「計画不十分」「図面読み間違い」「監理不十分」がある。東京地裁の判断として多くの設計瑕疵は認められていない傾向がある。しかし、設計者は建築法規や設計趣旨を施主に対して積極的に説き、図面の読み方も説明すべきだと考える。また、監理業務の内容について事前に説明する必要がある。

【施工瑕疵】 施主が施工者に対して施工精度から生じる建築の欠陥(瑕疵)について争う紛争である。紛争の中で最も多く全紛争の約半数を占める、争われる建築種別は戸建て住宅が多い。請求金額が大きく(平均2,113万円)、審理期間(平均約2年7か月)も長い。紛争で瑕疵を主張する場合、一度に複数の箇所の瑕疵として主張するため、調査対象で得た紛争のなかで全箇所数は824箇所である。東京地裁が認めた瑕疵は182箇所で、裁判所が認めなかった瑕疵は432箇所である。判断しなかった瑕疵、欠席裁判、内容不明(約210箇所)を含めると、裁判所が認めた瑕疵は全体の22%であり、主張されている瑕疵が全面的に認められることは少ないといえる。

1) 箇所:建築紛争となった箇所を大きく類型化(17種)すると開口部・窓枠の争いが最も多く、次に空調電気設備、床、内壁の順に多い。基礎に関する訴えはコンクリート基礎、基礎床組のいずれも多い。日常的に見える箇所と基礎は訴えられやすく、建築工事の際には細心の注意が必要である。

2) 不具合事象:施主が主張する不具合事象として83種を抽出した。特にこのなかで、瑕疵としての主張が20箇所以上あった不具合事象は「配筋・被り厚」「取合の隙間」「傾斜・不陸」「固定・締付の不足」「床鳴り」「漏水・雨漏り」「取付位置・高さ・配列」「ひび・破れ」「クラック・ジャンカ」「建具の動作不良」「汚れ・傷」である。東京地裁の判断には、不具合事象により瑕疵と認められやすい事象と認められにくい事象が存在した。例えば、コンクリートの配筋・被り厚は主筋の位置、あばら筋の間隔は施工上、厳密な位置を指定することは困難で、ある程度の誤差が出てしまうことが考えられる。一方、コンクリート表面の剥離又はRCレーダによって配筋調査から基準値を下回ることを容易に証明できることから、瑕疵として主張しやすいものと思われる。

④契約面からみた建築紛争

【設計契約】 設計者が設計図や見積書を作成したものの、施主が設計者に対して設計業務の依頼をしていないとして設計料の支払いを拒み、設計契約の成否を争う紛争である。請求金額や審理期間は短いが、規模の大きい設計業務に対する紛争が多い。事例より「契約誘導設計」「提携外設計」「無償設計」の3パターンが確認された。「契約誘導設計」は設計者が行った設計業務を、施主が正式な設計契約を行っていないとして、設計料の支払を拒む紛争である。契約誘導としての無償の設計と有償との段階を明確に分けなければならない。

1103_053-057_10周年記念連載［第3回］.indd 54 2011/02/22 8:40:54

「提携外設計」は施工条件付土地売買にある敷地に施工会社以外の会社が設計業務を行ったために、施主が設計報酬の発生に不満を持ち、設計料の支払いを拒む紛争である。建築条件付の敷地上に設計する場合、設計料の発生や設計者の選定等の確認をすることが重要である。「無償設計」は施主が建築の計画を中断したために、それまでかかった設計作業報酬を請求する紛争である。建築計画が中断することを念頭に中断した場合の設計料について契約を確実にしておくべきと考える。また、設計者が事前に設計報酬に対する明確な方針を用意し、施主に対する提示と確認を行う必要がある。

【追加変更】 施主が設計者、施工者に対して追加変更に伴う金額の増減について争う紛争である。施主の主張を4つに分類し、「追加変更してない」「依頼したが、代金発生の合意無し」「依頼したが、金額が過大」「争いなし」とした。このうち、追加を依頼し、代金も適正である「争いなし」の分類が約1/6である。一方で、施主が口頭により追加変更を指示する際に、工事の増額の合意が書面化できていない事例が確認できる。これらは紛争となる以前に設計施工が工事の内容と金額の説明をすれば、紛争を未然に防ぐことができた可能性がある。設計者は予防として、「工事内容」「代金発生」「代金額」のそれぞれについて書面による確認を行うべきだと考える。

⑤意識の相違

建築紛争では瑕疵に対し、施主との間に感情的な対立が生じることが指摘されている。そこで、判決文に読みとれる感情を施主の主張に注目して整理すると、建築物に対する「不安」と「不満」、設計者・施工者に対する「不信」があることが確認できる。また、瑕疵の主張数に注目すると、最も多い事例では194箇所を主張していたが、東京地裁に認められた瑕疵は16箇所という事実からみても過剰な主張が多いといえる。施主の多くは建築に普段関わりが無く、建築は規模や金額が大きいことから、建築に対する不安や不満を抱きやすいといえる。施主の不安や不満を取り除くため専門家として説明責任を果たすべきであると考える。

(2) 最高裁・裁判迅速化報告から見る建築および建築設計訴訟

建築関係訴訟は平均審理期間が15.6か月である。これは民事の一般的な紛争解決機関の2倍であり、さらに瑕疵等が争われる事例についてみると、建築学会司法支援建築会議のサポート等にも関わらず、まだ平均22.3か月を要している。医学学会のサポートによって医療紛争は目覚しく審理期間を短くした（約1/3）が、建築は争点が多いことなどによって、その努力の割には審理期間の短縮化は著しいものではない。瑕疵主張の事件は全体の6割である。契約書がない事例は東京地裁で54%、大阪地裁で40% とほぼ半分は契約が書面化されていない。このような客観的証拠となる形がないことにより、紛争の長期化が多くみられる。鑑定が実施されるのは約6%であるが、鑑定の長期化も指摘されている。鑑定人の選任にも時間がかかっている例が多い。このことは裁判所に対しても、建築学会の司法支援建築会議の活動がまだ十分末端まで知られていないことを示している。東京、大阪、札幌等は支援建築会議を利用するが、まだ地方の裁判官に司法支援建築会議システムの存在が十分に認識されていないため、鑑定者の選任に時間がかかっていると思われる。裁判所に対しても、筆者は支援会議の存在のさらなる告知を要請している。

3. 司法支援建築会議の10年

(1) 司法支援建築会議と裁判所とのこの10年の成果

この10年間、司法支援建築会議は多くの成果をあげたといってよい。その間、最高裁判所の定例審議会である建築関係訴訟委員会、東京地方裁判所とは建築関係訴訟検討会が開かれている。建築紛争に関するさまざまな問題が議論された。鑑定人、専門員、調停委員の推薦等により、建築紛争の平均審理期間は約1年近く短縮された。

また、この間、さまざまな勉強会が司法支援建築会議と東京地方裁判所などで定期的に行われた。また紛争のフィードバックとしての学術出版書は『建築紛争ハンドブック』をはじめ、『戸建住宅を巡る建築紛争』『集合住宅を巡る建築紛争』という2冊のガイドラインが出版されている。

また、この間「裁判の迅速化に係る検証に関する検討委員会」が2003年より発足し、建築界より筆者が委員として参加している。この会議は2か月に1度のペースで行われ、10年間を目途に活動する予定で、すでに3回の報告書が出されている。このなかで建築紛争においても全国的な調査に基づき、その特異性と解決についての方向を示している。

また地方の裁判所と建築学会との関係も活発化しており、札幌地裁と北海道における司法支援建築会議との連携が強まって、大きな成果をあげたことが報告されており、同様な動きは大阪、名古屋にも見られる。

しかし、専門部制度をとっている東京地裁の繁忙さは尋常でない。現在、年間東京地裁だけで新受事件が500件近いといわれ、紛争は減少する傾向にはないといえるだろう。その紛争の内容は今後建築工事そのものが新築から改築やコンバージョンというような躯体のみを残し、機能を変えていくような形でつくられる過程で発生する事件がますます多くなるであろう。古

1103_053-057_10周年記念連載［第３回］.indd 55 2011/02/22 8:40:54

い建物を延命させることは、また地球環境的な配慮としてはきわめて重要である。問題はその時に古い建物のデータ等が十分でない場合も多く、それらが紛争の原因になることも予想される。現在でも、テナントとして入った商業施設に関するトラブルは訴訟物件として増加傾向にあることが、東京地裁の調査でも明らかになっている。この躯体とインテリアとの関係も、その関係者が異なることによる紛争の責任の問い方が複雑になることが予想されている。

（2）建築訴訟の傾向

1990年以降、日本の建築生産は減り続けている。1990年当時の建設工事受注高は約64兆円であったが、2009年では約41兆円と約36％の減少になっている。特に近年リーマンショック以降「コンクリートから人へ」というスローガンが強く浸透されているところでもある。しかし全体の建築紛争は減少傾向にはない。建築経済の困難性は劣化した建築士のモラルによって姉歯事件を生んだが、低価格指向は、そのようなぎりぎりの省力工事を生みやすい傾向を増やしているといってよいだろう。そのため審査機構がつくられ、一定の防止対策がつくられていることは評価できる。しかし訴訟増加の方向は少なくならないだろう。訴訟は「裁判沙汰」といわれるように地域コミュニティが堅固であった時代は少なかったが、今時代は地域コミュニティの力は一層弱まりつつある。そのなかで代理人を立てて訴訟による解決は少なくならない。また2004年の弁護士法の改正や法科大学院の設立等により、この5〜6年で弁護士の数が急増している。1990年には13,800人だった弁護士は20年後の2010年にはその倍を上まわっている。アメリカは弁護士が多い。そのためつくり上げられる紛争も多いといわれている。日本でもそれが危惧される。

4. 建築学会および司法支援建築会議の期待される役割と課題

（1）倫理教育

学会においてはこの10年間で倫理教科書が2冊つくられたことは大きな成果であると考えられるが、大学の現場で設計や技術教育のなかで、より対社会的な責任を引き受けねばならない立場として、倫理教育が建築教育プログラムのなかで今後位置付けられる必要がある。すでに行われている大学もあるが、わが国の大学専門教育のなかで必須とすべきと思われる。今後の大学、および学会での十分なる検討が待たれる。

（2）紛争の国際化対応

21世紀はアジアの時代ともいわれているが、わが国の建築家達はアジアはもちろん、世界でその設計力を発揮している。また生産の現場も国内の需要が低迷するなか、開発途上におけるインフラ等の貢献が重要テーマとなっている。

一方、国内においても国際化の波はまぬがれない。そのなかで、今後国際的な訴訟に発展するものもあり得る。建築士法等、日本の建築関係の法律の国際的な同等性も含め、その対応を建築界、および司法界も考えていかねばならないだろう。そういう点ではアメリカのような公的な裁判でない、民間的な調停機関としてのADRがより日本において検討されねばならない。

（3）ADRの発展

日本の訴訟の量的な拡大をおさえる意味においても、民間調停機関としてのADRを今後普及展開していく必要がある。その受け皿としても学会の司法支援建築会議は検討する必要がある。本体としてやるのか、あるいはNPO的に別働体を結成するのか、多くの知見・経験をもつ60歳代の専門家の社会貢献の受け皿としても早急に立ち上げを考える必要がある。

（4）地方裁判所と司法支援建築会議支部の連携

地方裁判所で専門部制をもっているところは建築では4庁といわれている。これを医療と同じ10庁に増やしていくべきと、筆者は最高裁に提言している。そしてこれらの方法は地方裁判所とその地域の司法支援建築会議会員とが連携するため、支部組織を立ち上げる必要があると思われる。すでに、札幌、名古屋、大阪等で始まっているが、その他の都市でも建築学会の支部を中心に、司法支援建築会議の支部を形成していくことが望まれる。また裁判所も強くそのことを学会に要望している。

（5）フィードバックとしての出版物、DVDの作成

この10年のさまざまな紛争、解決の蓄積のもとに、設計・生産の現場にフィードバックする学術的整理を行うべきである。紛争に巻き込まれないためのガイドラインづくりや、仕様、基準づくり等のシステムが構築される必要がある。すでに逐次的には行われているが、10年を目途にそれらを総合的に俯瞰する必要があると思われる。

（6）専門弁護士の認証制度とその支援

建築紛争では裁判所との協議は十分に行ってきた。また弁護士会との協議も進めてきたが、建築関係の紛争で長期にわたるものの原因の一つに、代理人としての弁護士の知識不足があげられる。そのような点から海外にみられるような建築訴訟の専門弁護士制度が望まれるところである。弁護士会認証のような形での専門弁護士の存在は、国民にとってもわかりやすさという点で望ましい方向である。建築学会としてもそれを今後強く要望していく必要がある。また、その設立の際には認証に対する専門講師の派遣等については、司法支援建築会議は積極的に関与していくことになろう。

1103_053-057_10周年記念連載［第３回］.indd　56　2011/02/22　8:40:54

（7）建築士、弁護士、ダブル資格者への期待

建築紛争の増大は建築資格者のプロフェッショナルとして、新しい領域を広げるだろう。法科大学院の設立に伴い、建築と法律を共に学び、建築士と弁護士のダブル資格者が活躍する場が拡大するだろう。大学においてもそのような領域への若い学生の挑戦に対し支援をすべきである。多分それは司法のみならず、行政、政治の世界でも期待される存在になるだろう。

（8）建築紛争研究の強化

司法支援建築会議はこの10年間きわめて確実に日本の建築訴訟の現場に貢献してきた。しかしその割に建築学会での注目度は低い。それを研究する若い研究者が少ないことがそのことを示している。しかし筆者は、建築紛争は「宝の山」だと考えている。負の結果なのだから、そのなかに多くの建築学として取り組むべき課題が発見できるはずだ。多くの若い建築研究者にそれに気づいてほしいと願うばかりである。

（9）建築訴訟鑑定の学術評価

鑑定書を学術論文と同等、あるいはそれに準ずる評価を与える必要がある。ドイツ等では鑑定書の作成する者が権威者として尊敬されている。日本においても鑑定書の作成に高い学術的評価を与える必要がある。またそのためには鑑定書は公表されることが必要である。その紛争の当事者を明らかにせず、仮名にすることによって可能である。建築学会総合論文誌のような形で5年に一度ぐらいの割合で特集を組まれるような形でも、継続的な評価の機会を設けるべきである。

（10）司法支援建築会議の財政基盤強化

司法支援建築会議が今後もさらに活動を活発化させていくためには、その財政的な基盤を強化する必要がある。これは司法支援建築会議が設立時より課題となっていたところである。この財政的な健全化をはかっていくためには、支援会議が学会の内部組織にとどまるのか、NPOや公益社団として独立していくことも視野に入れるべきと考えられる。あるいは建築学会の重要な社会貢献事業として位置付け、それに対する費用を保証する必要がある。

（11）建築関係法規、社会システムへのフィードバック

現在の建築関係訴訟においても、契約書の不備というのはきわめて多い。契約書がつくられないため、紛争が長期化している例も多い。書面化はきわめて重要である。設計、工事にしろ、社会的契約が行われなければならないのだが、確認申請時における契約書の書面提示義務化等によって行政手続きでも改善できると思われる。そのような社会システムをあわせた改善の動きも司法支援建築会議は今後取り組む必要がある。

（12）定年のない司法支援建築会議会員

司法支援建築会議会員は年齢の下限を50歳としているが、上限は設けるべきでないと考える。働ける限り、調停委員や専門員、鑑定員として、あるいはその支援の活動者として、経験を生かし働くという気持ちで会員としての活動を展開していただきたい。日本建築学会員として、社会貢献に定年はいらない。ますます多くの知恵をもつ人の参加を望みたい。

（13）裁判所の建築計画的研究の必要性

裁判所とはもともと多様な人々が関わる、また裁判員制度が始まり、裁判そのものもより多くの人々が参加する形で変化しているが、その器である裁判所の審理を進める空間のあり方、意匠も研究対象として学術的に検討していかねばならない。その中心的役割を司法支援建築会議が果たしていく必要がある。

（14）支援会議会員に対する顕彰制度の検討

司法支援に永く貢献した活動に対して日本建築学会として顕彰する制度の検討を行う必要がある。調停委員、専門委員、鑑定人として永く活動してきた学会員に対し、顕彰すること等は学会員の社会貢献活動をうながす意味でも意義のあることと思われる。例えば、学会賞（社会貢献）等の新しい賞の創設も検討する価値がある。

あとがき

司法支援建築会議を通してこの10年を、建築家としての立場から総括し、そしてこれからの展望と課題について述べてみたが、司法支援建築会議の設立に関わったものとして、岡田恒男元会長、平山善吉元副会長、斎藤賢吉前専務理事をはじめ、これまで多くの司法支援建築会議会員の努力・協力により、このような成果が出せたことを感謝しともに慶びたい。

さらにこの社会貢献活動が広く社会に認められ、利用され、日本建築学会が発展することを祈りたい。

参考文献
★1……『建築雑誌』1999年4月号、特集「建築と裁判」、pp.9-49
★2……『建築雑誌』・2001年12月号、連載「技術ノート」、日本建築学会の司法支援5
・今後の展望と期待―建築関係訴訟委員会の設立と今後の展望／林 道晴
・今後の展望と期待－司法支援建築会議の展望／仙田 満
★3……『21世紀建築の展望』（丸善刊、2003年）、仙田 満
★4……『日本建築学会関東支部研究報告集』（2004）pp.341-344、東京地方裁判所民事22部における建築紛争に関する研究、諸藤弘之、山崎 純、仙田 満
★5……裁判の迅速化に係る検証に関する報告書、（平成21年7月、2009-7）、最高裁判所事務総局

せんだ・みつる
1941 年生まれ／東京工業大学卒業／建築設計学・環境デザイン学／工学博士／東京工業大学名誉教授／日本建築学会 2001-2002 元会長／著書に『子どもとあそび』『環境デザインの方法』ほか。作品に「愛知県児童総合センター」「但馬ドーム」「新広島市民球場」「国際教養大学図書館」ほか。1993 年日本建築学会霞ヶ関ビル記念賞（研究部門）、1996 年日本造園学会賞作品賞、1997 年日本建築学会賞（作品）、2010 年日本建築家協会賞受賞ほか

1103_053-057_10周年記念連載［第３回］.indd 57 2011/02/22 8:40:54

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第4回］最近10年間の建築関係訴訟の状況と今後の課題

岡崎克彦［最高裁判所事務総局民事局第二課長］

1. はじめに

民事訴訟において充実した審理を合理的な期間内に行うことは、世界の主要先進国が抱える共通の懸案事項といえるが、我が国では、平成10年に施行された改正民事訴訟法を契機として、近年、争点を整理して証人尋問等の証拠調べを集中的に行う運用が定着し、一般の民事訴訟については、審理期間は相当程度短縮してきた。この平成10年改正法施行の熱気も冷めやらぬころ、今後取り組むべき課題の一つとされたのが、審理・判断に法律以外の専門的な知見を要する訴訟（専門訴訟）について、いかにして裁判の質を維持しながら迅速化するかという問題であり、このような専門訴訟の代表格と目されたのが建物の建築をめぐる訴訟（建築関係訴訟）であった。

本稿では、最近10年間の建築関係訴訟の状況と司法支援建築会議が裁判実務において果たしてきた役割を振り返り、今後の課題に言及することとする。なお、筆者は、最高裁判所の事務当局において建築関係訴訟に関する調査や施策の企画立案等を所管しているが、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解に基づくものであることをあらかじめお断りしておく。

2. 10年前の建築関係訴訟の状況と司法支援建築会議の創設

建築関係訴訟の中には、建築業者等から注文者等に対して建物の請負代金等の支払を請求する事件（建築請負代金等請求事件）や、注文者等から建築業者等に対して建物の瑕疵等を理由として損害賠償の支払を請求する事件（建築瑕疵損害賠償請求事件）が含まれる。特に、建物の瑕疵の存否が問題となる事案（建築瑕疵損害賠償請求事件と瑕疵の主張のある建築請負代金等請求事件。本稿では「瑕疵の主張のある建築関係訴訟事件」という。）においては、審理・判断に建築の専門的知見が必要となるが、従来の裁判実務では、訴訟代理人となる弁護士や裁判官の多くが専門技術的な知識に通じていないため、争点や証拠の整理に時間を要し、また、争点に対する判断の見通しが立たないことから、早期の和解による解決も困難であった。したがって、この種の事件では、裁判官が審理の中で中立かつ公正な専門的知見をいかに獲得していくかが課題であったが、平成10年ころは、個々の事件を担当する裁判官等が自らの努力で事案に適切な専門家の所在を探索することを余儀なくされており、この点に建築関係訴訟の審理が長期化する一つの要因があった。

当時、建築関係訴訟に関する統計が取られていなかったことから、審理期間の全国的なデータは存在しないが、東京地裁の平成11年3月から12月までのサンプル調査では31.5月、大阪地裁の平成11年5月から平成12年3月までのサンプル調査では30月とされており★1、専門家の援助を比較的得やすい東京地裁や大阪地裁でも、相当長期化していたことがうかがわれる。

他方で、建築界においても、欠陥住宅問題等に対する社会的な関心の高まりなどを受けて、建築関係訴訟で適切な専門家により専門的知見を提供することは公益にかなうことであるとの理解が深まり、また、専門的知見の提供の過程で認識される建築紛争の実情を建築関係者に還元して紛争の防止につなげていこうとする機運が高まっていった。

このような背景の下で、平成11年夏から社団法人日本建築学会と最高裁事務総局民事局との間で意見交換が開始された。民事局が日本建築学会と意見交換をすることとしたのは、学会が建築紛争について中立公平な立場にあるとともに、多様な建築分野にわたる多数の専門家が所属していることなどを考慮したものと考えられる。そして、平成12年6月には、日本建築学会に司法支援建築会議が創設されるに至った。

3. 建築関係訴訟に関する最近10年の歩み

（1）司法制度改革審議会の意見書

政府の司法制度改革審議会は、平成13年6月、意見書を

1104_056-058_10周年記念連載［第４回］.indd 56 2011/03/24 15:48:37

公表した。その中で、民事司法制度の改革の一つの柱として、専門的知見を要する事件への対応強化が挙げられ、①各種専門領域における専門家が専門技術的見地から裁判官をサポートする専門委員制度の導入、②鑑定制度の改善、③法曹の専門性強化が提言された。これらのうち、①の専門委員制度は、民事訴訟法の平成15年改正により導入され、平成23年3月1日現在、全国で550名の建築関係の専門委員が任命されている。また、②の鑑定制度の改善は、同じく民事訴訟法の平成15年改正で鑑定人質問の制度を設けるなど手続の整備が図られた。さらに、③の法曹の専門性強化については、平成13年4月に東京地裁と大阪地裁にそれぞれ建築事件集中部が設置され、その後、札幌地裁と千葉地裁にも集中部が設けられ、審理上の工夫やノウハウが全国の裁判所の参考とされている。

（2）建築関係訴訟委員会の設置

平成13年6月、最高裁判所に建築関係訴訟委員会（内田祥哉委員長）が設置された。同委員会は、①建築紛争事件の運営に関する共通的な事項を調査審議し、最高裁判所に意見を述べること、②事案にふさわしい鑑定人等の候補者の選定をすることを所掌事務とするものであった。①については、平成17年6月に答申が出された。

（3）司法支援建築会議による鑑定人等の選任

前記のとおり、平成11年夏から日本建築学会と最高裁事務総局民事局との間の意見交換が開始されたが、各地の裁判所から鑑定人・民事調停委員[★2]の候補者の推薦依頼をする場合には、最高裁事務総局民事局（後に建築関係訴訟委員会事務局）で依頼を受け付け、民事局から日本建築学会に推薦依頼をするというスキームが構築された。平成12年には、取りあえず事件数の多い東京、大阪、横浜の各地方裁判所について学会から民事調停委員候補者の推薦を受け、同年4月、任命に至った。その後、司法支援建築会議の創設に伴い、同会議が学会の窓口となった。これまでにこのスキームを通じて鑑定人候補者の推薦を得て鑑定人の選任がされた事件は100件近くに及んでいる（表1）。近年は、各地の裁判所で専門家調停委員や専門委員等を通じて建築界との連携が進んできたこともあり、このスキームによる推薦依頼は減少傾向にあるが、特に、小規模な地裁や支部では、司法支援建築会議による推薦がいわば最後の頼みの綱として有効に機能しているといえる。このほかに、民事調停委員の候補者も多数推薦され、全国で活躍している。

（4）最近の統計

建築関係訴訟について統計を取り始めたのは平成16年4月からであるが、全国の地方裁判所の民事第一審訴訟事件の新受件数（当該年に新たに提起された訴えの件数）は、図1のとおりであり、近年はおおむね横ばいである。

また、平均審理期間は、図2のとおりであり、瑕疵の主張のある建築関係訴訟事件についても、平成18年以降は約2年前後で安定的に推移している。

なお、東京地裁、大阪地裁における瑕疵の主張のある建築関係訴訟の平均審理期間（平成22年・地裁管内）は、東京地裁が22.8月、大阪地裁が23.2月であり（これらの数値は速報値である。）、前記の約10年前のサンプル調査と比較しても、一定の迅速化が実現していると考えられる。このような迅速化の背景には、裁判体による審理の運営改善のほか、司法支援建築会議の活動により、専門家の確保が円滑になり、建築関係訴訟を民事調停に付して専門家調停委員による解決を図る付調停の活用が進んできたことや、鑑定手続の迅速化等があるものと思われる。

4. 今後の課題

以上のとおり、建築関係訴訟のここ10年の状況を振り返ってみると、一定の審理の迅速化も見られ、そこに司法支援建築会議が果たした役割は大きいものといえる。

もっとも、付調停や専門委員の活用状況を見ると、集中部などのノウハウが蓄積している地裁では、よく活用され、

1104_056-058_10周年記念連載［第４回］.indd 57 2011/03/24 15:48:37

それが審理の充実と迅速化に貢献していることがうかがわれるのに対し、中小規模の地裁にあっては、所属する建築関係の専門家調停委員や専門委員の数が限られているところも少なくない上、調停委員等は当事者等と利害関係のない者であることが必要になるところ、狭い地域で生じた法的紛争についてそのような調停委員等が十分に確保できていない地域もある。このような地域では、新たに専門家を確保する方策が求められるほか、例えば、専門委員に所属する地裁以外の裁判所の事件にも関与していただくなど、専門家の広域的な活用方策が必要であろう。

また、建築関係の調停委員が大量に任命されたのは、正に司法支援建築会議が創設された前後の時期であることから、建築関係の調停委員等の平均年齢が上昇してきており、将来の世代交代を見据えて比較的年齢層の若い世代の専門家にも協力を求めていくことが喫緊の課題となっている。

建築関係訴訟の更なる運営改善を図っていくためには、今後、このような地域間の広がりと世代間の広がりについても考慮していく必要があり、司法支援建築会議の果たす役割に期待したいところである。

注

★1……東京地方裁判所建築瑕疵紛争検討委員会・プラクティス第1委員会「東京地方裁判所における建築瑕疵紛争事件の審理の実情と運営について」判例時報1710号14頁、田中敦ほか「建築関係訴訟の審理の在り方について」判例タイムズ1029号6頁。ただし、対象とされた事件の定義は、本稿で用いる「瑕疵の主張のある建築関係訴訟事件」と完全に一致するものではない。

★2……民事紛争を話合で解決することを目的とする手続として民事調停がある。民事調停には、当事者が調停を申し立てる場合のほか、訴訟が係属した裁判所が訴訟の進行過程で事件を調停に付す場合（付調停）がある。民事調停手続は、裁判官と2名以上の民事調停委員から成る調停委員会によって行われるが、民事調停委員には、建築や土木の専門家も多数任命されている。

表1　鑑定人候補者推薦件数（建築学会）

平成12年	5
平成13年	28
平成14年	17
平成15年	8
平成16年	4
平成17年	5
平成18年	8
平成19年	5
平成20年	1
平成21年	2
平成22年	10
合計	93

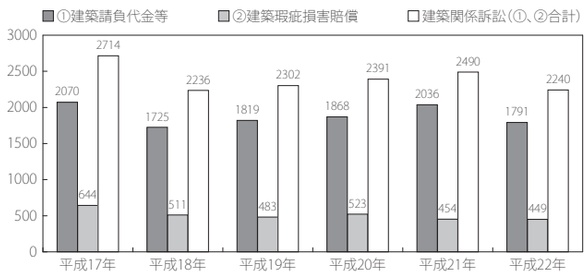

図1　建築関係訴訟事件の新受件数

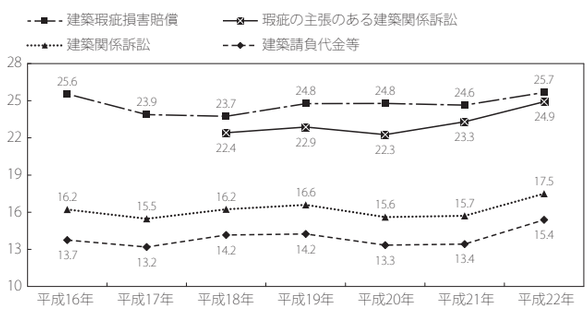

図2　建築関係訴訟事件の平均審理期間（月）

（注）
1. 建築関係訴訟事件は統計上、建築請負代金等事件と建築瑕疵損害賠償事件の2類型に分類される。
2. 建築請負代金等は、建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件をいう。建築瑕疵損害賠償は、建物建築に関する設計、監理、施工等の建築瑕疵を理由とする損害に関する事件をいう。
3. 本表の基礎となる事件数は、地方裁判所民事第一審のものである。
4. 平成16年は、4月から12月までの統計値である。
5. 瑕疵の主張のある建築関係訴訟事件の平均審理期間は平成17年以前は抽出することができない。
6. 平成22年の統計値は速報値である。

おかざき・かつひこ
平成 6 年判事補任官／平成 15 年東京高裁判事職務代行／平成 20 年東京地裁判事／平成 21 年司法研修所教官／平成 22 年から現職

1104_056-058_10周年記念連載［第４回］.indd　58　2011/03/24　15:48:37

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第5回］建築紛争の法的解決

河野清孝［東京地方裁判所民事第22部部総括判事］

はじめに

現在の建築紛争は、事案に応じて、その解決に専門的な知識経験（専門的知見）を必要とする法律的紛争であり、建築専門家（調停委員、専門委員、鑑定人。ただし、東京地方裁判所では鑑定件数は極めて少ない）の関与を得て、多くの訴訟事件や調停事件が円滑かつ的確に処理されるようになり大きな成果を上げている。

もっとも、米国の住宅バブルの崩壊と2008年9月のリーマンショック以降、深刻化した世界金融危機や同時不況の影響により低成長経済となり、デフレが進行して不動産不況が続き、わが国の民間住宅投資もGDP（国内総生産）の数パーセント程度へと低下している。最近では住宅着工件数も年間100万戸を割るような厳しい状態であり、これに伴い建築紛争の裁判所への申立件数自体はやや減少傾向にある。

しかし、住宅投資は経済への波及効果が大きいことに加えて、裁判所への建築訴訟提起件数は、いまだ高い水準にある。また、欠陥住宅対策として、いわゆる住宅瑕疵担保履行法等の制定など、住宅建築をめぐる法整備が図られたこともあって、今日の成熟した日本社会の下で、建築紛争の適正かつ迅速な法的解決の重要性がより一層増すようになっている。

このため、東京地方裁判所民事第22部（調停・借地非訟事件のほか、建築事件の専門部）では、裁判所の事件処理のあり方を再検討して、今までの発想を改め、新たな視点による試みや審理上の留意点を策定することを企図している。一方で、法的解決の意味の理解とその法律適用のあり方についても、訴訟（弁論準備・和解手続を含む）・調停運営において、なお一層注意を要する点があるように思われる。

そもそも適正な裁判は、正しい事実認定と、その認定した事実に正しい法律の解釈・適用をすることによって実現される。つまり、具体的事件ごとに、法律の条文を確認し、また判例・学説を調べて、権利発生に必要な要件事実は何か、権利の変更・消滅に必要な要件事実は何かを正確に認識し、これに従って争点を把握し、その争点について、書証の整理をしたり、証拠調べをして、事件全体としてバランスのとれた和解・調停や判決をすることであると解される。

そして、民事訴訟法上では、争点判断は、a当事者が主張した事実を基礎とすること、b当事者間に争いのない事実（自白された事実）は、原則として裁判所もこれに拘束され、そのまま裁判の資料として採用すべきであること、c当事者が申し出た証拠資料を前提に判断すべきであることにも配意して、専門的知見を活用することが必要である。このように、争点判断に必要な論拠を当事者が提出しないときはどうしようもなく、主張立証責任のある一方当事者に不利益に判定されることは、ローマ法以来の考え方である（木庭顕『ローマ法案内－現代の法律家のために』羽鳥書店、2010年、p.66）。

建築学的判断と法的判断

ところで、紛争解決手段である裁判所の調停は、社会的紛争実態に即した最善の解決方策であり、成立した調停の給付条項には執行力（強制力）が付与されるものの、条理にかない実情に即した調停を実現するためには、紛争となった時期や契機・原因および解決の方向の確認とともに、当事者の支払能力・建築技能や審理手続の費用対効果の分析、法的な枠組みの確認と判決となった場合の結末の検討が不可欠と考えられる。

そしてまた、当事者から「専門家調停委員の査定・評価によっては、当方の提示金額や見解を変更してもよい」と告げられることがあるが、この言辞は吟味が必要である。これを告げる当事者の真意としては、当方の提示金額や見解が専門家調停委員の具体的な査定・評価により裏付けられるので、かえって自己の正当性が増大するものと期待しているときがあるからである。このため、専門家調停委員の査定手続による判断結果が当事者の見込みどおりではなかったときは、見解の相違としてその判断結果に従わないことが往々にしてあるのである。そこで、専門家調停委員の積算の労力を無駄にしないために、当事者の言葉の意味や立場を理解して訴訟・調停運営をすることが求められて

1104_059-061_10周年記念連載［第５回］.indd 59 2011/03/24 15:48:32

いる。

とりわけ、建築訴訟の審理では、瑕疵、追加・変更工事、および出来高・履行割合等について、当事者が概算でいくらと各査定・評価しているかにつき、事前に双方の差額を確認しこれを勘案して進行するのも一つの方法であり、その差額金額によっては、瑕疵一覧表、追加・変更工事一覧表および出来高一覧表など、各種一覧表の作成の要否や専門家調停委員の査定・評価の必要性を含めて、訴訟・調停運営の合理化を図るべきものであろう。

さらに、やや専門的な話になるが、建築訴訟事件における追加工事が争点の場合、主に法律手続上の検討分野として、ａ追加工事につき、法令または約定に基づく書面による追加合意の確認手続の要否や、その追加部分の検収・引取および査定手続等の有無、ｂ追加発注の主体ないし受注の主体が手続上も所定の権限を有していたか否か、ｃ追加による増加費用はすべて請負人側負担の約定の有無、または、入札事案に係る追加費用特約の存否もしくは公共工事等の予算・出費の裏付手続の有無などを事件記録等で確認して、事件全体の紛争解決の見通しをつけてから、専門的知見を活用した積算等の要否を検討することも肝要である。そして、他方で、社会的紛争に対する的確な法的分析によって、必ずしも建築専門家（調停委員、専門委員、鑑定人）の関与を得なくとも、充実した審理により事件処理ができる案件も多く、事件の振り分けも精査する必要がある。

しかも、人や企業は、いかなる状況下でも、可能な限りの幸福や利益を求める存在であるだけでなく、幸福や営業のあり方は人や時と場所によって変わるものであるので、法や権利は、わたしたちの多種多様な幸福追求が公正にできるよう調整を図ることに存在意義があるものとされている（井上達夫『法という企て』東京大学出版会、2003年、p.288）。その意味で、裁判手続も、いろいろな幸福や営業のあり方を公正に尊重しようとするものであり、その公正な調整が本質であると考えられる。

すなわち、建築専門的・科学的評価の判断と法的評価の判断とにおいては、視点を異にしているので、判断基準は一致しない（建築専門家による過誤・欠陥の存否や積算等の判断は、建築学的判断であって、これと法的判断は異質なものであることは当然である）。このため、個別事件の具体的事情を離れて、建築技術的正しさを追求することのみでは解決策を得ることは困難であって、専門的知見を法的世界にいわば翻訳し、これを昇華した法的議論をすべきものである。そして、当事者の主張や証拠関係だけでなく、紛争の経緯およびその事案の特質、契約成立経過およびその内容、ならびに当事者の経済状態・利益状況および境遇等にかんがみ、納得の得られる紛争解決のために、当事者の互譲を引き出すことのできる調停・和解案（調停・和解金額）を提示し、あるいは適正な判決手続を採用するのが相当である。

例えば、瑕疵修補について考えると、新築・改築・リフォーム等に係る欠陥現象とその原因の特定により、瑕疵（いわゆる契約違反、法規違反、美観損傷、未施工としての瑕疵など）を認定したうえで、修補方法・手順の確定をして、修補の必要性と費用のほか、その見積と積算を柔軟に考察する必要がある。これらの瑕疵の判定および見積・積算等（これらは裁判所の法的判断事項である）は、当事者が当初予定した見積や図面、具体的契約内容を踏まえて、設計・施工・監理を現実に担当した建築業者（ゼネコンあるいは中小・零細業者）に対応し、現地調査の結果に従って、個別に実際の建築物件の契約金額、仕様・品質等級（グレード）に沿った判断を行うべきものである。また、この積算等においては、修補箇所・部位の特定、修補方法および工法選択のほか、材料費、人工代および間接工事費など、具体的な作業項目を含めて、その確定に困難な種々の要素が内在していることに注意を払い、瑕疵修補相互関係をも総合考慮した公正な調整を行うべきものである。

そして、これらの瑕疵の判定および見積・積算等につき当事者に反論の機会等を与えるなどの手続保障をして、調停委員会等との意見調整を図ることにより、当事者の信頼を得るとともに、透明性を確保し、具体的な建築物件ごとに裁判の客観性を担保しているものということができよう。

法的解決と建築専門家の役割

もともと、法律は人間の実生活や企業による実際の営業活動等を具体的場面において個別に規制するものであるから、建築紛争の法的解決の枠組みや分析も事案に応じて個別的に公正になされるべきものであり、このような観点からの適正でしなやかな事件処理が求められている。

そして、一般に人間である以上過ちや間違いを犯すことがあるうえ、生涯にわたって勝ち続けることもあり得ず、その失敗やエラー（欠陥、瑕疵）の程度・態様も一様ではなく、さらに現実の建築物件も千差万別であり、その紛争形態は広汎かつ深刻である。したがって、建築紛争の原因解明や解決案は、医療過誤事件や労働事件等とは相異し、重層的な建築関係者の下で時間的・空間的にも多面的に考察されるから、その法的解決においては、予断や決めつけは避けるべきであって、一律的・画一的で性急な結論を下す処理はなじまないことに留意すべきである。

もとより、建築訴訟事件・付調停事件の判断は、受訴裁判所・調停委員会により法的素養に基づき、正義にかなうべき意見形成によってなされるものである（正義の法的思

1104_059-061_10周年記念連載［第５回］.indd　60　2011/03/24　15:48:32

考につき、平井宜雄『法政策学〔第2版〕』有斐閣、1995年、p.44、p.106以下）。その中で、建築専門家（調停委員、専門委員、鑑定人）が関与する意味は、過去の紛争解決事例や既存の文献・判例等をなぞることにあるのではなく、中立的かつ客観的に当該事件の特質・特徴を見極めて、具体的な建築事象を前にしてこそ語れる本質を説明し、事案に即した独自の個別の査定・評価を加え、これに対し、当事者からの反論・意見を得て柔軟に対応しながら、当該事件の真相に迫る正しい専門的知見を提供することにあると考えられる。そして、建築専門家による専門的知見の提供時期やその説明手順・方法および具体的内容・程度のほか、これに関する問題点の分析・整理および最終的所見の説明方式・手段等の検討ならびに実践については、受訴裁判所・調停委員会の方針に則り慎重かつ正確に行われるべきものである。

これまでの実際の建築事件処理における建築専門家の関与については、文字どおり献身的な働きであり、社会的知性としての信頼（山岸俊男『信頼の構造―こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会、1998年、p.179）を獲得しつつあるといっても過言ではないと思われる。殊に、調停委員（建築士）の活躍はめざましく、期日前の事件記録の事前精査や現地調査の立会は真摯になされ、調停主任（裁判官、民事調停官）や法律家調停委員（弁護士）との評議も緊密であって、法的判断事項との棲み分けやその理解もできており、期日当日に初めて事件記録を検討する等の準備不足はほとんどあり得ないことからも、調停委員が名目だけの名誉職的なものではないことは明白であって、他の調停委員とともに重責を担っている。

これからの課題として、このような意味の司法手続における建築専門家の果たすべき役割のノウハウの蓄積と伝承が的確に行われることが期待されている。

まとめ

現在、日本は年間100万人以上が亡くなるという、いわゆる「多死社会」の時代を迎え、経済等も混迷が続いており、将来への閉塞感・疎外感を否定することができず、安全、安定および安心の確信をもてなくなりつつある社会のなかで、裁判手続における当事者の思い入れを伴う具体的な主張と複雑な利益状況等に照らし、個別具体的な事案の特質に応じた、「すじ・すわり」の良い妥当な法的解決がより一層期待されるようになっている。そして、法的解決においては、当事者とのコミュニケーションを通じて問題構造を正確に把握し、民事訴訟および調停という場、システムを効果的に運営するという発想が重要である。

最近の建築紛争においては、当事者双方の被害感情が強く、寛容さが薄れていること等を併せ考慮すると、当事者に十分な主張立証を尽くさせたうえで、錯綜した紛争の全体を俯瞰して個々の問題点を分類・整理し、あるべき方向を見定めて公平な利害調整を図ることが求められている。今後も、当事者およびその関係者とともに建築物件も将来的に生かされるような早期解決策を見出すべく、正攻法による地道な努力が続けられるべきものである。

こうの・きよたか
1982年判事補任官／1992年東京地方裁判所判事／1999年広島高等裁判所判事／2003年東京高等裁判所判事／2006年東京地方裁判所判事部総括（現在に至る）

1104_059-061_10周年記念連載［第５回］.indd 61 2011/03/24 15:48:32

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第6回］一弁護士から見た建築紛争

大森文彦［弁護士］

筆者は、これまで長年建築紛争の解決および予防に携わってきましたが、常日頃「建築紛争は奥が深く、難しい」と感じています。とは言うものの、20年程前に比べれば、格段に適切な解決が図られるようになってきていることは事実です。これは日本建築学会（以下「学会」と呼びます）をはじめとする建築関係諸団体の貢献の賜物だと思っています。そこで、この場を借りてこの辺に関する話について少し述べたいと思います。

建築紛争が生じた場合、紛争を適切に解決することは、紛争の当事者だけでなく、建築界全体にとって、極めて重要なことですが、解決にはさまざまな手段があり、どの手段を選択するかによって解決の仕方に差がでます。

建築紛争を解決する手段としては、①当事者の話し合いによる解決（これを「和解契約」と呼んでいます）、②建設工事紛争審査会のあっせん、調停、仲裁など裁判外の紛争解決手続きによる解決（ADR―Alternative Dispute Resolution）、③裁判所による訴訟などがあります。これらの手段には、それぞれメリット、デメリットがありますので、手段の選択に際しては、これらを考慮することは当然ですが、それ以外にも当事者の関係、費用と効果の相対性、紛争の内容なども考慮しないと適切な選択はできません。

ただ、一般的な注意としては、どの手段を選択するにしても、紛争がこじれたとき最終的にどのような筋書きで解決されるのかを見通しておくことが重要です。例えば、話し合いによる解決を選ぶ際、まず相手が応じるか否かが一番の問題ではありますが、それとは別に、話し合いが成立しない場合のその後の解決の道筋を思い描くことにより、どのくらい譲歩したらよいかが見えてきます。つまり、紛争の最終決着は訴訟における判決になる、別の言い方をすれば、建築訴訟は建築紛争解決手段のいわば最後の砦となっている点をよく理解する必要があります。例えば、ADRは訴訟に比べ、手続ルールの簡易さ、迅速さ、費用の安さ、非公開などのメリットがあると言われますが、相手が納得しない限り紛争は解決しないため、最終的な決着が訴訟に持ち込まれることは十分覚悟しなければなりません。そして、万一訴訟になると、厳格な手続ルールのもと審理が進められ、自らおよび相手が納得するしないに関わらず、判決により紛争は解決しますが、費用も労力・時間もかなりかかることを覚悟しなくてはなりません。こうしたことまで見通して初めて、話し合いやADRで解決する方が良いかどうかの判断がつくことになります。

ところで法曹界において、建築訴訟は、専門的知見を必要とする裁判の一つと考えられています。専門的知見を要する裁判としては、建築訴訟のほか、知的財産権訴訟、医療訴訟があり、これらをまとめて三大専門訴訟と呼ぶこともあります。建築の専門的知見を必要とする建築訴訟において、学会の活動成果が紛争解決基準の一つとして重要な役割を果たしていること、また司法支援建築会議が適正な解決に貢献している点についてご紹介したいと思います。

建築紛争の典型例は、瑕疵（正確に言えば請負契約上の、請負者の瑕疵担保責任）をめぐる紛争ですが、瑕疵か否かは、目的物（建物）が契約内容どおりか否か、あるいは、目的物（建物）が通常有すべき性質、状態に欠けるか否かで判断されます。そして、契約内容どおりか否かの観点からは、主として設計図書や建築基準法が基準となり、建物として通常有すべき性質・状態に欠けるか否かの観点からは、設計や施工に関する工学的な状況が大きく影響します。例えば、設計であれば設計規準などが重要な判断材料になりますし、施工であれば、建築工事標準仕様書（JASS）などが重要な判断材料になります。したがって、これら学会の規・基準類は、建築訴訟における瑕疵をめぐる問題の解決基準として大いに貢献しています。

ただ、こうした状況のなか、学会の規・基準類について、一つ注意を喚起したい点があります。規・基準類は裁判において紛争解決基準として使われるため、誤解されないよう、文言には細心の注意を払う必要があるという点です。

例えば、「○○であることが望ましい」とか、「○○を目指すべき」「○○が多い」「○○が一般的であるが、例外が

1105_069-071_10周年記念連載［第６回］.indd 69 2011/04/21 18:48:44

ない訳ではない」「現状は○○に到達しなくてもやむを得ない場合がある」などを意味する場合、「○○すべき」「○○である」などの断定的表現がされると、法律家は「○○することが義務付けられている」「○○以外は認められない」と読んでしまい、結果的に真実と異なる判断がなされる危険があります。

これまでJASSなどの読み手は技術者がほとんどであったため、問題は生じなかったものの、法律家をはじめ一般の人々も読み手になったために生じる問題といえます。規・基準類の執筆者の方々にとっては迷惑千万な話だとは思いますが、学会の規・基準類が社会に認知された結果だと思って、お聞き入れいただければ幸いです。

また、適切な建築訴訟のためには、ある特定の争点について専門家の判断が必要とされる場合があります。こうした形での専門家の関与は、訴訟手続き上、「鑑定」と呼ばれています。従来適切な鑑定人を確保するのが難しかったと言われていましたが、学会は、司法支援建築会議を創設して以来、適切な鑑定人の推薦などを行ってきています（なお、鑑定人以外にも専門委員という新たな役割を担う専門家も登場するようになり、さらに訴訟以外でも、調停委員、ADR委員など建築紛争の解決のさまざまな場面に建築の専門家が関与するようになってきましたが、この点については省略します）。

こうした学会の規・基準類や司法支援建築会議の活動は、一般的には司法界に対する貢献と言われていますが、実はそれに留まらず、建築界および一般国民のために大いに役立っていることを強調しておきたいと思います。法的に言うと、最高裁判所の判例は他の事件における下級審の裁判に大きな影響を与えますが、下級審の裁判例は、そうではありません。しかし、建築の実務では、たとえ下級審であろうと、もし同様の事案が訴訟になれば同様の結論が出るかもしれないとの予測のもと、リスクを考えて安全側に行動することは容易に推測できます。したがって、仮に専門的知見に基づかない判決が下級審で多くなされると、建築生産が本来あるべき姿から遠く外れてしまう危険性すらあります。もしこうした事態になったら、建築界だけでなく、国民全体にとって禍根を残すことになりかねません。つまり、学会は、規・基準類の公表や司法支援建築会議の活動によって、建築に関する適正な法的ルールを作っていると言っても過言ではないのです。

ところで、建築訴訟は、最終的に判決を予定するものですので、当事者からすると本来的に勝ち敗けのリスクを負っている制度と言えます。したがって、勝ち敗けを事前に予想できればそれに越したことはないのですが、判断は裁判官が行うため、予想はそう容易なことではありません。

また、訴訟を提起するにしても、誰を相手にするかなど、悩ましい点は多々あります。例えば、建築は、設計、工事監理、施工に大別されるだけでなく、それぞれ意匠、構造、設備に分化するなど、建築生産に関わるプレーヤーが数多く存在します。したがって、実際に完成した建築物に瑕疵がある場合、どのプレーヤーが責任を負うべきかを考えなくてはなりませんが、そのためには、各プレーヤーの役割が明確になっていなければなりません。この点、現状は、まだ明確になっているとは言い難い都合もあり、今後の検討課題の一つだと思いますが、その点は措くとしても、責任あるプレーヤーを特定する作業はかなり難しい作業です。各プレーヤーはそれぞれの役割に基づいて生産に関与しているため、どのプレーヤーがどの役割に違反したのかを見定める必要がありますが、建築の知見のない人にとってこうした作業はかなり困難を伴います。

例えば、A氏が所有し、造成した土地をB氏が購入し、その土地の上に建物を新築し（設計はC設計事務所、施工はD建設会社とする）、建物完成後1年経過したのち、建物が傾斜した場合、一般的には傾斜の程度によって瑕疵にあたるかどうかが気になります。もし瑕疵にあたらなければ、訴えた人（原告）の訴訟における費用、労力は全くの無駄になるからです。しかし、誰を相手に訴えを起こしたらよいかが問題になるケースもよくあります。もし、施工者Dを相手に訴えを提起し、審理した結果、原因が施工ではなく設計にあったとか、原因が土地の造成にあったことが判明すれば、訴えは棄却されてしまい、その時点で新たに設計者Cや土地の売主であるA氏を相手に訴えを起こさなければならなくなります。つまり、建築訴訟においては、瑕疵にあたるかどうかだけでなく、瑕疵の原因者についても十分検討したうえでないと、訴訟に踏み切れません。こうした問題への対処法として、建築関係諸団体が行っている建築専門家による一般の人のための技術相談は大変重要ですし、今後ますますその活動領域は広がりを見せると思います。

ここで建築紛争の予防について少し触れたいと思います。建築紛争に限らず、紛争そのものは基本的に生産的ではなく、関係者を疲弊させ、社会的にもコストを要します。したがって、建築紛争を解決することは大切ですが、予防はそれ以上に大切だと思います。

予防の観点からは、何より、設計者や工事監理者など専門家の説明が有効です（建築士法18条1項でも、説明努力

1105_069-071_10周年記念連載［第６回］.indd　70　2011/04/21　18:48:44

義務が定められています）。建築は専門的かつ複雑ですが、設計者ら専門家と建築主との認識の違いが原因で生じた紛争はかなりあるように感じます。両者の認識の違いは、建築に関する情報量と理解度において専門家と建築主とでは雲泥の差があることが最大の原因です。

もっとも、現実問題として、何から何まで説明し、理解してもらうことは不可能ですので、説明といっても限界はあります。詳しくは別の機会に譲りますが、説明が紛争の予防に大きく貢献していることには、十分ご注意頂きたいと思います。

とくに工事監理者は、工事監理という業務そのものすら全く認識していない建築主がいる一方で、工事監理者に過大な期待を寄せる建築主もいるなど、かなり混乱しています。例えば、工事監理者は、いてもいなくても同じ、だから報酬は少なくてよいと思っていたり、逆に施工者の上に立って、工事監理者の責任で建物を作り上げるのが工事監理者の役割だと思い込んでいる建築主は結構います。そのため、工事監理者として本来行う必要のない業務まで一生懸命行い、その結果建築主の思いどおりにならなかったとき、本来負う必要のない責任を負わされたりするケースを散見します。

こうした大変残念な結果が生じる大きな要因の一つに、「工事監理」という用語の使い方が混乱していること、その結果として工事監理者の役割を建築主に伝えきれてないことがあると思います。そこで、ここで工事監理について整理しておきます。

「工事監理」とは、そもそも建築士法上の用語で、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること」（建築士法2条7項）をいいます。そして「工事監理を行う者」を「工事監理者」といい、工事監理者が行うべき業務として建築士法で定められているものは、上記の「工事監理」のほか、「工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告」（建築士法18条3項）すべきこと、および「工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告」（建築士法20条3項）すべきことです。

実は、建築士法上定められている工事監理者の業務は、上記の三つだけです。しかし、円滑にプロジェクトを遂行するために現実にはより多くの業務を行っています。この点、国土交通省告示第15号では、一般的に行われていると考えられる業務を「工事監理に関する標準業務」と「その他の標準業務」に区別して記載しています。「工事監理に関する標準業務」は、「工事監理」＋αの業務で、上記の「工事監理」だけでなく工事監理を行ううえで密接に関連している業務が含まれています（例えば施工図の検討・承認は、いわば「事前の工事監理」ともいうべき業務です）。一方、「その他の標準業務」は、工事監理とは直接関係のない業務ですが、プロジェクトを円滑に進めるうえで一般的に必要と考えられる業務です。このほか、プロジェクトを円滑に進めるためには、個別プロジェクトに特有の業務が必要とされることがあります。四会連合協定建築監理業務委託契約約款とセットになっている業務委託書には「オプション業務」がありますが、ここまで含めて「監理」と呼んでいます。

以上、とりとめのない話をしましたが、最後に、建築に関する適正な法的ルールを作るためには学会や建築関係諸団体の活動が必要不可欠であること、また現在、十二分に貢献していること、さらに今後も充実した活動が期待されていることをあらためて申し上げておきたいと思います。一方、建築に関してよりよい法的ルールを構築するためには、課題が山積みの状態であることも事実です。今後、建築紛争の適正な解決や予防に向けて、さらなる努力が必要とされていることも指摘しておきたいと思います。

おおもり・ふみひこ
弁護士、東洋大学法学部教授／1951年生まれ。東京大学工学部建築学科卒業、東洋大学大学院法学研究科修了。建築関連法。著書に『建築家の法律学入門』『建築士の法的責任と注意義務』『建築の著作権入門』『建築工事の瑕疵責任入門 新版』『四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款の解説』（共著）ほか

1105_069-071_10周年記念連載［第６回］.indd 71 2011/04/21 18:48:44

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第7回］裁判所における各種委員について

岡部 功［昭和設計／名古屋民事調停協会 副理事長］

A. 裁判所における各種委員について

愛知県には名古屋高等裁判所・名古屋地方裁判所（本庁と4か所の支部）・12か所の簡易裁判所が存在し、大学教授や建築士等（以下建築士等という）から任命された各種委員が、それぞれの裁判所の指定により民事事件（主に建築事件）を担当し、事件の適正かつ迅速な解決のために努力をしています。

現在、名古屋の各裁判所において建築事件に従事する建築士等が任命される委員の種別としては、以下のものがあります。

①：民事調停委員（主として簡易裁判所、地方裁判所で担当）
②：専門委員（主として地方裁判所で担当）
③：司法委員（簡易裁判所で担当）

なお、各種委員とは異なりますが、民事訴訟事件において、裁判所が必要と判断した場合には、建築士等は鑑定人に指定され、鑑定事項の把握、整理、現地調査等により、鑑定を行い、鑑定書の提出を行うこともあります。

B. 最近の建築紛争の概要について

最近の裁判所で争われる建築事件として多いと思われるものとしては、工事中の意見の相違等から、工事施工者が請負代金の支払いを受けられず、「請負代金請求」訴訟・調停を起こし、対する建築主側としては、工事に契約違反（建物の未完成又は完成建物に瑕疵が存在する）として、未完成部分の施工や瑕疵部分を修補（場合によっては取壊や建替を要求）する必要があるとか、損害賠償請求権が発生するとして応訴し、双方の主張が対立し紛糾する事案です。

また、建築主側から上記した契約違反や瑕疵修補、建物撤去、建替、損害賠償等を請求する訴訟・調停も見られます。

紛争の対象としては、各種（木造・S造・RC造・SRC造等）新築工事に係るもの、リフォーム工事や外構工事に係るもの、建売住宅に係るもの等があげられますが、他にはマンションの原状回復に係るもの、マンションの上階の漏水による補修請求に係るもの、敷地境界線からの建物や工作物の越境部分の収去に係るもの等、多種多様にわたっています。

また、時には大型マンションなどの建築物を巡る紛争（施工瑕疵・追加工事代金等）で、話し合いによる解決を目指すとして調停から申し立てられるケースも見られます。

C. 建築紛争における各種委員の役割について

1. 民事調停委員

（1）簡易裁判所においては、当初より話合いによる解決を望む「調停」を目的とした申立がなされる場合があります。

調停とは、裁判所（調停委員会）が中立・公正な立場から、当事者の話合いを斡旋し、話合いによる紛争の解決を図る制度であり、調停委員は裁判所の指定により、調停事件を担当します。

調停手続では調停主任である裁判官又は民事調停官（弁護士の中から任命されます。）（以下調停主任という）と調停委員2名（通常）で調停委員会を構成し、調停委員は調停主任と評議の上、当事者双方から事情説明を受け、調停申立書の内容を検討し、場合によっては現地調停（現地確認）の結果を踏まえ、争点を整理して、当事者双方にとって有益と思われる解決方針を模索し、調停の理念である「互譲の精神と条理にかない、実情に即した解決を図る事」を主眼とした合意ができるよう意見を調整し、調停案を提示したり、意見の調整や説得を行い、適切・妥当な解決を図るべく努めています。

当事者双方がこの調停案に合意しますと、合意の内容が調停調書に記載され、調停成立となります。

もし片方又は双方が合意できなかった場合は、不調（調停不成立）として事件は終了しますが、調停に代わる決定がされることもあります。

不調の場合、解決を図りたい当事者は訴訟を起こすことになりますが、調停手続の中で調停委員の意見書等が作成された場合は、その後の訴訟手続の中で当事者が証拠書類として提出することにより、活かされることもあります。

また、最初から地方裁判所又は簡易裁判所に民事訴訟が提起された場合についても、適正かつ迅速な紛争解決を図るために、事件が調停に移され（付調停）、争点の整理等を行う場合もあります。

こうした調停手続では、争点の整理を主眼に置く場合と双方の主張を調整し話合いによる解決を主眼に置く場合とがありますが、いずれについても、調停委員は調停期日に立ち会って、双方の主張について説明を受け、準備書面・証書等の精査、整理及び現地調停等の確認検討の上、調停委員会の協議により意見をまとめ、調停委員意見書を作成したり、瑕疵一覧表や追加工事一覧表に追記したりします。

（2）工事金額と瑕疵が争われる代表的な事案と民事調停委員の対応について

ア　簡易な工事などで一枚の契約書のみ（図面も内訳書も無い）で契約し、工事途中又は完了後双方の主張が紛糾し、訴訟（調停）となるケースが多い（リフォーム工事、外構工事などに多いが、時には新築の場合もある。）。

イ　工事途中や工事完了後建築に問題（双方の意見対立や瑕疵等）が発生し、請負代金（一部又は全部）が支払われず、請負代金請求訴訟（調停）となり、反論として工事瑕疵による損害賠償が主張されるケースが多い（双方主張の

1105_072-073_10周年記念連載［第７回］.indd　72　2011/04/21　18:48:39

金額は数十万円から数億円のものまである。)。

ウ　工事中に建築主が変更を依頼し、変更内容の確認、金額の合意がないまま工事が進行し、追加工事代金請求で紛糾し、訴訟（調停）となるケースが多い（新築やリフォーム工事に多く、時には訴訟金額が数千万円に上るケースもある。)。

エ　工事中又は完成後の建物に瑕疵があるとして建築主側から損害賠償を請求する訴訟（調停）となるケースもままある（木造・S造・RC造・SRC造等色々あり、時には設計者や監理者に対する損害賠償請求もある。)。

（民事調停委員等としての対応）

工事金額の内容については、双方の主張に事実関係として想定される合理性がないことが多く、状況の把握に苦慮するが、双方の主張や提出された資料の検討と現地調停（現地確認）により、できる限り状況を想定し、明確な判断基準は無いものの、建築士として想定可能な部分について意見をまとめます。

また、工事瑕疵の内容については、双方の主張や提出された資料の検討と現地調停などによる確認をもとに、当事者が指摘した事項について重大な瑕疵の可能性のある部分と軽微な瑕疵の部分とに分類し、重大な瑕疵の部分については双方に主張の根拠となる事項（各種法規、各種基準、設計図書、契約内容等）について、必要に応じ、明確に主張するよう依頼し、提出された結果について検討します。

また、軽微な瑕疵については、契約されたレベルの一般的な工事を想定し、その良否を説明の上、出来る限り金銭的な解決の可能性について説明し、説得します。

(3) 設計監理について争われる事案（比較的少ない）と民事調停委員の対応について

ア　設計監理契約で設計完了後の発注段階で工事費が予算オーバーし、契約が解除されるなどして、設計料が支払われないため、訴訟（調停）となるケース。

イ　設計監理契約で建築主の要望が設計図書に反映されなかったとして、追加工事金額が発生し、損害賠償請求権が発生したとして訴訟（調停）となるケース（見積時の工事費増大のためVEにより減額したが、建築主の了解が不明確であったケースなども存在する。)。

（民事調停委員等としての対応）

双方の主張の根拠となる契約書（約款等）及び設計図書（仕様書等)、工事金額の内訳書、打合簿等の資料の提出を求め、当該資料について争点の把握、検討を行い、調停主任と評議の上、双方の主張に対し、妥当と思われる意見をまとめます。

2. 専門委員

専門委員は民事訴訟手続における争点整理手続、証人尋問等の証拠調べ手続や和解の手続等に立ち会い、当事者の主張に対し、アドバイザー的な立場から裁判官に技術的な問題について説明する役割を持ちます。

専門委員は、期日に立ち会い、建築訴訟事件に於ける複雑で多様な争点（施工瑕疵、施工金額等）について、双方の主張である準備書面（主張書面)、書証（契約書、契約内訳書、設計図書、打合簿、写真等の資料)、意見書などの精査、整理を行い、進行協議（現地確認）などによりその問題点を把握し、裁判官の専門的な事項に関する疑問（技術的な事項や用語の意味等）に対し説明を行います。

尚、専門委員は原則的に意見は述べないこととされていますが、両当事者が専門委員が意見を述べることを望む場合など、事案によっては参考意見として書面の提出等をすることもあります。

3. 司法委員

簡易裁判所においても、当初より「訴訟」による解決を目的とした訴えの提起がなされる場合がありますが、司法委員は審理に立ち会って、裁判官に参考意見を述べたり、裁判官が和解を試みるときにその補助をすることがあります。司法委員は裁判所の指定により、その訴訟事件を担当します。司法委員（通常1名）は裁判に参加し、双方の主張を聞いた上で、争点の把握、検討を行い、裁判官と協議して争点の整理を行い、裁判官に専門的な部分について説明します。

また、場合によっては参考意見として書面の提出等をすることもあります。

裁判官は審理を進めますが、双方の主張がほぼ出尽くしたと判断された場合、当事者双方に和解の意思の有無を確認し、当事者が和解に向けた協議を行いたいと希望した場合は、司法委員は当事者双方にとって有益と思われる解決方針を模索し、裁判官の補助として和解解決するよう説明し、説得します。

当事者が、提示した和解案に合意しますと、合意の内容が和解調書に記載され訴訟終了となります。また、当事者が和解協議を拒否するか、和解協議が成立しなかった場合は判決により事件は終局します。

D. 鑑定人

訴訟当事者から鑑定申請があり、裁判所が必要と認めた場合、鑑定人として、裁判所から求められた鑑定事項について意見（鑑定書）を提出することがあります。

鑑定人は必要な資料の提出を求めたり、現地を確認するなどして、裁判所が鑑定事項を決定する段階から関与することもあります。そして、鑑定方針や調査方法、調査費用、鑑定費用などを裁判所に提出して、裁判所及び当事者双方の了解を得て、裁判所の指示により鑑定に着手し、現地調査等を行った上、鑑定事項に対する見解、図面の作成、工事費用、修補費用等の積算、現地写真の整理等、鑑定書の作成、提出を行います。

鑑定書を提出後、当事者より鑑定に対する質疑が提出された場合は、補充書や回答書を作成し、回答します。

また、鑑定人に対する尋問が行われる場合もあり、裁判官や当事者からの質問に答えることもありますが、名古屋では非常に稀になり、原則として上記のような書面による応答がなされます。

おかべ・つとむ
1948年生まれ／日本大学卒業
職歴：鹿島建設、杉浦松下設計事務所を経て昭和設計
設計：勝又病院／稲熊病院／教順寺／勝又病院看護師寮　等々
鑑定人：名古屋高等裁判所・名古屋地方裁判所・岐阜地方裁判所等
裁判所委員歴：民事調停委員（平成元年～）／司法委員（平成4年～）
専門委員（平成16年～）

1105_072-073_10周年記念連載［第7回］.indd 73 2011/04/21 18:48:39

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第8回］調査研究部会報告

調査研究部会

はじめに

調査研究部会の目的は、司法支援建築会議（以下、司法支援会議と略す）の会員各位が実施した公的鑑定および調停を対象に、「実績報告書」を提出していただき、これらを基礎として、建築に関する各種の紛争事例、争点、判断、解釈等を対象として、調査研究を実施しすることにある。

その成果は、広く建築学会員等に提供し、建築紛争の予防と合理的、迅速な解決に役立つことを期待している。

ところで、「建築紛争」には、建築に関して発生するさまざまなものが含まれる。いわゆる「欠陥問題」ばかりでなく、代金の支払い問題、マンションを巡る近隣紛争等、多様である。

しかし、司法支援建築会議が対象としている紛争は主として民事訴訟の対象となるものである。従って近隣紛争（行政救済法関係）は含まれない。

この点、会員のなかには疑問をもたれている人もいるので、理由については、多少の説明を要すると思われる。

司法支援の対象となる建築紛争は、「民事訴訟で」あって、建築技術に関する専門知識経験を必要とするものである。

これに対して近隣紛争は、行政法が適用される領域なので、多くの場合、「行政訴訟」により解決を図ることになる。

最高裁は、建築学会に司法支援の要請をした時点では、この分野（行政救済法関係）に関しては、建築分野の専門知識経験に基づく支援は、必ずしも必要ないという判断であった。

しかしながら、「まちづくり」に関して高度な知識経験を有する者が多数加入している建築学会としては、将来、この分野に関しても「支援」の可能性を検討することは、有意義ではないか考えている。しかしその実現には、会員各位の意欲と、最高裁の理解が必要であることは言うまでもない。

1. 活動概要

最近の紛争事案は、景気の長期にわたる停滞のなかで、一方の当事者は早期の決着を望み、他方の当事者は、引き延ばしを図る事案が多いという印象がある。

そこで建築紛争に関しては、調査研究課題は、建築の技術分野に限らず、広範囲に及ぶのは当然であるが、正確な事実関係を把握することが困難で、期待に、十分に応えることは容易でない。

現在、当部会では、頭書の目的を実現するために、以下の検討を中心に調査研究を進めている。

（1） 会員から提出された鑑定・調停実績報告書を電子媒体化して、整理、分析することにより、データベース「より良い建築のための失敗の博物館」を充実する

（2） 代金の定めのない設計契約における設計工事監理報酬の定め方を検討する

（3） 施主の事情により解約された設計工事監理契約における報酬の定め方を検討する

また、現在、調査研究部会では、純粋なオブザーバーとして、裁判官等の法曹関係者に出席をいただいている。この場を通じて実現する知識経験の交流は、技術系の会員のみによる議論と比較して、得難いものがある。これは頭書の目的の実現に大いに役立つものと確信している。

（文責：松本光平［明海大学名誉教授］＊1）

2. 鑑定・調停実績報告書データから見る建築紛争の事例研究

(1)「鑑定・調停実績報告書データベース」の概要

本調査研究部会では、司法支援建築会議会員が関わった建築関連紛争に関する資料を2003年より蒐集し、「鑑定・調停実績報告書データベース」としてまとめる作業を行ってきた（本誌2010年11月号p.105にデータベースの案内を掲載）。会議会員からは、「鑑定」「調停」「専門委員」という3つのカテゴリー別に報告書を提出いただいているが、そのままの資料では個人が特定できるなどの問題があるため、webでの公開を前提とした情報の加工を行ったうえでデータベースに登録している。

データベースには、上記３つのカテゴリーを合わせて、2010年末現在で122件の事例が登録されており、それら個別案件の詳細を簡単に閲覧することが可能である。さらに一覧表示の段階では、いくつかのキーワードで対象案件を絞り込んで検索することができる。

データベース上で表示される内容は、何度かの改善を経て現在は下記の項目で構成されている。なお、鑑定・調停・専門委員でそれぞれ内容が多少異なっているが、以下では最も件数の多い調停を中心に解説を進めることとする。

・種別：
鑑定/調停/専門委員のいずれか

・事件項目名：
設計監理料請求事件/請負代金請求事件/売買代金請求事件/損害賠償請求事件/その他のいずれか（その他の場合報告者の記述による。以下同じ）

・件名：
案件の内容を簡潔に表す件名を、部会で調整の上名付けている

・事件当事者：
Ｘを原告（申立人）、Ｙを被告（相手方）、Ｚを利害関係人

1106_062-065_10周年記念連載［第８回］.indd 62 2011/05/20 8:53:30

とし、それぞれ注文者/設計者/工事監理者/施行者/その他のいずれか
・建物の種別：
戸建て住宅（注文住宅/建売住宅）/共同住宅・マンション/事務所ビル/商業施設/工場/その他のいずれか
・建物の構造：
木造（軸組工法/枠組壁工法）/軽量鉄骨造/鉄骨造（ＡＬＣ/その他）/鉄筋コンクリート/鉄骨鉄筋コンクリート/その他のいずれか
さらに、建物の延床面積と階数を記述
・工事の形態：
新築/増改築（改装を除く）/改装/その他のいずれか
・紛争の態様（複数可）：
瑕疵の存否・補修方法および補修費用/出来高・報酬額の算定/建築工事による近隣建物の被害/契約の存否・内容/その他
・不具合の部位（複数可）：
地盤・基礎/柱/梁/外壁/屋根/内装/床/天井/階段/建具/設備（電気/給排水/衛生/その他）/その他
・不具合の事象（複数可）：
地盤沈下、傾き/構造上の安全性欠如/亀裂・ひび割れ/仕上げ不良/壁厚、コンクリート被り厚さの欠如/漏水、雨漏り/結露、かび/遮音/シックハウス/その他
・不具合の原因（複数可）：
設計/工事監理/施工/その他
・専門分野（複数可）：
意匠/構造/施工/材料/積算/設備/地盤/その他
・事件概要の補足：
報告者の自由記述
・瑕疵等の主張と反論:
Ｘの主張とＹの主張に関する報告者の自由記述
・調停結果：
調停が成立したか否かについて、経緯や調停案も含めた報告者の自由記述
・建築専門調停委員としての所感：
報告者の自由記述

これらの項目のうち、特に前半の選択式のものについては、事象を包括的に網羅しているわけではない。これは、本部会にオブザーバーとして出席していただいている裁判官や弁護士の方々との調整の結果であり、実際に紛争の際に役立つデータとしてまとめることを優先したもので、紛争の論点として取り上げられることが多い項目をピックアップしている。

このデータベースは、司法支援建築会議会員からの詳細な報告の賜物であり、広く学会会員の共有資産になるものと考えられる。実績報告書を提出いただいた会議会員各位には、この場を借りて感謝申し上げたい。

(2) 調停実績報告書の項目別分析

ここでは、データベースに登録された調停の案件について、前節で紹介した項目の主要なものに関する構成比を示し、その概要を述べる。

当事者の関係（図1）
・注文者（施主）から施工者に対する訴えが全体の20％を超えている。ほとんどが瑕疵に伴う損害賠償請求である。
・上記の反対で、施工者から注文者に対する訴えは18.6％。ほとんどは請負代金の請求である。注文者側は、代金の請求に対して瑕疵を主張し、代金を払おうとしないというケースが多い。
・近隣住民から施工者に対する訴えは16.9％。マンション建設に伴う日照阻害や騒音等に対するものが多い。
・特徴的なものとして、マンションを建設するディベロッパー側が、近隣住民の代表者に対して調停を申し込んでいるものがある。近隣住民からの様々な要求に対し、調停という場を利用して、代表者を介して解決しようとしているものであり、調停ならではの案件といえる。
・そのほかに注目すべきものとして、構造設計事務所から意匠設計事務所に対する代金請求が数件報告されている。

事件項目名＝主な紛争の論点（図2）
・損害賠償請求事件が全体の47.5％で最も多い。
・次に請負代金請求事件22.0％、設計監理料8.5％の順。
・必ずしも金銭で解決できない案件も多く、その他が22％となっている。
ex.老朽建物の明け渡しに関する紛争など

建物種別（図3）
・共同住宅・マンションが32.2％、戸建住宅が27.1％で、住宅系が全体の約6割を占めている。
・建物種別の記載がないものもあるが、建物種別とは無関係の案件もある。
ex.構造設計事務所から意匠設計事務所に対する代金請求など

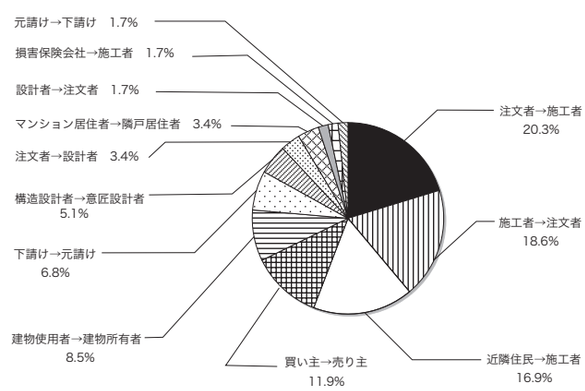

図1　当事者間の関係の構成比

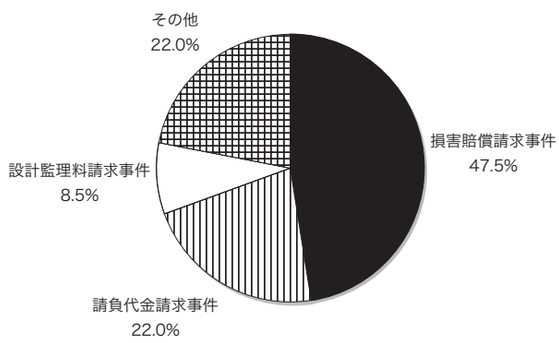

図2　事件項目名の構成比

1106_062-065_10周年記念連載［第８回］.indd　63　2011/05/20　8:53:31

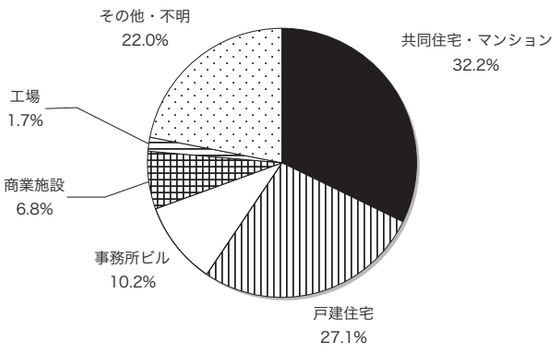

図3　建物種別の構成比

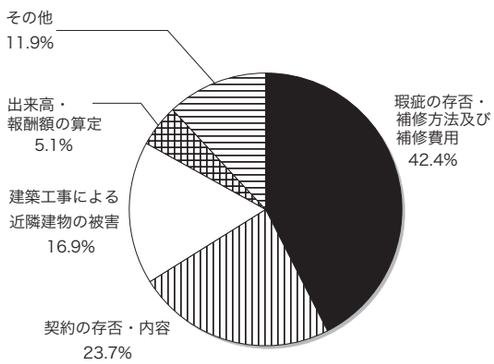

図4　紛争の態様の構成比

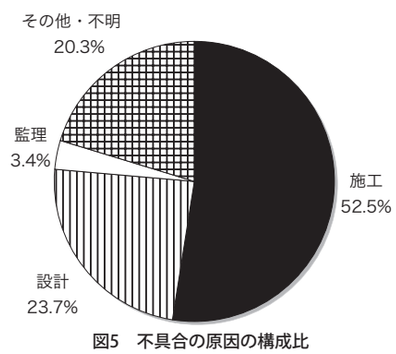

図5　不具合の原因の構成比

紛争の態様（図4）

- 瑕疵の存否・補修方法及び補修費用に関する紛争が全体の42.4％と最も多い。不具合が目に見えたり、体感できる瑕疵は指摘が容易であるということが起因していると考えられる。
- ついで契約の存否・内容、建築工事による近隣建物の被害の順となっている。

不具合の原因（図5）

- 施工が原因となるトラブルが全体の過半を占め、最も多い。
- 設計が原因となるものは、雨仕舞いが良くないために雨漏りをしたようなケースや、設計段階で近隣の日照に対する影響を過小評価したために、トラブルとなったケースなどが報告されている。

（3）調停実績報告書の具体例

データベースに登録されている案件の例を示す（表1、2）。いずれも調停として特徴的な案件である。鑑定はその本質から技術的な判断を必要とするが、調停はそうではない。双方が納得する案（多くは金額）で折り合いをつけることを目的としているためである。

表中、報告者からの「15. 建築専門調停委員としての所感」は、必ずしも客観的な意見とは限らないが、しかし建築紛争や建築業界の現状を浮き彫りにする貴重な見解であり、大変示唆に富んでいるものである。

（4）今後の展望

データベースには、今後も報告された実績報告書を随時登録し、件数を増やしていく予定である。建築という物体が置かれた物理的・社会的状況が千差万別であることから、会員が建築紛争に関わる際に、同じような状況を打開するための模範例を示すとは考えにくいが、何某かの参考になれば幸いである。

（文責：櫻井一弥［東北学院大学准教授］＊2）

表1　調停実績報告事例その１

1	事件項目名	請負代金請求事件	
2	件名	建売り住宅の施工契約	
3	事件当事者	X（申立人、原告）	施工者（後に倒産）、破産管財人
		Y（相手方、被告）	注文者
4	建物の種別	戸建住宅	
5	建物の構造		
6	工事の形態	新築	
7	紛争の態様	瑕疵の存否・補修方法及び補修費用	
8	不具合の部位	その他	
9	不具合の事象	その他	
10	不具合の原因	施工	
11	専門分野	施工	
12	事件概要の補足	Yは、分譲住宅19戸の施工を約3億円でXに依頼したが、約2億円が未払いとなり、施工者Xは倒産、破産管財人による未払い金の請求。	
13	瑕疵等の主張と反論	申立人の主張	
		相手方の主張	建物の各所に不具合があり、未払い分が修理費に必要との主張。
14	調停結果	約9,000万円の支払いで調停成立。	
15	建築専門調停委員としての所感	注文者が、住宅のプロ的立場にありながら、自己の責任を全て施工者に転嫁している様なところがあった。全く施工者に責任がないとは言い切れないが、本件は支払いをひき延ばしにしようとしたように思える。	

1106_062-065_10周年記念連載［第８回］.indd　64　2011/05/20　8:53:31

表2　調停実績報告事例その２

1	事件項目名	設計監理料請求事件	
2	件名	美容院の設計料請求事件	
3	事件当事者	X(申立人、原告)	施工者(外注事務所を使って設計を実施)
		Y(相手方、被告)	注文者
4	建物の種別	商業施設	
5	建物の構造		
6	工事の形態	新築	
7	紛争の態様	契約の存否・内容	
8	不具合の部位		
9	不具合の事象		
10	不具合の原因		
11	専門分野	意匠	
12	事件概要の補足	設計施工で受注しようとした建設会社が失注し、設計料の支払を求めた事件。XとYは長年の友人であったが、Xは雑談でYの話を聞き、自発的に設計を進めた。確認申請を取得したが金額が予算を超え、数度の設計変更を行ったが希望額まで下がらず、別の業者に発注することになった。そこで、設計料の請求になったが、Yには設計を依頼したという気持ちがなく、Xの親切か無償の営業行為程度の認識であり、設計料の請求に応じない。	
13	瑕疵等の主張と反論	申立人の主張	設計内容に希望を述べ、予算を提示し、設計変更の打合せに参加し、確認申請の書類を受け取っている。
		相手方の主張	YがXに設計を頼んだという証拠がない。当然、設計契約を取り交わしていない。確認申請に設計者への委任状が添付されていたが、これは代印であった。
14	調停結果	X側は約200万円で折合うと意思表示、Y側は約140万円までなら支払うと意思表示。調停が成立するかと思ったが、これ以上の進展がなく不調となる。	
15	建築専門調停委員としての所感	考えさせられてしまう事件であった。日本の実情は、設計契約を結んでから、設計に入るという常識的な業務の進め方になっていない。確認申請の建築主からの委任状に設計事務所が代印を押すケースも見られる。設計や見積りが無償の営業行為と考えられているのも望ましいことではないが、事実である。	

＊1　まつもと・こうへい
1936年生まれ／東京大学卒業／住宅保証法制度、建築法制度／工学博士／著書に『建築法規』（実教出版）ほか／1989年日本建築学会賞受賞（住宅保証制度研究）／2006年瑞寶小綬章受章

＊2　さくらい・かずや
1972年宮城県生まれ／1996年東北大学工学部建築学科卒業／1998年東北大学大学院修士課程修了／2000年東北大学大学院工学研究科助手／2005年 SOY source 建築設計事務所共同設立／2010年東北学院大学工学部准教授

調査研究部会委員名簿（2011年4月）
部会長：松本光平
委員：生田義昭・岩松 準・大井清嗣・櫻井一弥・杉山義孝・春原匡利・竹市尚広・柳瀬高仁・山口昭一

1106_062-065_10周年記念連載［第８回］.indd　65　2011/05/20　8:53:31

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第9回］普及・交流部会報告

普及・交流部会

Ⅰ．活動内容

普及・交流部会の目的は、市民・実務家を対象とした講演会の開催、会報の発行、建築紛争関係刊行物の普及、ホームページの運営、東京地方裁判所「建築関係事件研究会」の講師の推薦、建築紛争フォーラムの開催など、市民や実務家への普及・啓発や交流活動の企画・実行を担っている。

司法支援建築会議の発足当初は「教育・普及部会（部会長；関澤勝一）」と「交流部会（部会長；吉見吉昭）」が部会の目的に沿って活動を行っていたが、平成16年6月から「普及・交流部会」へと統合され、部会も関澤部会長から平成20年4月に柿崎部会長に引き継がれている。これまで10年にわたって継続し、実施してきた活動を整理すると次のようになる。

1. 講演会

これまで東京と大阪を会場とした講演会は表に示すように11回開催している。共通するテーマは「建築紛争の現状と課題」であり、紛争を巡るさまざまな視点から講演と議論を続けてきた。各回、司法支援建築会議登録会員や実務に携る日本建築学会会員、一般市民などの聴衆を対象に、基調講演と事例紹介を通して議論を行っている。総合討論を設けることもあり、聴衆からの質問等に回答も含めて議論を深めていることも特徴となっている。なお、講演会終了後にはアンケートを回収し、希望する講演テーマなどを聞き、次回の講演会の参考としている。

2. 会報

会報はほぼ定期的に年1回発行してこれまでに9号を数える。各号はA4判4ページのごく簡潔な内容とし、主として部会の活動報告や講演会、建築関係事件研究会などの報告や会告を掲載している。既発行の会報は後述するホームページからダウンロードすることが可能である。

3. 東京地方裁判所「建築関係事件研究会」

平成13年4月から東京地方裁判所で開催されている「建築関係事件研究会」は既に53回が開催され、東京地方裁判所から要望のあったテーマに即して、講師の推薦を行っている。ここで全てのテーマを紹介することはできないが、繰り返し取り上げられているテーマは、基礎と地盤、意匠・設計、木造住宅、鉄筋コンクリート構造（コンクリートの被り厚さ等を含む）などであり、このことは東京地方裁判所における訴訟件数の多い案件に合致している。司法支援建築会議と法曹界をつなぐ重要な会となっている。

4. 建築紛争フォーラム

本フォーラムは市民や実務家に対して、より一層の啓発を意図して、日本建築学会大会開催時にその開催支部との協働により開催し始めた。平成21年大会から始めたため、まだ実際には2度しか開催していないが、平成22年度に開催した北陸大会（2回目）では、一般市民の参加しやすさを考えて、富山県民会館で実施している。

今後も「住宅を巡る建築訴訟」をテーマに大会開催地固有の訴訟や問題点を取り上げながら継続を図っていく予定である。

5. その他に

日本建築学会のホームページに司法支援建築会議のページ

表1　講演会の概要

回数	サブテーマ	開催日	会場
第１回	司法支援建築会議の構想と建築界・法曹界の役割、 東京地方裁判所における建築裁判から	平成12年12月１日	建築会館ホール（東京）
第２回	鑑定人・調停委員報告と役割	平成14年３月26日	建築会館ホール（東京）
第３回	大阪地方裁判所における建築裁判から	平成14年12月13日	建設交流館グリーンホール（大阪）
第４回	都市居住を巡る建築紛争	平成15年９月26日	建築会館ホール（東京）
第５回	戸建住宅を巡る建築訴訟の現状	平成16年10月29日	東京読売理工専門学校503教室
第６回	大阪地方裁判所における建築裁判から	平成18年３月14日	建設交流館グリーンホール（大阪）
第７回	失敗の要因と建築紛争の事例	平成19年２月16日	建築会館ホール（東京）
第８回	集合住宅を巡る建築紛争	平成19年11月２日	建築会館ホール（東京）
第９回	大阪地方裁判所における建築裁判から	平成20年12月16日	建設交流館グリーンホール（大阪）
第10回	建築紛争における受忍限度	平成21年12月16日	建築会館ホール（東京）
第11回	住まいに関する調停委員の活動を中心に	平成22年11月５日	建築会館ホール（東京）

1107_108-113_10周年記念連載［第９回］.indd　108　2011/06/22　16:57:50

（http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/）を開設している。また、当部会では、建築紛争関係刊行物として『戸建住宅を巡る建築紛争（2006.7）』『集合住宅を巡る建築紛争（2009.4）』をいずれも建築士のためのテキストとして発行している。

（文責：柿崎正義［普及・交流部会長、（株）クォリティー副会長、元鹿島建設技術研究所専門部長］＊1、関澤勝一［元普及・交流部会長、元・日本大学理工学部教授］＊2、宇於崎勝也［日本大学理工学部准教授］）＊3

Ⅱ．建築訴訟における問題点

1．建築関連紛争における要因の整理

建築関連の紛争は、建物に瑕疵があったり、注文者が工事代金を支払わないなど、多岐に渡る直接的な原因によって引き起こされる。ここでは、そうした具体的・物理的な原因について洗い出すのではなく、それらの背後にある、責任の所在を特定するための概念的な枠組みについて整理を試みた。

筆者は、鑑定・調停実績報告書データベースの立ち上げやメインテナンスに全面的に関わっている関係から、データベースに登録されているほとんど全ての案件について目を通している。それらを参考にしていくと、紛争を引き起こすこととなる人的な要因は次の3つに大別することができると考えられる。

1．倫理的要因
2．技術的要因
3．手続き的要因

これらの要因に対し、建築工事のプロセスを通して主に関係してくる人格は、

ａ．注文者（発注者）
ｂ．設計者
ｃ．工事監理者
ｄ．施工者

となる。現実には、近隣住民や建売住宅の販売者など、上述以外の立場の人が絡んでくることも多々あるが、ここでは簡単のために典型的な人格のみを取り扱うこととして、次に詳しく述べる。

（1）倫理的要因

倫理的要因とは、設計者や施工者の故意が原因となって瑕疵が発生するような場合や、明らかにだまそうとして設計・工事が行われるようなケースである。こうしたことは、本来技術者としての倫理観から考えればあってはならないものであるが、実際にはいくつか報告されている。

ここで言う故意とは、仕事の目的物の不良について、認識・認容していながら物件の引渡を終えたもののことである。そのほか、設計者や施工者が、その職務上当然行うべき内容について行っていないような場合も、重大な過失として、倫理的要因に含まれるものと考えられる。

ａ．注文者に起因する要因

工事代金を支払うつもりがないまま工事を施工させ、後に施工者と紛争になるようなケース

ｂ．設計者に起因する要因

法規違反、仕様書違反、契約書違反などを認識していながら注文者に告げず、そのまま施工し、引渡後に不具合が発覚して紛争になるようなケース

ｃ．工事監理者に起因する要因

施工が設計図書通りになされていないことを認識しながら、注文者や設計者にその旨を告げず、引渡後に不具合が発覚して紛争になるようなケース

ｄ．施工者に起因する要因

設計図書に記載されている内容と異なった施工を実施し、かつ注文者や設計者にその旨を告げず、引渡後に不具合が発覚して紛争になるようなケース

（2）技術的要因

設計者、工事監理者、および施工者の技術力が不足しているために瑕疵が発生し、紛争となるケースが報告されている。

ａ．注文者に起因する要因

民間の建築工事においては、注文者は基本的に技術的な素養を持ち合わせていないので、注文者の技術力不足が問題となることは原則的にないと考えてよい。

ｂ．設計者に起因する要因

設計図書を作成するに当たり設計者の技術力が不足しているために、物件の引渡後に瑕疵が発覚し、紛争となるようなケースである。例えば、次のようなことがある。

・雨仕舞いに関するディテールの詰めの甘さから雨漏りが発生する
・構造耐力が不足している

設計図書のとおりに施工しているにも関わらず瑕疵が発覚するような場合は、こうしたタイプの要因が考えられよう。

ｃ．工事監理者に起因する要因

建物が設計図書のとおりに施工されていないにも関わらず、それを見逃してしまい、建物の引渡後に瑕疵が発生して紛争となるようなケースである。

ただし、施工段階で発生した不具合に対して、それを見逃してしまったからすぐに工事監理者の責任であると考えることは危険である。大森文彦氏は、その著書「建築工事の瑕疵責任入門」の中で、司法的な観点から監理者の責任について次のように述べている。

> *その場合の確認は、合理的な方法によって確認すれば足りると考えるべきであり、その責任の有無は、こうした合理的方法による確認がなされたか否かという観点から判断されるものであって、施工上の瑕疵が存在すれば直ちに工事監理者の責任になるというものではないことに注意を要する。*

このことから、工事監理者の技術力不足が問題となるのは、施工中の建築物のどの部分を確認すれば全体の品質がある程度推測できるか、その確認部分の選定に誤りがある場合などであると考えることができる。

ｄ．施工者に起因する要因

このケースは、瑕疵が発生して紛争となる技術的要因のうち、最も多いものである。施工者が設計図書のとおりに施工できない場合や、設計図書通りに施工はしたが、その品質が劣っている場合などがこのケースに当たる。

（3）手続き的要因

建築工事に関する手続きは、業務の実施に付随する手続きと、施工される建築物の内容について確認する手続きに大別することができる。前者は、設計・工事監理報酬や追加工事代金などの契約内容について、注文者と十分な確認をしないま

1107_108-113_10周年記念連載［第９回］.indd 109 2011/06/22 16:57:50

ま業務を実施したために、代金を払う、払わないで紛争になるようなケースである。後者は、注文者と設計者の間でのコミュニケーション、設計者と施工者の間でのコミュニケーションがうまくいかなかったために、建築物の仕様や出来栄えが注文者の意図通りに出来上がっておらず、完成してから「こんなはずではなかった」という注文者の主張のもとに紛争となるようなケースである。

これらのいずれのケースにおいても、特に民間の建築工事においては、注文者は建築工事に関する業務の進み方などを知らない場合がほとんどであるため、ここで述べる手続き的要因は、専門家である設計者、監理者、施工者に起因するものであると考えることができる。

ａ．注文者に起因する要因

特に、民間の建築工事においては、注文者は建築工事に関する業務の進め方や工程などを知らない場合がほとんどであるため、注文者に起因する手続き的要因は原則的にないと考えてよい。

ｂ．設計者に起因する要因

設計者が注文者に設計図書の内容を十分に理解させないまま工事を進め、工事が完了してから意図通りに仕上がっていないとして紛争になるようなケースである。

特に民間の建築工事の場合、注文者は技術的な知識を持ち合わせていないため、要求に曖昧な点が多く、また複数の要求相互に矛盾や非現実性を孕んでいることがある。設計者はそれらの要求を技術的に折り合いの付くところで総合化し、設計図書としてまとめる。設計者はその過程において、建築士法で規定されているように、設計内容を適切に説明するよう努力する必要がある。

設計者に起因する特有のケースとしては、設計報酬に関する契約を注文者と確認しないまま設計業務を行い、後で設計報酬を請求した際に紛争となるようなものがある。これは、設計という業務が施工に付随したサービスと見なされていることが多いことから発生するものである。したがって設計者は業務の開始に当たって、報酬の額や支払い条件について注文者と確実な契約を結ぶ必要がある。

ｃ．工事監理者に起因する要因

建築工事では、現場で工事が進んでから随所に変更が生じることがしばしばある。工事監理者は、それらの変更を注文者や設計者に確認しながら業務を進める必要があるが、そうした手続きを怠ったために後で紛争が発生するようなケースが考えられる。特に、設計・工事監理での業務契約ではなく、設計者と工事監理者が別人格のとき、いわゆる第三者監理の場合には、こうしたケースが発生する可能性が高いと考えられる。

ｄ．施工者に起因する要因

追加工事に対する契約内容を十分に確認しないまま建物を引渡し、後になって注文者とその請求金額をめぐって紛争になる、というようなケースが典型である。

その他、注文者が建物の仕様（グレードや色彩、材料など）を変更する指示を施工者に出したにも関わらず、その伝達が不十分であったがゆえに施工者が指示通りに施工しなかったケースなどが考えられる。

以上のように分類を試みたが、これらがどのような構成となっているかについて、前述の実績報告書データベースをもとに見てみる。図1に示したのは、登録されているデータのうち調停に関する案件の要因別構成比である。一般に建築関連紛争では、複数の要因が絡み合って発生していることが多いが、ここでは3つの要因のうち最も比重が大きいと考えられるものに属することとして分類した。

・調停の場合、必ずしも建物の瑕疵を伴った技術的な判断が要される案件が多いわけではないため、技術的要因は30％程度とそれほど多くない。
・契約の有無や追加工事費用の確認に関わる手続き的要因が40％以上を占め、最も多い結果となった。
・本来あってはならないはずの倫理的要因が約20％と比較的多く報告されているのは特筆すべきことである。

あくまでも報告されたデータ上の結果ではあるが、手続き的要因が最も多いという結果は、コミュニケーション不足や契約の不備が指摘されることが多い我が国の建設業界に関して、その実態の一面を示していると考えることができる。

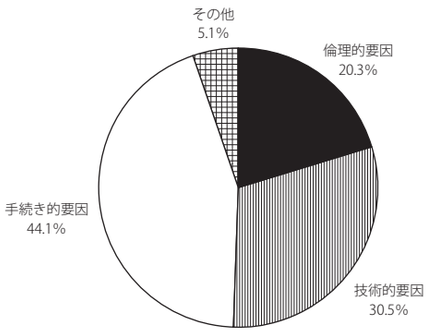

図1　調停実績報告書の要因別構成比

［参考文献］

1）日本建築学会「建築士のためのテキスト　戸建住宅を巡る建築紛争」2006.7
2）伊藤邦明：Forensic Engineering（司法工学）のすすめ、「不祥事を多発する建築供給システムと建築技術者の責任」日本建築学会大会（近畿）倫理委員会研究懇談会、2005.9
3）Robert T. Ratay「Forensic Structural Engineering Handbook」The McGraw-Hill Companies，2000
4）大森文彦「建築工事の瑕疵責任入門」大成出版社、2002

（文責：櫻井一弥［東北学院大学准教授］＊4）

2. 紛争予防からみた基規準類―基規準の適正な運用

(1) 争点と基規準の性格

建築基準法をはじめとする諸基・規準は、建物の守られるべき基本的な性能を保持するよう、守るべき事項を記述している。しかしながら建築物は、他の工業生産品と比較すると、少なくとも次のような特徴がある。

ａ．「生」の素材（木材、コンクリート等）を多用する（品質不安定原因）
ｂ．手作業により、加工する部分が多い（品質不安定原因）
ｃ．現場・注文生産である（個別性：プロジェクト毎の生産体制、地盤条件等）
ｄ．伝統的な構法を受け継いでいる（慣習上認められる品質不安定）

建築物は、これらの特徴が原因となり、品質管理（特定の品質水準を安定的に実現）することが容易ではない。そのため、

1107_108-113_10周年記念連載［第９回］.indd　110　2011/06/22　16:57:50

品質・性能、手法等には「ばらつき」が生じやすい、というより不可避と言える。

基・規準の多くは、ある程度は暗黙にまた明示的にこれらの品質のばらつきを見込んでいる筈であるが、その限界を規約化することは、意外に難しい。このために専門家の良識に委ねられる部分は、かなり多いのが現実である。

しかしながら、数値により定められた規定は、その数値の持つ意味（根拠、効果等）よりも、「値」そのものを規範としてとらえられる立場がある。結果として、瑕疵紛争の対象となることが多い。言い換えれば、建築基準法（以降：建基法と略す）関連法令（施工令、告示、品確法など）の規定を「裁判規範」と考える立場が広がっている。

ここでは、調査研究部会で行ってきたこれらの事項の概略をここでは紹介する。

本来は、品質のばらつきが多い建築物に対して、誰がどのような責任をもつのか等の根本的な論議が不充分であり、現状は品質と責任についての社会的な合意は甚だ不十分であると言える。一方、日本建築学会での諸規準・指針類はこれらの「ばらつき」とそこから発する数々の紛争を予測していないとの批判、言い換えれば生産者の立場が優先され、消費者の立場がややないがしろにされている、といった意見もあり、今後真摯に受け止めなければならない。

このためには学会は、品質の揺らぎについて、容認する程度の、社会的な合意を得るための開かれた議論の場を設け、学術的、工学的な立場での提案を積極的にすることが望まれる。

（2）建基法令における数値基準の分析

1）不確実性に無対応：法令等の基準の適合性判断に関しては、許容誤差、測定精度及び測定方法等について、必ずしも明確なルールが無い。

2）構造強度関係規定（建基法政令1～2節）「見なし基準」：仕様の基準に適合していれば「安全」と見なしている。実質の安全性を定量的（具体的）に評価できないからである。また、「定量化困難な基準」が多く存在する。この判断（解釈）は、専門家の良識に委ねられている。数値基準は、「目安基準」であるので、±10％程度の誤差が許されるのではないか。しかし、意識的な数値操作と誤差とは別物である。

3）鉄筋のかぶり厚さに係わる瑕疵争点：鉄筋のかぶり厚さ不足は争点になりやすい。鉄筋のかぶり厚さが問題になるような構造物は一般的にみて施工程度が低く、多くの問題点と重複して指摘される例が多いと思われるが、施工の程度といったやや抽象的な表現より、2.8㎝＜3㎝の方がはるかに訴え易い。実は、かぶり厚さを問題にする前に、打込まれたコンクリートの品質がより重要であるのだが扱いにくいこともあって、かぶり厚さが問題にされる。裁判規範として、建基法の定めに適合しないものは瑕疵と見なされるのは当然である。これに対し当事者は責任を負うことを強く意識して欲しい。また、JASS 5（日本建築学会）は推奨値として、かぶり厚さを基準＋1㎝としているが、これで充分とは言えないかもしれない。

“安全”という用語も正確には“規準に適合した安全水準”と言うべきもので、やはり一種の見なしである。

（3）結び

紛争事例に接して強く感じることは、各専門分野での職業意識、倫理観の欠如である。特に建物づくりの上流に位置する企画者、設計者の倫理観と専門知識が好ましい建築生産での必須条件である。

建基法での最低値（または最高値）は、これさえ満たせば良いよいでは困る。そこには最適と見られる水準が存在するだろう。これらの水準は基・規準のそれを遥かに超えたものだろう。これなくして、豊かな生活空間、すなわち快適な建物と街づくりは望めない。

これまで述べた事項は、どちらかと言えば内向きの論議で紛争予防の視点からはやや偏っていると思う。基・規準の適正な運用が実行されるためには、多くの関係者、大まかに言えば建築主、設計者、施工者、相互の理解と責任の分担が明瞭になる仕組みが必要であることを強く訴えたい。

（文責：山口昭一［(株)東京建築研究所　代表取締役会長］＊5）

3. 紛争の長期化

建築関係訴訟の主な争点は、建物瑕疵の存否が問題になる場合と設計・監理の契約、工事請負契約の存否が問題となる場合が多い。これらについて当事者が納得できる解決は、より早い裁定が強く望まれる。実際には施主、設計者及び施工者、当事者の負担は、もちろんのこと、審理にあたる裁判所にとっても、その処理に多大な労力と時間を要する複雑困難な問題であるとの指摘がなされている。また法曹関係者からは、適正にして迅速な解決と現行の司法制度の枠組み内で実現するために、多くの障害が存在することも指摘されている。[1] さらに、裁判官と代理人には高度な専門的知識が不足しているため審理を複雑にし、結果として解決を長期化させている。特に、近年は建築紛争が増加傾向にあり、毎年相当数が訴訟として裁判所に提起されているのが現状である。[1]

（1）建築瑕疵紛争事件における実態調査

図2に実態調査における建築関係訴訟の概念整理を示す。図3に建築関係訴訟の事件数を示す。これより、平成17年7月～21年7月における民事第一審訴訟事件全体（建築関係訴訟も含む）の件数は、10.6万件～19.2万件と増加傾向であり、また、建築関係訴訟の件数も2,168～2,935件と増加して、民事第一審訴訟事件全体に占める割合が2％～15％と年々増大していた。また、瑕疵主張のある建築関係訴訟は建築関係訴訟件数に対して、平成19年7月の1,409件（49％）より、平成21年7月の1,344件（45.7％）の方がやや少ないが、瑕疵主張のない建築関係訴訟は平成19年7月の1,466件（51.0％）より、平成21年7月の1,591件（54.2％）の方がわずかに増大していた。

（　　）内の値は、建築関係訴訟事件の比率

（2）建築瑕疵紛争事件の審理の状況

1）審理期間

図4に建築関係訴訟の平均審理期間を示す。これより、建

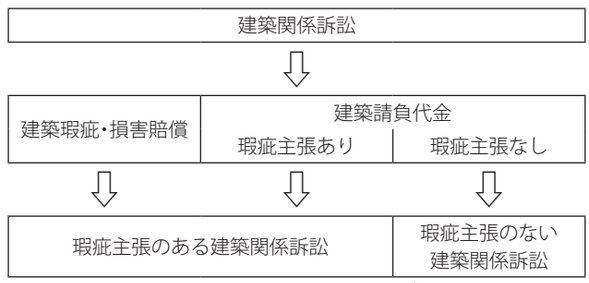

図2　建築関係訴訟の概念整理[2]

1107_108-113_10周年記念連載［第９回］.indd　111　　2011/06/22　16:57:50

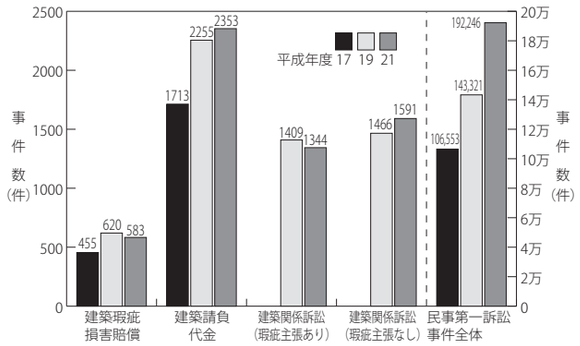

図3　建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体と事件数の関係[2)〜4)]

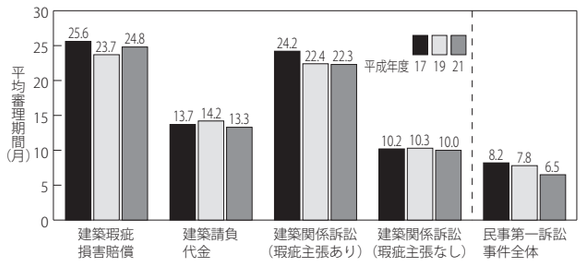

図4　平均審理期間と建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体の関係[2)〜4)]

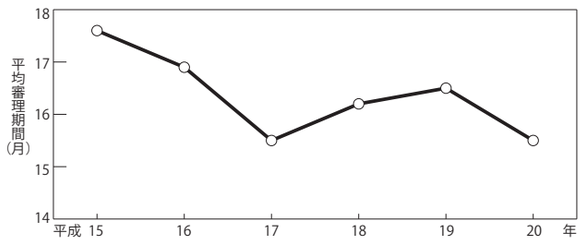

図5　建築関係訴訟の平均審理期間(月)の推移[4)]

築関係訴訟の平均審理期間は、建築瑕疵損害賠償事件が24〜26月、建築請負代金事件が13〜14月であり、それぞれ民事第一訴訟事件全体の平均審理期間（7〜8月）の約3.3倍、約1.8倍以上に長期化している。さらに、建築関係訴訟のうち瑕疵主張のあるものは22〜24月で、瑕疵主張のないものは10月で、民事第一訴訟事件全体（7〜8月）に対してそれぞれ約3倍、約1.3倍以上に長期化している。建築関係訴訟の審理期間は、請求内容や瑕疵主張の有無別によって大きく異なっている。

図5に建築関係訴訟の平均審理期間の推移を示す。これより、平均審理期間は、平成18、19年でやや長期化する傾向が見られたが、平成20年はやや短縮した。特に、瑕疵主張のある建築関係訴訟については、長期間を要している。

2）審理期間別事件数

審理期間の分布（平成17年〜21年）[2)〜4)]を見ると、建築瑕疵損害賠償は、1年を超え2年以内に終局した事件が35〜36％と最も多い。また建築請負代金は、6月に終局した事件が36〜42％と最も多くなっている。審理期間が2年を超える事件の割合は、瑕疵主張のある建築関係訴訟では31〜33％，瑕疵主張のない建築関係訴訟では7〜8％である。特に、瑕疵主張のある建築関係訴訟では顕著に高い。審理期間が6月以内の事件の場合、瑕疵主張のある建築関係訴訟は11〜13％であり、瑕疵主張のない建築関係訴訟は49〜52％を占めており、民事第一審訴訟事件全体の60.3〜71.7％に比べて顕著に低い。

(3) 審理長期化の原因[3)、5)]

審理長期化の原因としては、次の5つが考えられる。

1）専門的知見の必要性

(a) 建築瑕疵紛争事件には、紛争の内容が極めて高度な専門的事項にわたる事件が多いのに、当事者・代理人（事件を受注した弁護人）が争点の把握に必要な専門知識を欠いている上、施工や設計・監理に瑕疵があるのか、追加工事か本体工事か紛争の実態や理解が困難である。そのため、主張を明確化するまでに長期間を要する結果となっている。

(b) 裁判所自体も専門的知識が不足しているため、主張及び証拠の検討、整理に困難を要することで時間がかかる。

(c) 紛争事件で瑕疵を主張された相手方が建物の現状を理解できないため、瑕疵の主張に対する認否が的確に行われていない。

(d) 解決困難な建築瑕疵紛争事件が事件の配点のままに単独係で審理されている場合が多い。

2）争点多数

建築瑕疵紛争事件では、瑕疵があると主張される箇所や事象が多数に及ぶことがしばしばである。各争点については主張箇所の特定や、それが瑕疵に当たるか否か、瑕疵に当たる場所の損害額など、一つ一つ証拠に照らして合わせながら整理する必要があるために時間を要する。

3）証拠の不足

瑕疵であるか否かの判断に当たっては、契約内容を確定されることが必要である。建物を請負契約する場合には、簡単な仕様書・施工に要する図面及び見積書に基づいて締結される場合でも記載が簡単すぎたり、必要な取り決めを欠いて追加・変更工事が行われることによって契約内容自体に争いが生じて、その確定に困難をきたしている。

4）鑑定の長期化

鑑定にあたっては、裁判所が適当な鑑定人を選定するまでに時間がかかる場合と鑑定人から鑑定書の提出に時間がかかる場合がある。また当事者は、鑑定書提出後の反論準備に時間を要する。

5）感情的対立

紛争事件では、当事者の感情的な対立もあって、建物について不具合の部位、事象が多岐にわたり、多数の瑕疵が主張される事件が多い。また、修補の要否・方法や損害の補てんの相場額観が必ずしも確立していないため、当事者双方の見解がかけ離れたものとなる。

最後に、現実の裁判を見てみると、設計・監理契約や施工契約に関する紛争に代表されるように建築の技術的な事項が争点になることが多い。学会としては、厳正・中立の立場から、①訴訟の円滑かつ迅速な審理のために専門家が参加する調停制度の活用による解決や②裁判官の判断に寄与する鑑定制度に、経験豊かな会員を送ること、③事例の蓄積を通じて原因の調査・分析をすること、また④設計者・技術者に対して紛争を未然に防止するため業務に透明性を高め、紛争事例を学び、ひいては紛争を減らす方向に努めて行くことが必要である。[1)]

1107_108-113_10周年記念連載［第９回］.indd　112　2011/06/22　16:57:50

［参考文献］
1）平山善吉：建築紛争は減らせるか、1.主旨説明および司法支援建築会議の概要、p.p.1-4、2001年度日本建築学会大会（関東）記念行事
2）裁判の迅速化に係わる検証に関する報告書、最高裁判所事務総局、平成17年7月、p.p. 6, 83〜85
3）裁判の迅速化に係わる検証に関する報告書、最高裁判所事務総局、平成19年7月、p.p. 54〜57, 191〜193
4）裁判の迅速化に係わる検証に関する報告書、最高裁判所事務総局、平成21年7月、概況・資料編p.p. 10, 72〜86
分析編 p.p.55〜68
5）斉藤　隆：第一回講演会「建築紛争の現状と課題」―東京地方裁判所における建築裁判―、日本建築学会司法支援建築会議、2000年12月1日

（文責：柿崎正義＊1）

＊1　かきざき・まさよし（號　聖舟）
1938 年生まれ／明治大学卒業・同大学院修了／工学博士／建築材料・施工・法規／著書に「ビル解体工法」「実用本位　生コン・使い方の要点」「集合住宅を巡る建築紛争」ほか／1990 年：日本建築学会賞（論文）受賞、2009 年：日本コンクリート工学協会名誉会員／（株）クォリティー副会長

＊2　せきざわ・かついち
1934 年生まれ／日本大学卒業・同大学院修了／建築計画／博士（工学）

＊3　うおざき・かつや
1963 年生まれ／日本大学卒業・同大学院修了／都市計画／博士（工学）／共著に『生活景　身近な景観価値の発見とまちづくり』ほか

＊4　さくらい・かずや
1972 年宮城県生まれ／1996 年東北大学工学部建築学科卒業・1998 年東北大学大学院修士課程修了／2000 年東北大学大学院工学研究科助手／2005 年 SOY source 建築設計事務所共同設立／2010 年東北学院大学工学部准教授

＊5　やまぐち・しょういち
1927 年生まれ／東京大学卒業／構造設計士／博士（工学）／ 1987 年日本建築学会賞（業績）受賞／（株）東京建築研究所代表取締役

普及・交流部会委員名簿（2011 年 7 月）
部会長：柿崎正義
委員：飯田恭一・宇於崎勝也・角陸純一・都甲栄充・丸山一男・宮内靖昌

1107_108-113_10周年記念連載［第９回］.indd　113　2011/06/22　16:57:50

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第10回］支援部会報告

田中淳夫［司法支援部会長／宇都宮大学名誉教授］

ここでは、私が担当している支援部会の活動について報告するが、同時に建築紛争においてかなりのケースで判断材料とされている本会の各種規準・指針類の位置付けについても記述する。

1. 支援部会の活動

支援部会は、司法支援建築会議（以下、本会議と記す）が最高裁判所との連携を基本として設立された経緯から日常的に主に以下の活動を行っている。

・各地の地裁から依頼を受けた調停委員の推薦

・各地の地裁・高裁からの要求に応じた鑑定人の推薦

調停委員については毎年各地裁から専門分野別の希望人数の推薦依頼（再任・新任）があり、それに応じた形で本会議の会員（以下、登録会員と記す）の中から適切な方々を選任して推薦している。また、鑑定人については、各地裁・高裁から具体的な訴訟事件の内容と必要な鑑定内容が支援部会に提示され、その鑑定に必要な専門分野の学識、実務経験などを考慮して基本的には1件1名の推薦を行っている。いずれの場合も選出される方々は、登録会員であり、当然のことであるが、本人の了解を得たうえで推薦している。

このように調停委員、鑑定人とも登録会員の中から選出されるので、登録会員の方々は、各種の専門分野における学識、実務経験などが豊富な方々が対象となっている。表1は、2000年度から2010年度までの全国の地裁・高裁等に対する各年度の鑑定人、調停委員の推薦者の数をまとめたものであるが、推薦された方々は、ほとんどが鑑定人、調停委員となって活動されている。鑑定人は、年によってかなりばらついているが、おおざっぱに見て年10名程度であり、調停委員は、年間50名程度となっている。

2000年に本会議が発足した時点で本会の理事や調査研究委員会委員長・支部長等に登録会員の推薦を依頼し、推薦いただいた方々を運営委員会で審議し理事会に推薦した。その結果180名の方々を登録会員として委嘱した。その後、登録会員を辞退された方もおられたが、新規に申し込まれる方々も多くなり、登録会員はここ数年は約350名で推移してきた。本会議の設立から10年がたち、設立時にできるだけ経験豊かな方々にお願いしてきたことから、近年70歳以上の登録会員がかなり多くなり調停委員や鑑定人を依頼しても辞退される例も多くなっていた。このような事情から2009年後半から学会の各種委員会に新規に登録委員の推薦を依頼し、また従来の登録会員の方々に対しては会員継続の意志確認を行うなど登録会員の若返りを図ってきた。その結果、2010年4月からかなりの若返りが図られ、現在の登録会員の総数は380名となっている。

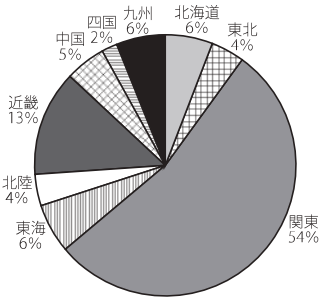

図1　登録会員の学会支部別構成比

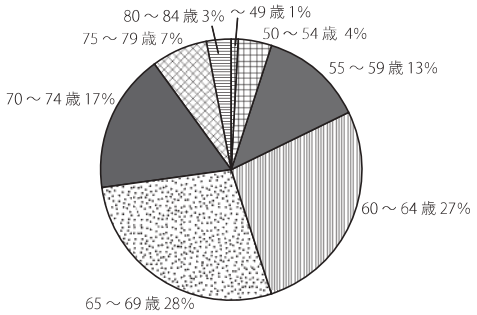

図2　登録会員の年齢構成比

現在の登録会員の所属支部、年齢構成、専門分野、経験業務を図1から図4に示す。図1に見るように登録会員の所属は、関東支部が圧倒的に多く、全体の約半数を占めている。これは東京地裁における建築紛争訴訟の数が多く、調停委員の要望も多いことによるもので、その次は近畿支部となっている。本会議の地方登録会員と地元の地方裁判所（札幌地裁・名古屋地裁・大阪地裁等）との交流も進んでおり、それらの地域の会員も増えつつある。

登録会員の年齢構成を図2に示すが、60歳以上の方々が82％を占めており、70歳以上の方々も27％になっていて、平均年齢は65.7歳である。登録会員の専門分野を図3に示す。構造分野の方々が最も多く、全体の約1/4となっており、次

表1　鑑定人・調停委員の推薦者数

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
鑑定人	12	33	18	9	3	8	9	2	1	4	11
調停委員	45	62	41	55	30	47	31	55	29	56	27

＊2011年3月31日時点

いで環境工学、構造材料、意匠、設備、施工となっている。地盤・基礎関係は8名で全体の3.7％にすぎないが、鑑定人の依頼はこの分野が多く、現状では鑑定人となる方の専門分野が偏っている状況にある。図4は、登録会員のこれまでの経験業務を示したものであるが、教育・研究業務の経験者が57％となっている。これは上述したように2010年度に新規に登録会員になった方々は、主に本会の各種調査研究委員会の推薦者であったことによるもので、設計業務と工事監理業務の経験者が71％であった2009年度以前の登録会員の方々の経験業務の分布と大きな差があり、この点は司法支援建築会議の設立目的を考慮すると今後再検討すべき課題であると考えている。

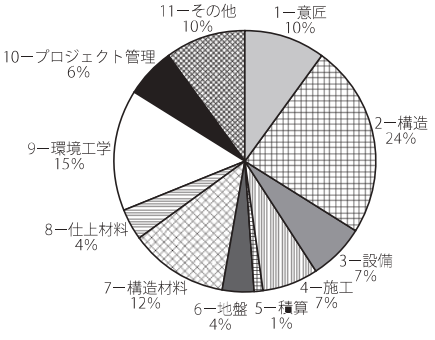

図3　登録会員の専門分野

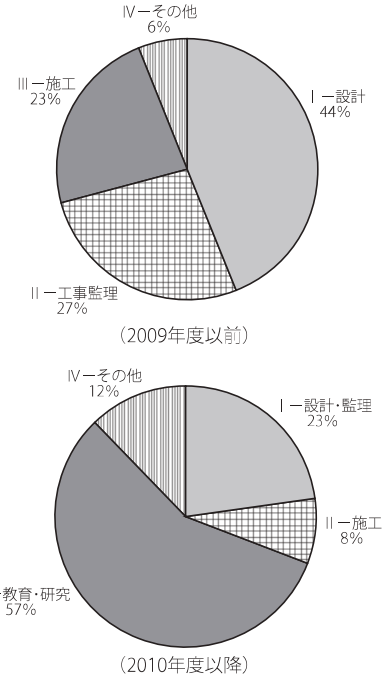

図4　登録会員の経験業務

なお、前述したように本会議の司法支援は、裁判所における建築紛争の解決に協力することが原則であるが、最近では、裁判によらない紛争解決の手段として裁判外紛争処理機関（ADR）の活用が多くなってきている。現在建築関係でもこのような機関は多数存在する。本会議では、今後このような機関のうち国が直接関与している機関における建築紛争についても必要と考えられる場合には支援活動を行うことも検討中である。

2. 建築訴訟と学会規準等との関係

次に本会が刊行している建築物の設計に適用する各種の設計規準・指針類（以下、設計規準類と記す）および建築物の施工に適用する各種の標準仕様書（以下、標準仕様書と記す）の建築紛争との関係について述べる。

一般的にいって、建築訴訟ではこれらの設計規準類および標準仕様書は、建築基準法に準じるものとして扱われており、この点は多くの判例にも示されいる。しかし、これらの設計規準類や標準仕様書は、本来これから建築する建築物の設計・施工を対象として作成されたものであり、それらの作成を担当した方々は、これらの書物が建築訴訟の際に重要な判断材料として利用されることまでは十分に考慮されてはいないのが実情であると考えられる。設計規準類や標準仕様書の作成方針は、それらの作成を担当する本会の各種委員会の方針によって多種・多様であり、委員会によっては、作成を担当する小委員会の委員個人に全面的に任せてしまう方針を採っているところもあれば、小委員会で原案を作成した後で委員会全体で十分な査読を行って最終的なものを決定しているところもある。従って、それらの内容の適格性、特に法的な観点から見た場合の適格性に大きな幅があるのが実情である。つまり、作成担当委員の個人的な見解がそのまま示されている場合もあれば、委員会全体で責任をもって公表している場合もあるわけで、このような事情を考慮すれば本会の設計規準類や標準仕様書であっても、これらを一律に建築訴訟における法的な判断材料としての意味を持った書物として扱うことには問題が多いと考えられる。

特に、構造関係の設計規準類や構造体の施工に関係する標準仕様書などは、新築の建築物で要求されるレベルとしての最低限の要求を満たすものというよりは建築物の設計・施工の面で本来望ましいと考えられる幾分高度なレベルの規定がかなり多く含まれているものと考えられる。ところが、建築紛争においては、例えば建築物の構造安全性の面から見た場合、ある具体的な建築物が構造面や施工上のぎりぎりの要求レベルをどこまで満たしているかという観点から争われる場合が多く、このようなケースで設計規準類や標準仕様書が法律に準じるものとして扱われることの妥当性にはかなりの疑問がある。つまり、結論的にいえば、本来建築物にとって望ましいレベルを想定して作成されている本会の各種設計規準類および標準仕様書等は、建築紛争における法的な判断基準として扱うことに適しているとは限らないと考える方が妥当であろう。

以下にいくつかの具体的な例を挙げてこの問題を検討するための資料としたい。

まず、構造安全性に関する例を考えてみる。本会の各種構造設計規準類は、いずれもこれから建築する建築構造物を対象として制定されている。なお、この点は、建築基準法・同施行令（以下　基準法令と記す）についても同様である。従って、1次設計における許容応力度の検定においては、検定値（設計応力度／許容応力度）が0.99であれば適合となり、1.0を超えていれば不適となり、その場合は構造設計、構造計算をやり直すことになる。また、そのような行為は特別時間や経費がかかるものではなく、通常の設計行為と考えられている。しかし、建築紛争の場では、なんらかの理由で実際に使用されている建築物について応力検定がなされた場合、検定値が1以上であるからといって、新築建築物における上述の修正行為を行うことは不可能である。

建築紛争で構造物の一部に瑕疵があって、その影響を考慮して再計算した結果、耐力的な検定値が1.05となった場合を考えてみる。通常、構造安全性を検討する際に用いる構造材料の許容応力度は、実際のその構造材料が有している降伏応力度に対してある程度の余裕を持って規定されている。鋼材ではその余裕度は通常10％以上である。また、構造計算における各種の荷重の設定においても種々の余裕が見込まれている。これらの事情を考慮すれば、工学的な面からみた判断として通常上記の例でこの構造物が危険であるとは考えられない。この点は、2次設計における保有水平耐力に関しても同様である。しかし、建築紛争においては、このようなケースでは、法的な判断が優先される場合が多く、そのような判断基準によれば、そのような建築物が構造安全性に欠けているすなわち危険であると判断されるケースが多い。

すなわち、構造安全性に関していえば、本来これから新築する建築物を想定して規定されている本会の各種の構造設計規準類は、建築紛争において建築物の構造安全性を判定する直接的な基準にはなり得ないことが明らかである。建築紛争では、この点を十分考慮して個々の建物の現状を十分把握したうえで的確に対応することが必要であり、この点については建築基準法令に関しても同様である。

本来、建築物は、基本的に個別に設計され、施工されるものである。そのような建築物の各種の品質を一定レベル以上に保持する必要から建築基準法令や本会の各種設計規準類が制定されているわけである。しかし、すでに建築されている建築物については、設計時、施工時に各種のばらつきが生じていることは工学的に見て当然のことである。従って、そのような建築物についてみると、例えば構造安全性に関しても実際にはかなりばらついているはずである。この点は、現在既に多くの既存建築物について実施されている耐震判定の結果から明らかとなっている。耐震判定における例を見てみると、数千件の鉄筋コンクリート構造および鉄骨構造の建築物で構造耐力上本来必要とされる値を1とした場合、最低0.3から最大2.0以上の範囲に大きく分布しており、それらの値は、建設年次、建築物の種類、建設場所などによっても大きく変わっているのが実情である。

図5は某県におけるRC建築物の耐震診断結果であり、上に述べた建築物の構造安全性の実情を示した具体的な例である。ここで横軸のIs値は耐震安全性を示す値であり、耐震診断では0.7程度を判定基準値としている。このような状況を背景に、既存建築物全体の構造安全性と法的適合性の関係を概念的に示すと図6のようになっていると考えられる。ここでの法的適合性には本会の設計規準類も含めてよいであろう。すなわち、法的適合性はほとんど形式的に適合、不適合がかなり明確に判断できる。しかし、構造安全性は危険と安全の間にかなりの不明確な領域があり、個々の建築物については多くの様々な条件を的確に考慮して危険か安全かを判断する必要がある。従って、建築紛争における建築物の構造安全性の判断においては建築物のこのような特性を十分考慮しておくことが必要となろう。

なお、耐震判定に用いる各種の診断基準は、それぞれの構造種別に応じて制定され、適宜改定されているが、そこで示された構造安全性の判断基準は、基本的な考え方については、建築基準法令や本会の構造設計規準類に示された内容と大きく違ったものではない。しかし、これらの耐震診断基準では、実際の施工条件に応じた判断要素が採り入れられており、その点に関しては新築の建築物を対象とした設計規準類とはかなりの違いが存在している。従って、建築紛争で対象となっている建築物の構造安全性の判定には、建築基準法令や本会の各種構造設計規準類ではなく、これらの既存建築物の耐震判定基準類を適用する方が合理的であると考えられる。

次に、建築物の施工に適用される各種標準仕様書について考えてみる。建築物の施工に関しては、基本的に建築基準法令ではほとんど規定されていないので、建築紛争の際に建築物の施工の適否についての判断基準とされている例が多い。このような中で法令にもほぼ同様な規定がある項目について見てみよう。

まず、鉄筋コンクリート構造物における鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さについてみてみる。建築基準法施行令第79条において、この値は、「耐力壁以外の壁又は床にあっては2cm以上、耐力壁、柱又ははりにあっては3cm以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立ち上がり部分にあっては4cm以上、基礎にあっては6cm以上」となっている。これらの値は、鉄筋の耐久性、耐火性及び構造耐力（付着性能）の観点から規定されたものである。

一方、これらの値は、本会の鉄筋コンクリートの施工について規定している建築工事標準仕様書 JASS 5 鉄筋コンクリート工事でも施行令の値をmm単位の表示に置き換えた形で同じ値を規定している。しかし、JASS 5では、これら最小値に施工時の不良率として15％程度を考慮して、上記の値に10mm加えた値を設計かぶり厚さの標準値として定めている。従って、施工時にはこの値を遵守することが想定されていることになる。ただし、この標準値を想定して施工した場合でも、実際の施工では最小規定値を下回る可能性が15～30％程度あ

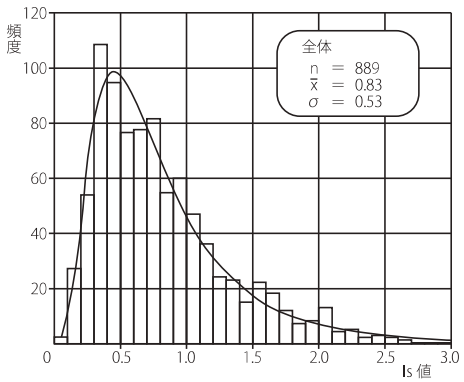

図5　既存RC建物の耐震診断結果（某県の例）

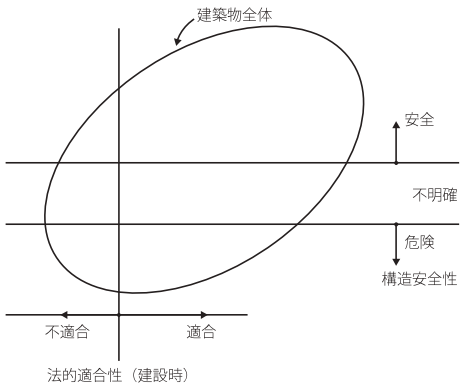

図6　既存建物の構造安全性と法的適合性

るとされており、標準仕様書の規定値が絶対的なものではないことが前提となった規定となっていることに注意する必要がある。

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが規定値より少しでも不足している場合、その建築物が不法建築となるか否かという点が多くの建築紛争で問題となっている。建築基準法施行令の規定がcm単位で示されているため、工学的に見た場合は、3cmが規定値であっても2〜3mm程度の許容差は認められるものと考えられ、例えばかぶり厚さが2.8cmである場合、これを3cmと考えることは工学的には可能である。しかし、規定値に許容差が示されていない以上、このような誤差を法的には認めていないとする判断もあり得るし、上記の単位がcm表示である場合、上記した程度の誤差は認められるという判断もなり立つ。この場合、上記の例では不法建築物になる可能性も否定できない。ここに建築紛争における法的な判断と工学的な面からの判断の差が生じることになるので、建築紛争においても専門家の判断が尊重されることが望ましい。なお、このようなコンクリートのかぶり厚さは、基本的に建物全体を対象としているので、ごく一部の値のみをとりあげて争点とすることは妥当ではない。

次に、鉄骨構造物の構造安全性を大きく左右する完全溶込溶接に関する規定をみてみる。鉄骨構造物の施工に関しては、基準法令では、平成12年の建設省告示第1464号「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」において「溶接部は、割れ、内部欠陥等の構造耐力上支障のある欠陥がないものとし、」と規定されているのみである。一方、本会の建築工事標準仕様書 JASS 6 鉄骨工事では、5.7　溶接施工一般の中で「溶接部には割れ、溶け込み不良、スラグ巻込み、ブローホールなど継ぎ手の性能を損なうような有害な欠陥があってはならない。」と規定されており、上記告示とほぼ同様な規定となっている。

しかし、JASS 6では溶接部の内部欠陥を検査する超音波探傷検査においては抜取検査を原則としており、30個のサンプル中不合格箇所が1個以下の時は検査ロット全体を合格とする規定となっている。また、その検査方法は、「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査基準」によることとなっており、その場合も溶接部の健全性について微少な欠陥は存在を認めている。すなわち、JASS 6では実際の溶接施工の実情を考慮して質的、量的にいくらかの溶接欠陥の存在を許容していることになり、このような判断は工学的にみて問題がないものと考えられている。このように本会の標準仕様書には、施工時においてある程度のばらつきが生じることを前提として制定されているわけで、この点でも建築基準法令の規定とは異なった判断基準を用いていることになる。

以上に述べてきたように、本会の標準仕様書類は、建築施工の実情を考慮して制定されており、建築紛争における建築施工に関する問題についてもある程度柔軟に対応すべきものと考えられるが、建築紛争では最終的に黒か白かの法的な判断が示されるわけで、その際、標準仕様書の扱いは、それらを制定した本来の目的とは違った扱いがなされる可能性があることを考えておくことも必要である。

要は、図6に概念的に示したように既存建築物の品質、力学性能等については様々な要因により、多くのばらつきが生じていることを前提として、その実情を適格な技術上の知見を基にして工学的見地から判断することが是非とも必要であり、この点を建築紛争に関わる弁護士、裁判官の方々にも十分理解してもらうことが建築紛争の解決にとって重要な点であるといえる。

なお、本会が刊行している建築紛争に関する書物としては、司法支援建築会議運営委員会が中心となって刊行した『建築紛争ハンドブック』（2003年、丸善）があり、建築紛争に関連する多くの記述や判例が示されているので、必要に応じて参考にしていただきたい。

たなか・あつお
1937 年東京都で出生。1960 年東京大学工学部建築学科卒業、同年大成建設株式会社に入社。1962 年東京大学大学院修士課程に入学、1967 年東京大学大学院博士課程を修了し、工学博士号を取得。1987 年大成建設株式会社を退社し、宇都宮大学教授となる。2003 年宇都宮大学を定年退官、東京電機大学特別専任教授（建築学科）となり、2008 年東京電機大学を退職。専門分野は、鋼構造、特に接合部の研究。1992 年日本建築学会賞（論文）受賞。

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第11回］地方の司法支援活動

※ここに掲載した内容は、執筆者の希望により「建築雑誌」2011年9月号に掲載した内容を一部削除してあります。

名古屋地方裁判所建築事件担当委員会と司法支援建築会議との連携

長谷川恭弘（名古屋地方裁判所民事第8部部総括裁判官・建築事件担当委員会代表幹事）（＊1）

1. はじめに

名古屋では、平成22年度から、地域の司法支援建築会議と裁判所との連携が行われるようになり、今年で2年目となる。椙山女学園大学教授・名古屋工業大学名誉教授の小野徹郎運営委員長がいらっしゃるのに、それまでは交流がなかったのが不思議なことである。

従来も地元の建築士会との関係は良好で、調停委員、専門委員あるいは鑑定人として多くの訴訟事件解決に尽力していただき、弁護士会も含めた協力の成果として「建築関係訴訟審理モデル」が公表され、瑕疵一覧表作成等の運用も定着しつつあったが、免震構造や耐震改修の方法が争われたり、限界的な判断が求められたりする事案では、是非ともより専門的な知見を得たいところであった。

2. 建築事件担当委員会の立ち上げと協議会の開催

昨年度の交流は、最高裁判所民事局の仲介もあって円滑に進み、10月27日には、東海地区の司法支援建築会議所属メンバー及び建築士調停委員等建築専門家と裁判所との協議会を開催した。

名古屋地方裁判所は、建築関係の専門部・集中部がなく、民事通常事件を扱う7つの部で建築事件を担当している。このうち交通、医療の集中部を除く5つの部（通常部）を中心に、調停事件を扱う名古屋簡易裁判所の裁判官・書記官も参加する「建築事件担当委員会」を組織し、建築関係事件の受理から終局に至る過程と専門家関与の実情についてアンケート調査を行うなど、協議会及びその後の連携へ向けての準備を行った。

協議会では、小野運営委員長から、司法支援建築会議の活動についてご説明いただき、裁判所からは、アンケート結果の報告のほか、「建築関係訴訟審理モデル」の一般的な運用や、和解による解決に至った専門委員選任事件の事例紹介等を行った。その上で、建築関係訴訟への専門家の関与について、付調停と専門委員選任の使い分け等による効果的な関与が得られる工夫など、経験を踏まえた意見交換をし、法律や学会の基準の具体的な事件への適用について、規定等の趣旨のとらえ方や解釈のあり方について協議を行い、その後の懇親会では、さらに交流を深めることができた。

アンケート結果を簡単に紹介すると、建築関係事件の平均審理期間は、民事事件一般の約2倍となっており、中には瑕疵が100以上主張されたりするなどして5年以上かかっている事件も複数みられた。また、瑕疵と追加工事の両方が争点とされている事件は、いずれか一方のみの事件の約2倍の審理期間を要していることなども明らかとなった。審理が長期に及んでいる事件の多くで、付調停、専門委員選任又は鑑定のいずれかが行われており、専門的知見が必用とされている。そして、調査対象とした1年間の既済事件について、付調停事件では、判決となったものが約2割、調停成立等判決に至らずに終局したものが約8割で、調停の紛争解決機能が高いことが明らかとなった。

3. 協議結果を受けた活動と建築関係研究会

建築事件担当委員会では、上記協議結果を踏まえ、具体的な紛争にマッチした調停委員・専門委員の選任ができるように、各委員の専門分野や対応可能な紛争類型についてアンケートを実施し、民事訟廷事務室が情報を管理して、担当係や支部等からの紹介に応じる態勢を整え、また、札幌の例を参考にして、東海地区の司法支援建築会議への鑑定人候補者推薦依頼等の申し合わせの準備を行ってきた。

さらに、建築専門家と裁判所関係者との任意の勉強会として、建築関係研究会を立ち上げ、その手始めとして本年2月及び6月の2回にわたり、RC造建物の瑕疵とその補修について自由な意見交換を行った。小野運営委員長をはじめとする司法支援建築会議所属メンバー及び建築士調停委員・専門委員のほか、2月には大阪大学の倉本洋教授、6月には名古屋工業大学の市之瀬敏勝教授に参加していただき、調停委員・専門委員の岡部功名古屋民事調停協会副理事長の基調報告を受け、活発な議論が行われた。建築紛争について、学会における研究と訴訟実務とを架橋する場として継続、発展していくことが期待される。

4. 今後の活動と連携

今年度は、10月19日に、①「調停委員意見書」及び「鑑定書」作成の実情と課題、②本庁・支部間、隣接庁間の連携の実情と課題を主なテーマとして協議会を開催し、新たに津地方裁判所及び岐阜地方裁判所関係者の参加が得られる予定である。将来的には、建築事件担当委員会が、専門家との連携を通じ、周辺地域も含めた建築関係事件のキーステーションとしての役割を果たすことができればと考えている。

名古屋における司法支援建築会議と裁判所との交流は始まったばかりであるが、さらに関係を強化し、建築関係紛争の適正・迅速な解決に資するとともに、学会へのフィードバックを通じ、安全・快適な建物建築の一助となれば幸いである。

今後とも、関係各位のご支援とご協力をお願いしたい。

1109_110-113_10周年記念連載［第11回］.indd 110 2011/11/18 14:48:13

北海道地区における司法支援活動

井野 智（北海道大学名誉教授）（＊2）

1. 北海道司法支援建築会議設立の経緯

2001年4月に日本建築学会北海道支部所属の8名が司法支援建築会議会員（支援会員）に委嘱された。同じ頃、札幌地方裁判所民事部建築関係紛争処理委員会が設置され、司法支援建築会議との連携などに関する協議が進められていた。2002年12月、札幌地裁の呼びかけに応じ支援会員との第1回懇談会が開かれ、北海道司法支援建築会議（当会議）運営の基本方針がかたまった。以後、数度の懇談会を経て、民事調停委員として支援会員が建築紛争に係わりをもつことになったのは2003年10月以降のことである。

2. 北海道司法支援建築会議の運営

現在、札幌地裁所属の建築関係の調停・専門委員22名中11名が①支援会議会員、残る11名中②建築学会会員4名（支援会議会員登録予定）、③建築学会会員以外が7名である。外に④大学関係者11名が支援会議会員として登録されている。ここでは、①②を支援会議会員、③を協力会員、④を登録会員と呼ぶことにする。

これまで地裁は必要に応じて様々な企業・団体に鑑定人・調停委員などの推薦を要請してきたが、これらの事案は全て当会議が責任をもつこととなり、筆者と建築専門調停員として既に活躍中だった長谷川寿夫氏（当時北大）が幹事役となり、支援会議会員全員参加で会議運営に当たっている。主な議題は、調停・専門委員の補充または増強、事件内容に対応できる担当者の人選、地裁との懇談事項と講演者の募集・決定などである。

3. 調停・専門委員候補者の推薦

札幌地裁の建築訴訟は建築専門の調停・専門委員2名参加を原則としている。内容により、学識経験者と実務経験者との組み合わせは異なるが、大半が金銭絡みの事件のため実務経験者の出番が多くなりがちである。このことから当地区では、調停・専門委員候補者の推薦に当たっては、建築学会会員に拘らず、実務経験者優先の人選を行ってきた。

4. 建築紛争の現状と問題点

寒冷積雪地特有の建築紛争もまれに見られるが、ほとんどは他地区における既往の報告事例と変わりない。筆者自身の経験を通しての印象であるが、札幌地裁と当会議との連携はきわめて緊密であり、建築訴訟を主に扱う民事3部の歴代部長の熱心な対応ぶりなどから、北海道方式とよばれる当会議は地裁の期待に応えるに十分な役割を果たしていると思う。しかし一方で、迅速な解決には程遠く、無駄な時間と労力を使い虚しさを感ずる場合も少なくない。大半は、私的鑑定による過剰な調査が争点を拡散し、紛争解決を難しくしている事例である。

5. 地裁と当会議の懇談会

争点が多岐にわたり調停・専門委員2名でも対応仕切れない事件があり、専門分野が異なる調停委員同士あるいは裁判官との意見交換は不可欠である。札幌地裁民事3部全所員と全員が参加する懇談会と懇親会が四半期ごとに開かれている。参考までに、懇談会の主なテーマを以下に列挙する。

民事裁判の仕組み、鑑定手続き、判例紹介、調停手続きの流れ、民法改正、他地裁の実情（以上、裁判官の講演）

建築紛争と紛争当事者の把握、故障・クレームの実態、寒冷地工法の特殊性、構造設計基準の変遷、結露常識の変化、腰抜けスラブ、建設工事の技術者制度、構造の設計・施工の不具合、建築紛争と鉄骨、耐震偽装、管理の実際、コンクリートと木材の特質、設計変更・追加工事の判断、木造住宅の構造規定（以上、調停・専門委員の講演）

6. 今後の課題

増える一方の建築訴訟を公正迅速に解決するため、必要な様々な分野の経験豊かな調停委員・専門委員を増やし、その活動範囲を北海道全体に拡げるとともに、その成果を広く建築学会会員等に提供し、建築紛争の予防に役立てるための報告書作成や講演会の実施など、今後取り組むべき課題は山積している。

建築学会司法支援会議北海道支部設立が求められている。半数近い建築学会会員以外の会員の協力が得られる仕組みをどうつくり出すか、併せて今後の課題としたい。

近畿地区における司法支援活動

鈴木計夫（大阪大学名誉教授）（＊3）

司法支援の支部組織設立へ

現在、日本建築学会の“司法支援建築会議”では、今後見込まれる建築紛争の全国的件数の増加に対し、支部組織を設けて対応するべく、体制を整えつつある。

すなわち、本司法支援建築会議の“運営規定”の中に支部に関する条項が追加され、2011年4月の学会理事会の承認を得て発効となった。その支部の条項は最後の「第5章　支部」の部分に、

第17条（設置）、第18条（目的・事業）、第19条（構成）
第20条（運営）、第21条（その他）等、

として纏められている。

この規定はいずれ公にされるであろうが、その概要はつぎの様なものである。まず設置については、学会の支部のあるところにはこの“支援会議”の支部を設けることが出来る、としている。目的・事業については、本“運営規定”の2条、3条がそのまま適用される。構成は、各支部の本司法支援建築会議の個人会員によって構成される、とある。運営については、その学会支部地域に在住する個人会員によって行われ、年一回その活動報告を、本部運営委員会に報告する、となっている。

建築学会近畿支部の運営状況

建築学会の近畿支部では、上記のような現状に対し、“構造法令専門者”を対象とした“実務研修会”を、すでに昭和62年から年1回2日ずつ、平成10年ころまでの計12回程行ってきた。その内容は、構造用材料、耐震・改修問題、免振も含む構造問題、さらには構造に関する行政の問題、等を幅広くとりあげ、大学のそれぞれの専門家による解説が行われた。参加者数は各年300数十名程度はあったようである。

さらに、司法側に対しても、「建築関係訴訟における専門知識について」と題する“懇談会”を平成13年頃から数回にわたって開催し、専門知識の解説を行った。司法側からの参加者は、裁判官のほか書記官も入れて20数名であった。この交流会によって、調停や鑑定の作業がよりスムースになったと

1109_110-113_10周年記念連載［第11回］.indd 111 2011/11/18 14:48:13

考えられる。

このような司法支援活動は、上記のような「支部組織設立」の条文に示されるような組織によってではなく、現在まで次のような形で行っている。

すなわち、支部常議委員会の中に事業委員会が設けられており、この委員会がその事業の一環として司法支援関係の担当者を決めて、裁判所との連絡や次に示す講演会等の計画・立案・実施を事務局と共に行っている。

ちなみに、現在近畿支部の司法支援会員数は50名で、関東支部の200余名に次ぐものではあるが、他の支部はいずれも20名前後までである。今まで近畿支部ではこの全体の集まりを持ったことはないが、今後上記事業委員会との連携で司法支援の活動を行って行くことになると思われる。この活動・運営方式は、他の支部にも参考になればと考えている。

近畿支部の活動状況

1. 講演会の開催：支部の支援事業の一つとして、“司法支援と建築紛争”に関する講演会を開催している。これは10年ほど前から、東京で2回の後大阪で1回、という繰り返しを行ってきたもので、この方式で大阪では第3回、6回および9回目を開催し、今年12月7日に第12回目を行うことになっている。ちなみにそれらの題目と内容は次のようなものであった。

第3回講演会：建築紛争の現状と課題―大阪地方裁判所における建築裁判から―:①田中 敦裁判官による標記題目の講演、②討論会：題目；鑑定人・調停委員の役割

第6回講演会：建築紛争の現状と課題―同前回―：①小久保孝雄大坂地裁判事による講演：大阪地裁における建築訴訟の現状と課題～最高裁の「建築関係訴訟委員会答申」を踏まえて、②鑑定事例報告；1）積算に関する紛争の鑑定事例、2）遮音性能に関する紛争の鑑定事例、3）地盤改良に関する紛争の鑑定事例、③質疑応答

第9回講演会：建築紛争の現状と課題（その2）―同前回―：①林 圭介大阪地裁判事による講演：建築紛争における「裁判の論理」と「調停の条理」、②紛争事例報告；1）構造に関する紛争の事例、2）基礎・地盤に関する紛争の事例、3）設計に関する紛争の事例、③質疑応答

第12回講演会：（予定）：建築紛争の現状と課題（その3）第9回と同様の内容構成であるが、②の部分に新たに4）住宅に関する紛争の事例、が追加される予定である。

参考までにこれら講演会への　参加者数は、

第3回：一般参加者　147名　＋開催側　16名；計163名
第6回：　〃　165名　＋　〃　30名；計195名
第9回：　〃　150名　＋　〃　30名；計180名

であった。建築に関係する一般人の関心の高いことが分かる。

2. 司法支援活動：司法支援には、調停、鑑定、専門委員としての支援等がある。大阪地裁では第10民事部が建築紛争の担当部署となっているが、建築学会支部のメンバーの他に裁判所から直接依頼をする場合もある。現在民事調停委員の数は、一級建築士資格者66名の他、大学所属者3名の計69名、また民事専門委員は33名とのことである。

これに対して、調停件数は他の分野も少し含めて年100件～120件程度、また最近の建築訴訟（i.e.裁判関係）に関しては、

平成20年　申請件数113件、処理件数（和解、判決）　92件
平成21年　〃　119件、　〃　110件
平成22年　〃　132件、　〃　134件

となっており、件数は増加傾向にあると云ってよい。しかし、我々の司法支援によって処理期間は半減しているようである。

最近の鑑定から

鑑定を行っていて気付くことは、意匠、構造設計、施工等の分野の境界領域でよく問題が起っている。それと、設計監理、施工管理の不備、さらには現場作業員の判断・技量の不足等が大きな問題であることを痛感している。

そもそも、物造りの一般論として、そこには作業分担があり、作業の境界がある。それらの分担作業の境界が支障なく連続化し、全体が調和の状態で統一されて、物が造られなければならないのである。この基本事項が忘れられているために多くの紛争が生じている。事実、最近の鑑定では現実に次のようなことが起っている。

設計者の設計監理が、“その工事の初期と終期の2・3回程度、途中はほとんど見ていない”、というケースにも遭遇する。他方施工者は、“その設計の問題点を認識できず、あるいは認識してもそれを修正する為の設計者への提言をせず、改善のための施工法も採らずそのまま施工し、十数年の紛争状態を生み出している実例もある。また日当の問題も含めて、現場の作業員の劣悪さも特筆すべきである。

以上、各支部のこれからの運営・支援活動等に少しでも参考になれば幸いである。

＊1　はせがわ・やすひろ
1986 年判事補任官（大阪地方裁判所）、徳島地方裁判所判事補、名古屋法務局訟務部検事、東京地方裁判所知的財産権部判事、松江地方裁判所浜田・益田支部長、名古屋地方裁判所判事（名古屋大学法科大学院教授を兼務）、司法研修所教官等を経て、2008 年 4 月から名古屋地方裁判所民事第 8 部部総括裁判官

＊2　いの・さとる
1937 年生まれ、1960 年北海道大学卒業・清水建設、1967 年北海道大学・同大学院、2000 年北海道大学名誉教授・北海道情報大学、2009 年北海道情報大学名誉教授、1997-1998 年日本コンクリート工学協会北海道支部長、1998-1999 年日本建築学会北海道支部長、2002 年民事調停委員、2004 年専門委員、工学博士・建築構造学

＊3　すずき・かずお
大阪大学名誉教授、1933 年生れ、京都大学卒業、同大学工博、大林組（技研）、大阪大学助教授、同教授、途中ドイツアーヘン工科大学客員研究員（フンボルト財団）、福井工業大学教授、
受賞歴：日本建築学会賞、日本材料学会賞、fib.（国際コンクリート構造連盟）の国際業績賞、その他、日本コンクリート工学協会、セメント協会、PC 技術協会等の論文賞、各 2 回ずつ、
現在：NPO 法人 PC 建築技術支援センター　理事長、日本建築学会司法支援会議 運営委員

1109_110-113_10周年記念連載［第11回］.indd　112　2011/11/18　14:48:13

日本建築学会司法支援建築会議 設立10周年記念連載

［第12回］座談会「司法支援建築会議10年のこれまでとこれから」

出席者

平山善吉［日本大学名誉教授／元司法支援建築会議運営委員長］
岡崎克彦［最高裁判所事務総局民事局第二課長］
大森文彦［弁護士・大森法律事務所］
斎藤賢吉［前日本建築学会専務理事］
仙田　満［放送大学教授／前司法支援建築会議運営委員長］
河野清孝［東京地方裁判所民事22部総括判事］
井野　智［北海道大学名誉教授／北海道司法支援建築会議幹事長］

進行役

小野徹郎［椙山女学園大学教授／司法支援建築会議運営委員長］

小野（司会）――今日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。学会の司法支援建築会議が設立され10年経過し、その特集記事を建築雑誌に連載していますが、連載の最後に「10年のこれまでとこれから」のテーマで座談会を開催することになりました。学会には3つの支援建築会議がありますが、この司法支援建築会議が実質的に最も大きな社会貢献活動をしているのではないかと思っています。設立のきっかけやどういう状況の中でこの会議が設立されたのかについてお話を伺いたいと思います。設立時から関わられて最初の運営委員長を務められた平山先生からお話しください。

司法支援建築会議の設立

平山――10年前のことですからはっきりしたことは覚えていませんが、まさか学会が裁判所への支援をするとは夢にも思いませんでした。その大きな理由は、私がどういうわけかその頃鑑定を3つほど頼まれ、その関係で裁判所へ呼ばれさんざん痛めつけられていたのです。（笑）このため最初は大反対しました。そのうち当時の最高裁の千葉民事局長とか林課長がたいへん熱心に学会にお見えになり、話の中では裁判所も学会の立場を十分に理解し、協力できるものは協力する、とまでいわれました。このときの話の中で建築裁判への協力を求められたのです。最初はいい加減に聞いていたのですが、そのうち東京地裁の前田判事などもお見えになられました。当時の雰囲気の中では、学会の社会貢献には司法支援がいちばんよいのではないかということもあり、打ち合わせをするうちにだんだんと裁判所のペースにまき込まれ、議論の末学会は1999年12月理事会で裁判所の要請を受け入れて協力することになり、2000年6月理事会で司法支援建築会議が設置されました。その当時の会長が岡田恒男先生で、帰りに岡田先生と駅の前で一杯飲む機会があったのですが、「君、僕も学会は長いけれど、この話を女房にしたら『あなたのやっている仕事でこれが一番いい仕事ですよ』と言われたので、（笑）心を入れ替えてまじめにお手伝いすることにしたよ」とおっしゃいました。

小野――その当時、専務理事をされていた斎藤さんは事務方としていろいろご苦労もあったかと思いますが、きっかけについてお話しいただければと思います。

斎藤――歴史的な背景としていくつかあったかと思います。一つには1986年が学会創立100周年にあたり当時の芦原会長は「開かれた学会」を標榜し、社会との関係を強化する方針のもとに、一般社会に向けた記念事業を数多く実施しました。これを契機として本会の基本方針として社会に貢献する事業を毎年一定の規模で実施することになりました。やがてこの実績が認められることになり、1991～1999年の間本会は社会公益に寄与する特定公益増進法人として認証されました。この法人に寄付をする場合には寄付者は税制上の免税措置が講ぜられるという公益性の高い法人として認証されたわけです。したがって、この法人格を維持するためにも社会の公器としてさらなる公益活動の充実が求められておりました。もう一つには1995年に科学技術基本法、翌年にはそれに伴う基本計画が閣議決定され、科学技術立国を目指す我が国において、学協会が初めて国策の上で認知されました。そこでは「正当な活動をしている学協会に対してはその活動を支援する、一方その条件にかなう学術法人は社会の公器としての役割を十分に果たしていること」が条件づけられておりました。このように本会をめぐる周辺環境により、本会として公益に寄与する活動をより充実させていこうという方向にありました。

加えて、1999年1月から岡田恒男先生が会長に就任され「信頼される建築界の構築を目指す」という方針のもとに「専門家の英知を平易化して社会に発信していくこと」、「会員が活動できる環境を整備する」ことに取り組むことになりました。これはまさに司法支援建築会議の設立の理念に合致するものでした。

直接のきっかけは1999年7月から始まった最高裁民事局からの要請に基づいた本会との意見交換でした。その前段階に大森先生が編集委員として企画された『建築雑誌』1999年4月号特集「建築と裁判」があります。この特集の内容からも建築学会として司法支援に前向きに関与すべきという空気が醸成されておりました。当時の平山副会長、仙田副会長が当初から本会を代表して最高裁との意見交換に参加され、司法支援建築会議の設立から今日に至るまでそれぞれ初代と第2代運営

平山善吉

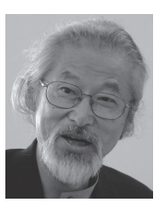
仙田 満

岡崎克彦

河野清孝

大森文彦

井野 智

斎藤賢吉

小野徹郎

（敬称略）

1110_065-070_10周年記念連載［第12回］.indd 65 2011/09/22 16:37:36

委員長に就任されたことで、この活動を継続的・着実に進めることができた要因であったと思います。

小野――いまのお話の中で最高裁が非常に積極的であったということですが、岡崎さん、河野さんからその当時の最高裁や東京地裁の状況についてお話しいただければと思います。

設立当時の建築訴訟の状況

岡崎――最高裁民事局は、全国の裁判所の民事事件の処理をバックアップするという仕事をしており、例えば建築訴訟において専門家の協力を得ることができるような態勢を整備することは、私どもの職務ということになるわけです。司法支援建築会議が設立された頃の建築訴訟は、裁判官が解決するのに最も苦労していた事件類型でした。私は2000年から仙台地裁に勤務しましたが、その当時自分の担当として前任者から引き継いだ事件で最も古いものが建築訴訟でした。この事件は鑑定の手続きだけで2年以上の期間を費やしていました。この事件を含めて、私が一人で担当していた事件の古いものから数えて上位5件のうちの3件が建築事件でした。このように、当時の裁判所で審理が長期化している事件の代表格が建築裁判だったといえます。そして、長期化の要因としては、審理に建築の専門的知見を導入する必要があるにもかかわらず、そこが円滑にいかないことがあげられました。

1999年～2001年に司法制度改革審議会が設けられ、審議会では専門訴訟とりわけ医療と並んで建築の裁判運営の改善等が課題だといわれました。そして、建築関係紛争の予防や、事件の適正・迅速な解決を実現するためには、関係機関の協力・連携が不可欠であり、専門家の紛争解決手続きへの関与を確保することが現代の民事司法の重要かつ喫緊の課題であるとされました。そういう中で、『建築雑誌』で「建築と裁判」という特集があり、私どももいよいよ建築界との協力関係が軌道に乗るのではないかと大きな期待を抱きました。

河野――2000年～2001年の東京地裁の建築関係事件の総数は600件程度ありました。その内訳は請負代金請求事件が約53%、損害賠償請求事件が約27%となります。当時の審理期間としては、平均が31.5月、判決になるのが45月、和解で終わるのが28月、調停で終わるのが21月ほどです。

このように東京地裁では建築事件を処理するうえで調停の活用が有効であることが実証されていたことから、建築紛争を適切かつ迅速に処理する目的で、調停制度のより効率的な活用のための具体的な方策を検討するために、1999年4月に建築瑕疵紛争検討委員会が発足しています。この委員会は2000年3月に検討結果をまとめ、その内容が「建築瑕疵紛争事件の適正かつ迅速な処理のために～調停制度の活用を中心として～」と題して、『判例時報』1710号に掲載されています。

同時に、同委員会と東京地裁プラクティス委員会の共同によって建築瑕疵紛争事件の適正かつ迅速な処理のための具体的な提言をまとめた「東京地方裁判所における建築瑕疵紛争事件の審理の実情と運営について」が、『判例時報』の1710号に掲載されました。

その後、2000年4月に建築関係訴訟対策委員会が東京地裁に設けられました。この委員会は現在も続いており、いまでも司法支援建築会議からご推薦いただいた講師による東京地裁内部の講演会、私どもでは「建築関係事件研究会」と称していますが、これが開かれています。

そして東京地方裁判所においては、2001年4月から専門家調停委員の専門的知見を利用して事件処理を図るために東京地裁本庁に提起される一定の建築事件について、民事第22部が集中して担当することになりました。

小野――そういう状況の中で、仙田先生は司法支援建築会議の設立時から関わられたわけですが、設計実務から見て建築訴訟について当時どのような問題があったのかについてお話しください。

設計実務界から見た当時の建築訴訟の状況

仙田――私も私の友人もさまざまな紛争に巻き込まれます。それで私も弁護士に頼まれてサポートをしたり自分自身で現場を見て感じることは、裁判で常識的な話が通じなかったり紛争の期間が長いことがあります。私が関わったものも4年ぐらいかかりました。長い期間、精神的なダメージとか経済的な影響が非常に大きいわけで、紛争が起きるのはやむをえないとしてもできるだけ短期に解決することが求められます。そのために、建築学会と裁判所との第1回懇談会が1999年7月にこの会議室で行われました。私は学術団体が鑑定人・調停委員を推薦するという形で司法の支援を行うことの必要性を認識していましたので、そのようなことから始めていくべきだという話をしました。裁判所には、建築紛争の類型化、事件数、内容等の統計データがほとんど作成されていないということから、学術団体として建築紛争の統計データの作成をサポートする必要を強く感じました。

設立時の苦労

小野――いまのお話を伺っていると、専門家団体としての建築学会と法曹界にギャップがあるのではないかと思います。平山先生が『建築雑誌』2011年2月号の連載記事で「法曹界との相互理解」ということを書いておられますが、この会議が設立された前後、法曹界とお付き合いされた中で苦労話などがありましたらお話しいただけますか。

平山――私は非常に楽天的で、このような司法支援建築会議をつくれば建築紛争はなくなるだろうと思っていました。運営委員会で第1回講演会のテーマを「建築紛争はなくせるか」にしろと言ったら怒られました。建築紛争はなくせるわけがない、「減らせるか」に直せというのです。（笑）当時はそういう時代でしたよね。講演するにしても基礎的統計データがほとんどなく、その都度裁判所に行って聞いたことも覚えています。そんなこともありようやく軌道に乗ってきました。ところが裁判所に行くと雰囲気がまったく違います。なかなかうまくいかないのです。裁判官と代理人としての弁護士と私たちとの意識というか、建築の知識が違うので実際の現場に行くと話が噛み合わなくて歯がゆい思いをしました。今でもその気持ちは変わりませんが、これから司法支援建築会議は何をするのかといったときに、建築界と法曹界との連携を深めないとうまくいかない。特に審理期間はお互いに話し合いをすることによってまだまだ短縮できるような気がします。

小野――仙田先生は運営委員会の第2代目の委員長をされたわけですが、始めてよかったという具体的なことをお話しいただければと思いますが。

仙田――会員の多くは現役を退くと退会するわけです。高齢社会になっているときに、多くの知見や経験を持った現役を退いた会員の働き場所としての支援建築会議というものはたいへん重要で意義があります。会員が60歳定年で学会を退会するのではなく、引き続き研究や設計などさまざまな現場の知見や経験を社会貢献というかたちで役立てて欲しい。長い間学会会員であることは、建築学会の経営的な面ばかりでなく学会の社会貢献活動のエンジンとして期待されている。会員が長く社会に貢献できる場ということでは、司法支援建築会議は、その後に設立された「まちづくり支援建築会議」や「住まいづくり支援建築会議」よりも社会貢献の先頭を切っているのではないでしょうか。

私はある意味で紛争は失敗の結果だから研究の宝の山だと言っているけれども、学術的な成果としてフィードバックしていくシステムができたのはよかったと思っています。

斎藤――先ほども申し上げたように、当時の本会の周辺状況に加えて岡田会長の提起され

1110_065-070_10周年記念連載［第12回］.indd　66　2011/09/22　16:37:36

た方針に沿って、平山・仙田両副会長が当初から取り組まれておりましたので、司法支援建築会議の設立について理事会の議論は前向きであり異論はありませんでした。ただ、建築裁判にかかわったことのある多くの会員の中には、鑑定人尋問等で常識を疑うような質問や不愉快な質問にさらされたり、あるいは建築の専門家同士の争いになるなどから、学会が裁判に関与する場合の関与の仕方について慎重論や懸念を表明する方も多くおられました。これについては司法支援建築会議が組織として関与するのは裁判所から要請される鑑定人候補、調停委員候補の推薦に限るなど、厳正中立的な立場から裁判所を支援する趣旨が運営規定に反映されています。あわせて支援建築会議の学会内の位置づけについても検討されました。従来から学会活動はそれぞれ目的別に組織された委員会により実施されます。大きく会務・研究・教育・情報・支部の目的別に分かれて5名の担当副会長の下で活動しています。支援建築会議はそうした目的別の委員会の範疇にはおさまらないため会長直属の組織とし、趣旨に賛同する会員、それも年齢を50歳以上70歳未満の会員による学会内の会員組織を会議体として設置するという初めての試みとなりました。

北海道での司法支援活動

小野――各地方での活動も本来あるべきだと思いますが、実は北海道では司法支援建築会議の設立時から札幌で司法支援活動をされてこられました。その経緯も含めて井野先生から北海道の状況についてお話ください。

井野――私が北海道支部長を仰せつかっていました岡田会長時代、理事会ではよく司法支援建築会議のことが話題になっていました。支部長退任の翌月（2000年6月）の理事会で正式に設置が決まり、北海道地区の会議立ち上げに向けて協力するよう要請されました。この時点で要請に応えたのは関東・関西・北海道だけだったことは後で知りましたが、前支部長の立場でいち早く同期や先輩の大学関係者を中心にメンバーを集め北海道司法支援建築会議を立ち上げました。

同じ頃札幌地裁に建築関係紛争事件処理方策検討プロジェクトが設けられ、これに司法支援建築会議のメンバーが加わり、今後どのように建築紛争を解決していくかを検討する札幌地裁建築関係事件研究会が発足しました。研究会はその後、札幌地裁と北海道司法支援建築会議との懇談会という形式をとりながら年3、4回のペースで続けられています。

札幌地裁では、建築専門の委員2名が参加し調停や裁判が進められています。最初はどのような事件が多いかもわからずメンバー構成も十分でありませんでしたが、司法支援建築会議設立後10年が経ち大概の事件に対応できる陣容が整いつつあると思います。

事件によっては建築の専門家2人だけで対応しきれず、他の会議メンバーの支援が必要となる場合もあります。この点、本音で意見交換できる懇談会の後の懇親会は、司法支援建築会議メンバー相互の理解にもたいへん役に立っています。

裁判所からみた建築訴訟の現状

小野――北海道の司法支援活動は、私も運営委員長を仰せつかった後に1度お伺いしましたが、地方の特徴に合わせたかたちで活動しておられます。私としても司法支援建築会議の地方活動を本格化するために、今年司法支援建築会議運営規程を改正して支部が設置できるようにしました。東海地区でも北海道の司法支援建築会議をまねて昨年から活動を始めたところです。

論点を少し変えて、会議ができて10年がたちますが裁判所も東京や大阪では建築の専門部ができたり、建築紛争に関しての取り組み方が変わってきたこともあるのではないかと思います。裁判所からこの10年で建築紛争がどのように変化してきたかお話しください。

岡崎――まず統計的に見てどのような状況かを説明いたします。新受件数（1年間で新たに係属した事件）の動向を見ると、ここ数年、全国で2000件台で推移しています。この2000件台の中には、典型的な建築紛争である瑕疵の主張のある事件が半分弱含まれています。残りの事件は、たとえば請負代金請求の相手方が金額に納得がいかないなどの理由で任意にお金を払わないということで裁判になっている例などがあります。若干の増減はあるものの概ね横ばいの状況です。

既済事件（1年間に第一審の手続きが終了した事件）について見ますと、平均審理期間ですが近年は建築関係訴訟全般、これは瑕疵の主張のないものも含むわけですが、16月前後になっています。これは地裁の通常の民事訴訟第一審の審理期間の約2倍です。瑕疵の主張のある建築関係訴訟に限って見ますと、この期間が22～24月で推移しており、これは通常の民事訴訟の約3倍です。改善はしていますが今なお長期化する傾向のある類型だといえます。

次に、この10年間の一つの特徴として、司法支援建築会議ができて以来、専門家の援助を得やすくなってきたということは紛れもない事実です。2003年の民事訴訟法の改正により、新たに裁判所のアドバイザーとして訴訟の争点整理等に関与していただく専門委員の制度も創設され、従来からある鑑定や専門家調停委員による調停も含めますと、裁判所に対する専門家の関与の割合が少しずつ増えてきているのではないかと思っています。また、先ほど鑑定人の尋問のやり方をめぐって先生方からご批判がありましたが、同じく2003年の民事訴訟法の改正で鑑定人に対してどのように意見を出していただくかというところが整理され、従前の鑑定人を証人として尋問するということはやめにして、鑑定人質問という新しい制度を設け、最近の裁判実務では鑑定人に対して適切な質問がなされるように配慮がされています。

そのほか東京地裁、大阪地裁では2001年4月に建築の専門部ができましたし、その後、札幌地裁と千葉地裁で建築の集中部ができており、裁判所の側でも建築事件のノウハウの蓄積が進んできたと評価できるのではないかと思います。

2000年に司法支援建築会議ができて以来、司法支援建築会議からも多くの専門家のご推薦をいただいています。今まで約100件程度の鑑定人推薦の実績があります。そのほか調停委員等の推薦もいただいています。仙台地裁に私が勤務していた2000年に最高裁民事局を通じて、設立されたばかりの司法支援建築会議に調停委員の推薦をお願いして、5つの分野それぞれからお一人ずつ推薦をいただいてたいへんありがたかったものです。現在では、建築士の資格を有する民事調停委員が全国で650名余りいます。専門委員についても550名以上の方がおられます。そういうことで専門家との連携がずいぶん進んできたといえます。

小野――大森先生には弁護士という立場と司法支援建築会議の運営委員を長くされておられたお立場から建築訴訟の問題点と当会議ができた後の状況についてお話しください。

建築訴訟の問題点

大森――私が弁護士になって25年ほどになりますが、当初の10～15年は裁判所の建築事件の判決が結構ぶれている感じがしていました。分布が二つの山に分かれて、結構いい判決と「えっ？」と思うような判決があったように思います。

また当時、施工者が訴えられることはありましたが設計者が裁判所に引きずり出されるという例はかなり少なかったと思います。ところがこの10年で設計者も頻繁に訴えられたり逆に訴えたりしている。ある意味で裁判が建築界に身近になってきたと感じています。その中で、当初一番困ったのは建築の専門知識を裁判官にどうわかってもらうかという点です。もう一つは建築の常識を立証する難しさです。むしろ特殊なことを説明するほうが

1110_065-070_10周年記念連載［第12回］.indd 67 2011/09/22 16:37:37

簡単で、当たり前すぎて文献にいちいち載っていない。その載っていないことをどうやって立証するか。現在は裁判官の方々が勉強をされておりますのでそういう苦労はあまりありません。

それからこれは最近のことにも関係するのですが、裁判は本来、原告と被告が言ったことが正しいかどうかで争います。しかし、建築事件の場合にはそれ以外にも、たとえば現地調査をして危険な状況にあるにもかかわらず、原告がそれに気がついていないときにどうするのかという問題があります。私は「弁論主義の限界」と呼んでいます。民事裁判は原告の言っていることが正しいかどうかを判断しますが、建物は一般人も使うので安全性がすごく重要になり公益的な存在です。この公益性を裁判ではどう取り扱うのか法律上まったく手当てされていない。今までの民事訴訟の割り切り方でいいのだろうかという疑問があります。それと建築訴訟がもう少し減ってもいいという気がしています。紛争の予防という観点で建築界も法曹界も取り組む必要があるという気がしています。

小野―― 一通りご発言いただきましたのでこれからは自由にご発言いただきたいと思います。建築訴訟自体が少し変わってきたという印象ですが、これから建築訴訟や紛争がどういう方向に変化していくと思われますか。

建築訴訟の今後

大森――建築訴訟は当事者の尋問とか証人尋問が必要なケースと必要でないケースに大きく分かれると思います。つまり技術的な真実性が争いになっているときは当事者の尋問や証人尋問はいらない。ただ、「言った、言わない」、「約束した、しない」が判断基準になるときなどは当然必要です。この点を意識すると効率化をもう少し図れるという気もしています。

仙田――それは要するに紛争の予防の問題で、設計者の立場で考えたときに契約の書面化がなされていない場合がたいへん多く、設計契約や工事契約なしにどんどん進んでしまう。きちんと書面化されていればそんなに裁判で当事者が出ていかなくていい。書面化の問題は教育の問題でもあると思います。書面化や契約書をきちっと作成して仕事を遂行することが海外の実務教育に比べると日本の大学や大学院での建築教育では遅れている。ここは建築学会としても考えていく必要があるという感じがします。

小野――耐震偽装事件が起きた後、学会は「健全な設計・生産システム構築のための提言」を出し、その中で契約書等をきちんと取り交わすことが提言の大きな柱になっていますが、それがなかなか実行されないところがあります。それから教育の話がありましたが、平山先生は日本大学で「建築と司法」という講座を開設されましたが学生の反応はいかがでしたか。

平山――私は調停や鑑定に際して倫理観の欠如を一番大きく感じましたので、学生にしっかりと教育すべきと思い講座を開設しました。これは今でも続いています。それに一つ加えたいのは私的鑑定についてです。私が関係した事件ですが、ある大学の偉い先生の私的鑑定で、これはNASAのプログラムに従って有限要素法で解いたから安全だといわれる。裁判官は何を言われているのかわからなく安全だと思ってしまう。私たちは、安全とは何かをもっと広い意味で考える必要があります。このようなことから、私は学生には具体的なことよりも建築に対する広い意味の倫理観を教えてあげたいと思っています。

仙田――建築というのは設計者はクライアントから仕事をいただいて設計するわけです。しかし建築はクライアントだけのものではなく、社会的資産となるから、たとえば強度のない建築をつくってしまった場合には、多くの国民に影響を与えます。だからクライアントだけを対象とするのではなく、社会的資産として重要だという教育が必要です。

小野――建築界の中では常識と思っていることが、他の分野から見たら必ずしも正しくないということがあるのではないでしょうか。

河野――大森先生の問題意識を整理すると、最近の裁判所の審理方針として、専門的知見を要する場合は2つに分けて考える必要があると思っています。一つめは建築の技術的専門性に関する知識、経験、これのみで判断できる事件、二つめは建築取引とか工事特有の知識、経験、すなわちものを見るだけでなく、外部的な事情や取引の形態、当事者の意思といった状況や建築界の常識を踏まえた知識、経験です。この場合の“専門的知見の”常識は何か、大きく2つに分かれるのではないかと思っています。建築の技術的な専門性に関する知識、経験については、概ね常識的な判断というのはほぼ共通しています。先ほど私的鑑定書の話が出ましたが、私的鑑定書で建築業界の常識に反するような意見書がまま出てきます。そういうときには、私的鑑定書をお書きになった方をお呼びして、調停委員や専門委員が指摘すると納得されることが多いと思われます。一方、もう一つの建築取引や工事に特有の知識、経験および施工裁量を含む内容等について理解を得るのは裁判所としても困難な場合があります。

学会規準の役割と問題点

小野――いま建築界の常識について明確に二つに分類していただきましたが、比較的常識的な判断がしやすい技術的専門性という部分でも、実は話を聞くとそう簡単ではない。その判断のもとになるのが学会の規準や仕様書です。つくる立場としてはその裏にある常識を踏まえたうえで値を決めていますが、裁判に使われるとなると裏は読まれなくて表に出た数値だけが独り歩きするというところがあります。そういう意味で学会の規準等も今後考えていかなければなりませんが、その点についてご発言いただければと思います。

井野――私は鉄筋コンクリートの床スラブを専門にしており、学会RC規準の現行のスラブ厚規定をつくった委員の一人です。以前、1住戸100㎡くらいのマンションを1枚スラブで施工した業者があり、当然のようにスラブに障害が生じました。業者は学会RC規準のスラブ厚規定によったといっています。確かにその通りなのですが、現行のスラブ厚規定は実在スラブの統計的な分析結果から導かれた経験式で、データとなったスラブは最大でも内法スパン7×7m、面積50㎡程度でした。想定を遙かに超えるこの事件のスラブの場合、規準式では30数㎝の厚さとなります。スラブ打設時の荷重を受けるのは下階のスラブです。2層に支柱を存置するとして、下階の2枚のスラブにかかる施工荷重は設計用積載荷重を遙かに超え、ひび割れや大たわみ発生の原因となるのですが、そのような検討が必要であるとは規準のどこにも書いていない。もちろん規準改定時に参考とした論文では施工荷重にも触れていますので、規準に適用範囲を明示する必要があると思います。

大森――学会規準に数値が出てきた背景が正確に書いてあれば裁判にもかなり有益だと思います。ここはすごく重要だと思っていて裁判所が学会規準を使うんだという意識で書いてもらえるとありがたい。

小野――つくるほうとしてはすごく反省しています。(笑)

平山――今の建築基準は建てるための基準であって、でき上がったものに対しての評価は何もありません。裁判ではでき上がった建物についてのいろいろなことが知りたいわけです。かぶりが1㎝足りないのは確かに建築基準法違反ですが、安全の根拠を示して安全とは何かというような学会規準があるとよいのではないでしょうか。

仙田――それは規準だけではなく法律についてもいえます。情報化社会になって、過程そのものが非常に複雑化していますが、認定プログラムやデザインガイドラインのように結果だけを利用したり規準にするようになって

1110_065-070_10周年記念連載［第12回］.indd 68 2011/09/22 16:37:37

いるから、それらが生まれる過程から結果への因果関係自体を設計者なりが十分に理解していない場合も多い。そういう意味での設計教育が非常に重要な時代です。

小野――設計者が理解できるように規準等もバックグラウンドまで含めて記述することが求められますね。

井野――建築訴訟を専門としていると思われる私的鑑定人による過剰な調査が紛争解決を難しくしている場合が多くないでしょうか。一番悩ましいのは鉄筋コンクリート部材の鉄筋被り厚です。例えば、地上階の外壁の結露が争点となっている建物なのに、布基礎や基礎底盤の鉄筋被り厚が不足していると言った指摘です。

北大在職時に大手ゼネコンの現場で施工精度を調べたことがあります。調査を意識して入念に施工されたはずの建物にもかかわらず、鉄筋被り厚には大きなばらつきが見られました。現在、一義的に定められている規準値で瑕疵か否かを判断することには疑問を感じています。建物の立地条件や誤差率などを加味するなど、学会規準等の再検討も是非行って欲しいと思います。

小野――個々の規定については、建物の安全性がどういうもので担保されているかというところが重要です。規準等をつくる立場としては今の学会の構造設計規準は、部分安全係数方式です。建物全体の安全性は部分安全係数の積み重ねで担保しているだけです。そうするとどこかがそれを下回ったからといって、全体として危険だということにはならないが、裁判ではその数値を下回っていること自体を取り上げて違法という結果になりかねない。ですから学会としても建物の安全性の考え方とか、本来規定がつくられている考え方をきちっとしたかたちで出していく必要があります。そのへんは今後の司法支援建築会議のテーマとして取り上げ、当会議から具体的に規準等をつくる委員会に記述内容について提言ができればと思っています。

河野――建築の専門的知見は、裁判では評価規範（すでになされた行為の評価基準）の場面で、建築の技術的専門性に関する知識、経験と、建築取引とか工事に特有の知識、経験に分けて検討すべきですが、先ほど来出ている規準設定は行為規範（これから行為をする基準）の場面ですので別のレベルで議論すべきだと思います。

それからいま話題に出ている学会規準等と裁判で言う紛争解決基準とは次元が異なるので、その点は区別してご理解いただきたいと存じます。学会規準等はおそらく行為規準だと思いますが、これから建築をどうつくるべきかという規準と理解しています。裁判規準は過去の結果についてどうかという当否を判断する基準ですので、判断基準が異なるわけです。ですから裁判手続きでは、それらをイコールでとらえていないので、直ちに当然には学会規準（基準）＝裁判の規準（基準）になるわけではありません。加えて、裁判では学会規準等に反するかどうかだけではなく、施工裁量とか施工誤差のほか、費用、従業員の熟練度など、個別事案に応じて諸般の事情を総合考慮して瑕疵かどうかを判断します。瑕疵の判断は裁判の評価判断であって、一般的に建築専門家が技術的知見のみで判断することではありません。建築専門家が判断されるのは、建築学的に欠陥かどうかや原因は何かということで、建築の欠陥について判断していただくことはあります。あるいはその欠陥に対する修補の可能性、方法、修補額、修補見積もりを検討いただくこともあります。しかし、裁判ではそれは一つの判断材料ですが、そのまま紛争の解決基準として欠陥＝瑕疵とするわけではないし、その見積額を修補額として判決の基礎資料としますが必ずしもそのままイコールとするわけではありません。具体的案件に即した総合的な判断をして紛争解決基準を確立したうえで、物件ごとに修補の可能性、方法、修補額、それから安全性の関係も総合的に判断して裁判します。専門的知見を活用してどういう紛争解決基準の設定をするかにつきましては最終的には裁判所に委ねられていることになります。

司法支援建築会議の役割と今後の方向

小野――司法支援建築会議が設立されて10年経ちましたが、当会議の目的とする社会貢献は十分果たしてきたと思います。建築を取り巻く状況も変わってきている中で、今後当会議としてどのような方向に進むかについて、先ほど裁判外紛争処理機関（ADR）の話題が出ましたがお話しいただければと思います。

仙田――ADRは昔から国土交通省中央建設工事紛争審査会等がありましたが、我が国の場合には裁判以外の解決手段がもっとあったほうがよい。アメリカのようにADRが主流になるにはもう少し時間がかかりますが、紛争解決手段の多様性こそ建築界の社会貢献につながると思います。

小野――平山先生、司法支援建築会議が発足した段階では司法を支援することが目的でしたが、設立から10年経過した中でADRへの支援も検討しています。会議の創設に関わられた方としていかがですか。

平山――司法支援建築会議でADRを支援する余裕があるのでしょうか。いずれやらなければならないことですが。むしろ建物の安全性について『建築ハンドブック』という本をつくりましたが、これからはでき上がった建物に対してどう評価したらいいのかを早急に検討することが必要だと思います。

小野――ADR支援については、裁判所でもお考えもあると思いますがいかがでしょうか。

岡崎――建築関係のADRとしては、建設工事紛争審査会が中央と都道府県にあります。そのほか「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（品確法）ができたときに弁護士会に住宅紛争審査会ができました。まだそれらのADRが扱う建築紛争の件数はそれほど増えてきていませんが、裁判ですべての建築紛争を解決するというよりは、前さばきとしてADRを活用し、そのADRで解決できなかったものが裁判所に来るという大きな紛争解決システムのほうが、国民の紛争解決の選択肢が増えるという意味で社会にとって望ましく、このようなシステムの中でADRをどう考えていくかだと思います。その観点からすると、司法支援建築会議が裁判所を支援することは明確に打ち出しておられるわけですが、それと併せてADRについても一定の支援をされるのであれば、よりよい紛争解決システムに向けた貢献になると思います。ADR機関は全国に設けられているので、東京を中心とした会員の皆様のご負担になるかというと必ずしもそうでもなくて、むしろ地方の会員の方々にいかにADR機関に参画していただけるかどうかだと思います。

小野――ADRが発展していくこと自体は、全体の紛争解決の促進という面では望ましい形ですが、どこまで広げるかはなかなか難しい問題です。

仙田――私が建築家協会の会長のときURの南大沢事件という手抜き工事の紛争がありましたが、第二東京弁護士会から頼まれて建築家協会でチームをつくりADRで解決しました。

小野――斎藤さんは、長く司法支援建築会議の全体を見てこられて、会議はADRや支部組織も含めてその活動を拡大していく方向にあります。さりとて学会会員の方々に負担をどの程度お願いできるのか悩んでいるところもあります。会議の今後の役割とか方向について一言ご発言いただければと思います。

斎藤――最高裁の「建築関係訴訟委員会」の答申が2005年6月に公表され、建築界に対して「建築関係者の注文者に対する十分な説明及び適正な内容の契約書面の作成という健全な実務慣行の普及」、「注文者となりうる一般人に対しても建築紛争の原因等のほか契約書面作成の必要性について理解を求めること」、「建築専門家の職業倫理の啓発」という重い課題が提示されておりました。この課題に対して建築界を代表する立場の司法支援建築会議が果たすべき役割は極めて大きいものがあ

1110_065-070_10周年記念連載［第12回］.indd 69 2011/09/22 16:37:37

ります。一般社会ならびに建築界の双方に対しての啓発活動が求められています。そのためには各支部地域の活動に期待するところが大きいのですがそのためには支部組織と活動のための予算措置ということになります。しかし先ほど井野先生から北海道における活発な司法支援活動のお話がありましたが、そのための予算請求はありませんでした。学会財政には限りがありたいへん厳しい状況にあります。支援建築会議の趣旨の一つには優れた知見を有する会員の自主的な活動の場を提供することにあります。各支部地域においてこの趣旨に賛同する会員の参加を求め、その奉仕的な活動に期待するしかありません。

各地域の自治体では、社会活動に参加したい、幅広い知識を身につけたいと考えるシルバー人材を対象とする市民大学、生涯大学などが設置されています。自治体としても地域のリーダーとなりうる人材を育成しようとしています。一方、教育のための適切なテーマや講師に苦労している側面もあります。建築紛争防止のテーマは一般教養講座として有益です。各支部支援会議から講師を派遣するなどして啓発活動に努める等の検討をしてはいかがでしょうか

小野――たいへん重い宿題をいただき少し気が重くなりました。（笑）それはそれとして、最後に司法支援建築会議の今後に対する期待のようなものを皆さん方から一言ずつお伺いしたいと思います。最初に平山先生からお願いします。

司法支援建築会議への期待

平山――最高裁建築関係訴訟委員会の答申はぜひこれからの大きなテーマとして取り上げていただきたい。もう一つは司法支援建築会議会員がかなり高齢化しています。若い人に司法支援に興味をもってもらうには司法支援が学術的な評価につながるようになればよいのではないでしょうか。それと司法支援建築会議をもう少しPRする必要があります。学会の大会で地方の司法支援建築会議会員の方々と懇談会を開催し、裁判官にも参加していただき、関係者が一緒になって問題を考える。これによって司法支援建築会議の目指すところが学会大会を通じて日本全国に知れ渡っていくことを期待します。

仙田――司法支援建築会議の予算の問題ですが、この10年間ほとんど変わらないのはおかしい。（笑）これだけ社会貢献しているのにもっと評価して予算を増やしてほしい。私は司法支援建築会議を立ち上げるときから、NPO法人的に学会とは分離独立してうまくやれないものかと考えてきました。会議を活性化するには経営的なところも考える必要があります。

もう一つは建築紛争というのは先程も話しましたが研究としては宝の山だと思う。これをテーマにして博士論文が二、三本できるはずですが（笑）、そういう論文はなかなか出てこない。この分野の学術研究を進めるようにぜひお願いしたい。

岡崎――先ほどご紹介した司法制度改革審議会で専門訴訟の対応力の強化が答申され、いち早く専門家との連携が成功したのが司法支援建築会議との連携だと思っています。そういう意味で、裁判所としてもこの会議にはたいへん感謝しています。今後とも今のような良好な関係を維持していければいいと思います。これからの方向性としては、地方への広がりがまず必要になります。集中部のある裁判所との連携は十分進んでいると思いますが、集中部がないところでなお事件数がそれなりにある地方があります。こういうところとの連携が求められるのではないかと思っています。もう一つは、10年経ちせっかくいい組織ができているわけですが、これを継続していくためには新しい世代の専門家にも入っていただきたいと思います。

河野――3つほどまとめて申し上げます。一つめは、現在もレベルの高い調停委員候補者の推薦をいただいておりますのでお礼申しあげます。東京地裁における2001年当時の建築士の調停委員は65名でした。現在は131名です。専門委員は2004年発足の制度ですが、当時48名で現在84名です。これは司法支援建築会議等のご支援をいただいたおかげでございます。二つめですが、東京地裁では全国の4分の1以上の建築事件を処理しています。これまで専門家の先生方のたいへんなご協力をいただき調停委員や専門委員として関与していただいています。これからはそのノウハウの蓄積をまとめかつ伝承する方策を考えていただきたいと存じます。三つめは、紛争事件について、専門家が関与されたノウハウの蓄積を踏まえて紛争予防に役立てるように建設的な提案をしていただきたいと考えております。

大森――私ばかりではなくいろいろな弁護士の先生方からも話を聞くと、最近の東京地裁の判決なり判断はぶれがなくなっているような気がします。これは裁判官のご努力と同時に、司法支援建築会議が推薦した専門家の尽力の賜だと実感しています。それを踏まえて、たとえば建築生産の上流段階での必要な情報提供など、紛争を予防するという観点の活動にさらに踏み込んでいただけるとありがたい。

井野――司法支援建築会議発足時から私は、この会の目的は学会の会員退会防止であると思っていました。退職と同時に退会される方々が多く、豊富な知識と経験をもつ貴重な人材に活動の場を提供したいとの思いが通じ、北海道では3名が再入会の上会議メンバーとなっていただいています。

もう一つの目的は紛争の予防と再発防止です。建築に限らず、事故と災害は研究や教育にとって宝の山です。大学の授業で実際に鑑定した建築紛争の話しをすると、学生はたいへん関心を示し、裁判の結果がどうなったかを知りたがります。これまで私は結審したら判決文を是非見せてほしいと裁判所にお願いしているのですが、ほとんど実現していません。鑑定人や調停委員として関係した建築紛争は生きた教材であり、大学や工業高校の先生たちにもわれわれの体験を伝える仕組みをつくりたいと考えています。

今のところ、私たちの活動範囲は札幌市内とその周辺に限られています。以前、遠隔地の建築士の方から地方における理不尽な建築紛争の実態を耳にしており、司法支援建築会議の活躍の場を北海道全域に拡げることも重要な課題であると思います。

斎藤――司法支援建築会議の運営上の課題としては、一つにはインターネットやEメールを駆使して全国各地の会議会員とは日常的に緊密な情報交換が可能な仕組みを構築するべきです。本部から発信する情報は、会報はもちろんのこと運営委員会はじめ各部会の議事録はすべて会議会員に発信する。会議会員からは実績報告書はもとより様々な意見や提案を受け付けるなど本部と会員間の双方向の情報交換を密にする工夫が必要です。もう一つには各支部地域の組織化と活動を活性化させるためにも、具体の活動目標を提示すべきです。たとえば「建築関係訴訟委員会答申」で期待されている一般社会ならびに建築界に向けた啓発活動を目標にしてはいかがでしょうか。そのためにも普及・交流部会は啓発のための教材を作成して各支部地域に提供していただくことになります。こうした具体の目標があれば、支部支援会議の組織化のインセンティブとなります。

小野――先生方からのお話は運営委員長への宿題になり、私としては最後に気分が少し重くなった感じがします。ご意見をいただいたということは、それだけ司法支援建築会議のこれまでの活動と成果に基づいて発展的に活動せよというお話だと思っています。ご期待に沿えるかどうかは別として、この会議がさらに社会貢献につながるような活動をしていきたいと思っておりますので、今後ともいろいろな面でご協力いただきますようにお願い申し上げます。

（2011年6月22日、建築学会会議室にて）

1110_065-070_10周年記念連載［第12回］.indd　70　2011/09/22　16:37:37